
江戸崎地方衛生土木組合
新リサイクルセンター整備・運営事業
要 求 水 準 書

令和 8 年 7 月 15 日

江戸崎地方衛生土木組合

目 次

第 1 章 共通事項	1
第 1 節 要求水準書の位置付け	1
1. 記載事項の補足等	1
2. 設備設置の選択に係る取り扱い	1
3. 仕様記述方法の取扱い	1
4. 参考図書の取り扱い	2
5. 契約金額の変更	2
第 2 節 計画概要	3
1. 第 1 節 1. 第 1 節 1. 一般概要	3
2. 事業名称	3
3. 事業期間	3
4. 業務の構成	3
5. 本事業の対象となる公共施設等の種類	3
6. 公共施設の管理者	4
7. 事業方式	4
8. 立地条件	4
9. 事業スケジュール	5
第 2 章 設計・建設業務	6
第 1 節 総則	6
1. 設計・建設業務の基本事項	6
2. 本施設の基本条件	8
3. 関係法令等の遵守	17
4. 設計・建設の基本事項	18
5. 安全衛生管理	23
6. 工事監理	24
7. 現場管理	25
8. 性能保証	26
9. 契約不適合責任	29
10. 正式引渡し	30
第 2 節 全体計画	31
1. 施設整備の基本方針	31
2. 全体計画	31
3. 工事計画	31
4. 本施設の全体配置	31
5. 計量手続き、荷下ろし作業	31
第 3 節 機械設備工事仕様	33
1. 機械設備工事共通仕様	33
2. 受入・供給設備	36
3. 不燃ごみ処理設備	41
4. ペットボトル処理設備	52

5.	集じん・脱臭設備	54
6.	給排水設備.....	57
7.	電気設備.....	60
8.	計装設備.....	68
9.	雑設備.....	72
第4節	土木建築工事仕様	74
1.	土木建築工事基本事項	74
2.	建築工事.....	75
3.	土木工事及び外構工事	83
4.	建築機械設備工事	84
5.	建築電気設備工事	85
第3章	運営・維持管理業務	89
第1節	総則.....	89
1.	運営・維持管理業務の基本事項	89
2.	運営・維持管理業務の基本条件	90
3.	関係法令等の遵守	93
4.	運営・維持管理期間終了時の取扱い	93
第2節	運営・維持管理体制	95
1.	全体組織計画	95
2.	労働安全衛生・作業環境管理	95
3.	防火管理.....	96
4.	施設警備・防犯	96
5.	連絡体制.....	96
第3節	運転管理業務	97
1.	運転管理体制	97
2.	運転条件.....	97
3.	受入対象物の受入	97
4.	搬入管理.....	98
5.	適正処理.....	98
6.	適正運転.....	98
7.	搬入搬出物の性状分析等	98
8.	災害発生時等の協力	99
9.	組合敷地内での運搬	99
10.	施設外への搬出	99
11.	運転計画の作成	99
12.	運転管理マニュアルの作成	100
13.	運転管理記録の作成	100
14.	教育訓練.....	100
15.	試運転期間中の運転管理	100
16.	基準値を満足できない場合の対応	100
第4節	維持管理業務	102
1.	調達・管理.....	102

2.	施設の機能維持	103
3.	点検・検査.....	103
4.	補修.....	103
5.	施設の保全.....	104
6.	機器更新.....	105
7.	点検・検査、補修、更新等により発生する残材の取扱い	105
8.	改良保全.....	105
9.	精密機能検査	105
10.	建築物等の保守管理	106
第5節	環境管理業務	107
1.	環境保全基準	107
2.	環境保全計画	107
3.	作業環境管理基準	107
4.	作業環境管理計画	107
第6節	有効利用業務	108
1.	資源物等の資源化	108
2.	処理不適物等の適正処分	108
第7節	情報管理業務	109
1.	報告書の作成・提出	109
2.	施設情報管理	110
3.	その他管理記録報告	110
第8節	防災管理業務	111
1.	二次災害の防止	111
2.	緊急対応マニュアルの作成	111
3.	自主防災組織の整備	111
4.	防災訓練の実施	111
5.	事故報告書の作成	111
第9節	関連業務.....	112
1.	清掃.....	112
2.	住民への対応	112
3.	協議会の設置	112
4.	セルフモニタリング	112
第10節	組合の業務	114
1.	本事業において組合の実施する業務	114
2.	モニタリングの実施	114
別紙1	用語の定義	116

第1章 共通事項

第1節 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）が発注する江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関し、組合が入札参加者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものである。

なお、本事業の要求水準を満足することを前提として、創意工夫を発揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。

また、本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても事業者の責任においてすべて完備又は遂行するものとする。

1. 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、設計・建設業務、運営・維持管理業務における基本的部分について定めたものであり、これを上回ることを妨げるものではない。本要求水準書に記載されていない事項であっても、施設を設計・建設、運営・維持管理するために必要と思われるものについては、すべて事業者の責任において用意するものとする。

2. 設備設置の選択に係る取り扱い

本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下の取扱いとする。

- (1) （必要に応じて設置）と記述されているもの

設置の有無については提案とする。

- (2) （必要に応じて設置）と記述されていないもの

組合が設置することを要件と考えるものである。同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、特記事項や注釈にて選択が認められているもの、明確な理由があるもののうち組合が妥当と判断したものに関し、設備の変更又は設置しない選択を可とする。

3. 仕様記述方法の取扱い

本要求水準書の仕様を示す記述方法は以下の取扱いとする。

- (1) 【 】がなく仕様が示されているもの

組合が指定する仕様であって、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じる等、特段の理由があり組合が認める場合に変更を可とする。

- (2) 【 】書きで仕様が示されているもの

組合が標準仕様と考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、組合が妥当と判断した場合に変更を可とする。

- (3) 【 】書きで仕様が示されていないもの

提案とする。

4. 参考図書の取り扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。「(参考)」と記載されたものについて、施設を設計・建設及び運営するために当然必要と思われるものについては、全て建設事業者の責任において実施しなければならない。

5. 契約金額の変更

上記 1 の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。ただし、組合が示す内容に変更がある場合は、組合と事業者との間で協議を行う。

第2節 計画概要

1. 一般概要

本事業は、組合で発生する金属類、ビン・ガラス類、ペットボトルの資源化を行う江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター（以下「本施設」という。）を新たに整備・運営するものである。建設は組合の旧焼却施設解体跡地で行う。ごみの計量は既設の計量棟で行い、計量したごみをプラットホーム及び直接搬入荷下ろしヤードで受け入れる。

金属類は除破袋機で袋を取り除いた後、比重差選別機で缶を選別し、缶手選別コンベヤ、磁力選別機、アルミ選別機でスチール缶とアルミ缶に選別後、圧縮成型する。缶以外のごみは手選別コンベヤで乾電池と鉄屑、家電、小型家電に選別する。ビン・ガラス類は除破袋機で袋を取り除いた後、手選別コンベヤでカレット4種に選別する。選別後の残渣はガラス類として資源化する。蛍光灯は受入貯留ヤードで選別し、蛍光灯破碎機で破碎する。ペットボトルは異物除去作業台で不適物を取り除き、圧縮梱包する。

本施設は循環型社会を促進し、安全で安心して運転ができる施設となるよう、生活環境の保全を図るとともに、経済性・効率性にも配慮するものとする。

2. 事業名称

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業

3. 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から令和32年3月31日までの約23年1ヶ月間とする。

4. 業務の構成

本事業は、主として次に掲げる2つの業務から構成される。各業務の諸元は、次の各号のそれぞれに示すとおりとする。

1) 設計・建設に係る業務

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 工事名 | 江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター建設工事 |
| (2) 工事場所 | 稲敷市高田 424 番地 |
| (3) 工事内容 | 本施設の設計・建設 |
| (4) 工期 | 事業契約本契約成立日から令和12年3月31日までの約3年1ヶ月間 |

2) 運営・維持管理に係る業務

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 業務名 | 江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター運営・維持管理業務委託 |
| (2) 委託内容 | 本施設の運営、運転管理、点検・検査・補修・更新・用役管理等 |
| (3) 期間 | 令和12年4月1日から令和32年3月31日まで（20年間） |

5. 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）

6. 公共施設の管理者

江戸崎地方衛生土木組合 管理者 笥 信太郎

7. 事業方式

本事業は、組合の所有となる本施設の設計・建設及び運営・維持管理業務を事業者が一括して受託する DBO (Design Build Operate) 方式にて実施する。

落札者は、単独又は共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行うものとする。

落札者は、20 年間の運営期間にわたって、本施設の運営・維持管理に係る業務（以下「運営・維持管理業務」という。）を行うものとする。特別目的会社（SPC）の設立を行うこととする。なお、組合は本施設を本事業の運営・維持管理期間終了後も長期にわたって使用する可能性もある。事業者は 30 年間程度の使用を前提として本業務を行うこととする。

組合は、本施設の建設に係る資金調達を行い、本施設を所有するものとする。

8. 立地条件

1) 地形・土質等

(1) 地形、土質

建設用地内の一部が鉛の溶出基準値超過によって形質変更時要届出区域に指定されている。また、形質変更時要届出区域を含む一部の地下躯体及び基礎が残置されている。そのため、建築物は原則として、形質変更時要届出区域を避ける形で建設し、残置されている杭と干渉しないように配慮すること。（添付資料 1 地質調査報告書、添付資料 2 残置杭位置図、添付資料 3 地下躯体残置位置図、添付資料 4 土壌分析結果（鉛溶出）参照）

(2) 計画地盤高

現況地盤高を目安とし、スムーズな車両動線が確保できるような計画地盤高とする。

(3) 気象条件（気象庁：竜ヶ崎（2015 年から 2024 年））

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 気温 | 最高：38.2℃ 最低：-8.8℃ |
| ② 最大降雨量 | 63.5mm/時 |

2) 都市計画事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 都市計画施設 | 「ごみ焼却場」として、都市計画決定済み。
面積：約 37,700m ² |
| (2) 区域区分 | 都市計画区域 |
| (3) 用途地域 | 指定なし |
| (4) 防火地区 | 指定なし |
| (5) 高度地区 | 指定なし |
| (6) 建ぺい率 | 60%以内 |
| (7) 容積率 | 200%以内 |
| (8) 日影規制 | なし |

- (9) 下水道計画区域 区域内
 (10) 森林法 対象外
 (11) その他 電波法第 102 条の 2 の規定に基づく「伝搬障害防止区域」には該当しない。

3) 搬入道路 (添付資料 5 全体配置図参照)

4) 敷地周辺設備 (添付資料 6 取合位置図、添付資料 7 外構埋設配管図(電力関係) 添付資料 8 外構埋設配管図(給排水関係) 参照)

- (1) 電気 敷地内の第 1 受変電所にて高圧受電(6.6kV、1 回線)している。
 また、焼却施設で発電した電力は、本回線を利用して余剰電力を売電している。第 1 変電所から新リサイクルセンターに配電する。
 (高圧配電盤 1、VCB 52F) (添付資料 9 電気設備主回路 単線系統図参照)
- (2) 用水 プラント用水：井水とする。(添付資料 10 井水分析結果参照)
 生活用水：上水とする。
- (3) 排水 プラント用水：排水処理設備にて処理後、下水道放流とする。
 生活用水：下水道放流とする。
 雨水：構内雨水集排水設備を通じて、敷地北西に位置する調整池に接続する。
- (4) 電話・通信 電話・通信設備を設置する。

9. 事業スケジュール

事業スケジュール(案)を以下に示す。

表 1-1 事業スケジュール(案)

年度	令和9	令和10	令和11	令和12	～	令和31
調査、設計、各種協議						
建設工事						
試運転				竣工▼		
運営・維持管理業務						

第2章 設計・建設業務

第1節 総則

1. 設計・建設業務の基本事項

1) 適用範囲

組合が発注する本事業のうち、設計・建設業務に適用する。

2) 設計・建設業務の概要

設計・施工を行う本施設の内訳は次のとおりとする。

- (1) 工場棟
- (2) 管理棟（工場棟と合棟とする）
- (3) 構内道路
- (4) 構内排水設備
- (5) 門・囲障
- (6) その他関連する施設や設備

3) 本施設の基本条件

(1) 施設規模

指定されたごみ質で以下の処理能力を有する。

不燃ごみ処理設備：4.2 t / 5 h

（金属類 1.5 t / 5 h、ビン・ガラス類 2.7 t / 5 h）

ペットボトル処理設備：0.3 t / 5 h

(2) 稼働条件

1日5時間の処理を行うものとし、年間257日以上稼働が可能なこと。

4) 建設事業者の業務概要

建設事業者が行う業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 建設事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき、受入対象物の適切な受入れ及び処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- (2) 設計・建設業務の範囲は、基本設計、実施設計のほか、土木工事及び外構工事、建築物及びプラント設備の工事等、本施設の整備に必要なものすべての工事を含む。
- (3) 建設事業者は、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理、処分及びその他の関連するもの、建築確認（計画通知）等の許認可手続、プラント設備の試運転及び引渡性能試験、長寿命化総合計画の作成、及び工事中の住民対応等の各種関連業務を行う。また、建築確認（計画通知）等の許認可手続においては、建築確認申請（適合判定を含む。）、中間検査並びに完了検査に必要な申請費用負担は建設事業者の業務範囲とする。
- (4) 建設事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等、行政手続に必要な書類の作成等の協力、支援を行う。
- (5) (1)から(4)に係る具体的な業務の範囲は次のとおりとする。

① 事前調査

必要な測量、地質調査、家屋調査等を行う。

② 建設用地における本施設の配置

建設用地の全体計画、本施設の配置、車両動線等の土地利用に係る設計を行う。

③ 本施設の設計及び施工

工場棟、管理棟をはじめ、関連する土木工事、外構工事、構内道路サイン等の建築物等の設計及び施工を行う。

④ 関連設備の整備等

電力の引き込み、上水の引き込み、通信設備の引き込み、高調波対策及び説明用パンフレットの納品等を行う。また、電波障害については、障害が起きた場合でかつ事業範囲内の工事が必要になった場合、組合の要請に従い誠意をもって必要な協力や工事を行う。

⑤ 生活環境影響調査書の遵守

建設事業者は、設計・建設業務において、生活環境影響調査書を遵守すること。

(添付資料 11 新リサイクルセンター建設に係る生活環境影響調査書) また、運営事業者が実施するモニタリングにより、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、建設事業者の責任において対策を講ずる。

⑥ 官公署等への申請

建設事業者は、自らの費用負担で本事業に必要な申請手続きをするとともに、組合が行う申請の協力を行う。なお、組合が行う申請、届出は次のとおりとする。

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係の申請、届出

(イ) 建築基準法関係の申請、届出

(ウ) 大気汚染防止法関係の申請、届出

(エ) 水質汚濁防止法関係の申請、届出

(オ) 騒音規制法関係の申請、届出

(カ) 振動規制法関係の申請、届出

(キ) 労働安全衛生法関係の申請、届出

(ク) 消防法関係の申請、届出

(ケ) 土壌汚染対策法の申請、届出

(コ) その他必要な申請、届出

⑦ 地元雇用や地元企業の活用

建設事業者は、本業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（組合圏域内に本店（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者。）の中から選定するよう努める。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努める。

⑧ 周辺住民への対応

本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を組合と連携して行う。

⑨ 建物内備品等の調達

建物内の備品、什器、物品は、すべて運営事業者の所掌とする。組合の様式に則り備品台帳を作成し、管理する。

⑩ 運営事業者への本施設の運転、維持管理、保守に係る指導

⑪ 本事業の実施に必要な部品の供給業務及び本施設の運営への協力

⑫ 法定資格者の配置

本施設の設計・建設業務期間中から必要な以下の資格者を配置する。

(ア) 第3種電気主任技術者

⑬ その他本事業に必要なすべての業務

5) 組合の業務概要

(1) 敷地の確保

組合は、本事業を実施するための敷地の確保を行う。

(2) 業務実施状況のモニタリング

組合は、本施設の設計期間、建設期間を通じ、本事業に係る監督員を配置し設計についての承諾を行うとともに、工事監理を行う。工事監理では、建設事業者に対して必要な調査・検査及び試験を求める。

(3) 請負代金の支払

組合は、本事業における請負代金を建設事業者に対し、原則出来高に応じて年度毎に支払う。

(4) 周辺住民への対応

組合は、本施設の建設期間における周辺住民からの意見や苦情に対する対応を建設事業者と連携して行う。

(5) 本事業に必要な行政手続き

組合は、本事業を実施する上で必要な、循環型社会形成推進交付金の申請、各種許可手続き等、各種行政手続を行う。

(6) その他これらを実施する上で必要な業務

2. 本施設の基本条件

1) ごみの種類

受入対象物を以下に示す。処理対象物は、受入対象物から粗大ごみ及び処理困難物を除いたものである。

表 2-1 受入対象物の種類、主な対象物、搬入形態

種 類		主な対象物	搬入形態
金属類	空き缶類	空き缶・卓上コンロのガスボンベ・スプレー缶	指定袋 直接搬入
	小型家電類	炊飯ジャー・電話機・ヘアードライヤー・トースター等	
	金物類	鍋・やかん・包丁・傘・フライパン・乾電池・ポット（魔法ビン含む）	
	せともの	茶碗・皿・土鍋	
ビン・ガラス類	空きビン類	酒・ビール・清涼飲料水のビン	指定袋 直接搬入
	ガラス類	コップ・板ガラス・鏡・蛍光灯・電球	
ペットボトル		清涼飲料水・醤油・みりん・酒・酢・調味料類・ドレッシングなどのペットボトル	袋なし 直接搬入
粗大ごみ		家具類、家電製品、寝具・敷物類、レジャー用品、家屋解体物、その他	直接搬入

2) 計画処理量

表 2-2 計画処理量

処理対象物		計画処理量
金属類		327 t/年
	スチール缶・アルミ缶	164 t/年
	その他金属	163 t/年
	その他金属類	149 t/年
	乾電池	14 t/年
ビン・ガラス類		593 t/年
	ビン	325 t/年
	その他ビン・ガラス類	268 t/年
	ガラス類	260 t/年
	蛍光灯	8 t/年
ペットボトル		46 t/年
合計		966 t/年

3) ごみ組成（計画値）

処理対象のごみ組成の計画値は、以下のとおり設定する。

表 2-3 単位体積重量

項 目	単位体積重量	備考
金属類	0.15 t/m ³	スチール缶・アルミ缶、その他金属類、乾電池の加重平均
スチール缶・アルミ缶	0.06 t/m ³	
その他金属類	0.16 t/m ³	
乾電池	1.0 t/m ³	
ビン・ガラス類	0.35 t/m ³	ビン、ガラス類、蛍光灯の加重平均
ビン	0.29 t/m ³	
ガラス類	0.425 t/m ³	
蛍光灯	0.15 t/m ³	
ペットボトル	0.028 t/m ³	

表 2-4 スチール缶・アルミ缶の組成

組成 (%)		
スチール缶	アルミ缶	残渣
63.6	31.4	5.0

表 2-5 ビンの組成

組成 (%)				
白色	茶色	緑色	黒色	残渣
31.7	43.8	11.8	7.7	5.0

4) 処理不適物

各プロセスで処理が困難なものや設備に不具合が発生する処理不適物については、組合と建設事業者及び運営事業者で協議の上で詳細な内容を規定する。

5) 搬入形態

(1) 金属類

パッカー車もしくは天蓋ダンプ車で搬入される。金属類受入貯留ヤード又は共通受入貯留ヤードで受け入れ後、重機でホッパに投入する。直接搬入車両が持ち込んだごみは、直接搬入荷下ろしヤードで荷下ろしし、金属類受入貯留ヤード又は共通受入貯留ヤードへ移送する。

(2) ビン・ガラス類

パッカー車もしくは天蓋ダンプ車で搬入される。ビン・ガラス類受入貯留ヤード又は共通受入貯留ヤードで受け入れ後、重機でホッパに投入する。直接搬入車両が持ち込んだごみは、直接搬入荷下ろしヤードで荷下ろしし、ビン・ガラス類受入貯留ヤード又は共通受入貯留ヤードへ移送する。蛍光灯の入った袋は収集時に他のごみと分け、割れないように搬入するため、蛍光灯を受入貯留ヤードで選別し、蛍光灯破砕機で破砕する。

(3) ペットボトル

パッカー車もしくは天蓋ダンプ車で搬入される。ペットボトル受入貯留ヤード又は共通受入貯留ヤードで受け入れ後、重機で異物除去作業台に搬出する。直接搬入車両が持ち込んだごみは、直接搬入荷下ろしヤードで荷下ろしし、ペットボトル受入貯留ヤード又は共通受入貯留ヤードへ移送する。

(4) 粗大ごみ

直接搬入荷下ろしヤードで荷下ろしし、種類ごとに粗大ごみ置き場へ移送する。粗大ごみ置き場の区分は、スーツケース・スキー板・畳、剪定枝、材木・家具・布団、鉄屑・ストーブ・ガスコンロ、自転車、家電の6種類である。

6) ごみ搬入日及び搬入時間

搬入日及び搬入時間は、以下のとおりとする。祝日については、年末年始の12月31日～1月3日以外は受入を行うものとする。また、組合が事前に指示する場合は、下記搬入時間以外でも受入を行うものとする。なお、搬出は、入札等により引き取り業者を決定するため、現状では搬出頻度等は未定であるが、下記想定により計画するものとする。

- (1) 収集ごみ：毎週 月曜日から金曜日（祝日含む）
午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
※本施設のごみ受入は原則として午後 5 時までとするが、計量棟でのごみ受入は午後 6 時まで行うため、非常時等必要な場合は午後 6 時までのごみ搬入に協力すること。
- (2) 許可業者：毎週 月曜日から金曜日（祝日は含まない）
午前 8 時 40 分～午後 4 時 30 分
土曜日（祝日は含まない）
午前 8 時 40 分～午前 11 時 30 分
- (3) 直接搬入：毎週 月曜日から金曜日（祝日は含まない）
午前 8 時 40 分～午後 4 時 30 分
土曜日
午前 8 時 40 分～午前 11 時 30 分（祝日は含まない）
- (4) 資源物等搬出：毎週 月曜日から金曜日（祝日は含まない）
午前 8 時 40 分～午後 4 時 30 分

7) 搬出入車両

搬入・搬出車両の条件は、以下のとおり設定する。

表 2-6 搬入・搬出車両の条件（参考）

項 目		想定搬出入車両
搬入車両	パッカー車	3 t パッカー車、4 t パッカー車
	ダンプ車	2t 天蓋ダンプ車
	直接搬入車	乗用車
搬出車両	スチール缶（圧縮）	10 t HIAB 車
	アルミ缶（圧縮）	12 t 平ボディ車
	鉄屑	10 t HIAB 車・10 t 脱着コンテナ車
	家電	10 t HIAB 車・10 t 脱着コンテナ車
	小型家電	4 t 脱着コンテナ車
	無色のビン	10 t ダンプ車
	茶色のビン	10 t ダンプ車
	緑色のビン	10 t ダンプ車
	黒色のビン	10 t ダンプ車
	残渣（ガラス類）	10 t 脱着コンテナ車
	乾電池	10 t 平ボディ車
	蛍光灯	
	ペットボトル（圧縮梱包）	10 t ウイング車

8) 搬入車両台数

搬入車両台数を以下に示す。

表 2-7 搬入車両台数

		日平均台数（台）	日最大台数（台）
収集ごみ	不燃ごみ	4	6
	ペットボトル	4	6
直接搬入	混載ごみ	90	200

9) 年間稼働日数及び稼働時間

- (1) 1日5時間の処理を行うものとし、90日間以上にわたり、この間の計画作業日における安定運転が可能なものとする。
- (2) 施設引渡し後1年以内に90日間以上の期間内の計画作業日における安定運転の確認を行う。
- (3) 安定運転とは、設備の故障や運転員の誤操作等により処理システムを停止することなく、運転を継続している状態である。ただし、処理困難物や処理不適物の除去等により、処理システムの一部を停止することや一時的にごみの供給等を停止すること等、手選別等の作業員に起因するごみ供給の停止はこの限りでない。なお、風水害・地震等の大規模災害等不測の事態及び警報等に対する運転員の対応遅れにより、処理システムを停止した際の扱いについては、その都度協議する。

10) 変動係数

処理対象物の搬入量に係る変動係数を以下に示す。

表 2-8 不燃ごみの変動係数（参考）

不燃ごみ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	1.03	0.98	1.09	0.66	1.06	0.82	1.07	0.93	0.93	1.41	0.88	1.14
令和5年度	0.91	0.92	1.22	1.16	0.82	0.99	0.88	1.06	0.93	0.99	0.85	1.26
令和4年度	0.92	0.96	0.91	0.98	0.89	1.02	0.94	0.99	1.08	0.94	0.99	1.38
令和3年度	1.21	1.01	1.02	1.04	0.97	0.92	0.93	1.04	1.07	0.90	0.78	1.11
令和2年度	1.07	0.96	1.33	0.84	1.04	1.06	0.94	0.97	0.95	0.88	0.95	1.01

※混載ごみ中の不燃ごみは正確な量が把握できていないため、参考値とする。

表 2-9 ペットボトルの変動係数

ペットボトル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度	0.83	0.90	1.24	1.17	1.61	1.12	0.88	1.04	0.71	0.80	0.71	1.00
令和5年度	1.03	0.91	0.98	1.32	1.22	1.47	0.97	0.77	0.7	0.91	0.74	0.98
令和4年度	1.05	0.94	0.88	1.44	1.18	1.07	1.13	0.81	0.77	1.11	0.78	0.83
令和3年度	0.84	1.14	1.03	1.49	1.28	1.05	1.13	0.82	0.70	0.97	0.77	0.80
令和2年度	0.90	1.16	0.97	1.03	1.56	1.20	1.14	0.74	0.75	0.90	0.77	0.88

11) 主要設備方式

(1) 不燃ごみ処理設備

① 受入・供給

(ア) 金属類 : 受入貯留ヤード+受入ホッパ投入

(イ) ビン・ガラス類 : 受入貯留ヤード+受入ホッパ投入

② 破袋・除袋 : 【除破袋機】

③ 選別

(ア) 缶 : 比重差選別機+手選別+磁力選別機+アルミ選別機(スチール缶、アルミ缶)

(イ) その他 : 手選別(鉄屑、家電、小型家電、乾電池、カレット4種、蛍光灯、残渣(ガラス類))

④ 圧縮成型

(ア) 缶 : 圧縮成型機で圧縮

⑤ 搬出

(ア) 缶 : 圧縮後、貯留ヤード(パレット積)に貯留し、搬出

(イ) 鉄屑 : 貯留ヤードに貯留し、搬出

(ウ) 家電 : 貯留ヤードに貯留し、搬出

(エ) 小型家電 : 貯留ヤード(4t コンテナ)に貯留し、搬出

(オ) カレット4種 : 貯留ヤードに貯留し、既設のストックヤードに移送

(カ) 乾電池 : 貯留ヤード(ドラム缶積)に貯留し、搬出

(キ) 蛍光灯 : 破碎後、貯留ヤード(ドラム缶積)に貯留し、搬出

(ク) 残渣(ガラス類) : 貯留ヤード(10t コンテナ)に貯留し、搬出

(2) ペットボトル処理設備

① 受入・供給・選別 : 受入貯留ヤード+異物除去作業台+受入ホッパ投入

② 圧縮梱包 : 圧縮梱包機で圧縮(PP又はPETバンドで結束)

③ 搬出 : 圧縮梱包後、貯留ヤード(パレット積)に貯留し、搬出

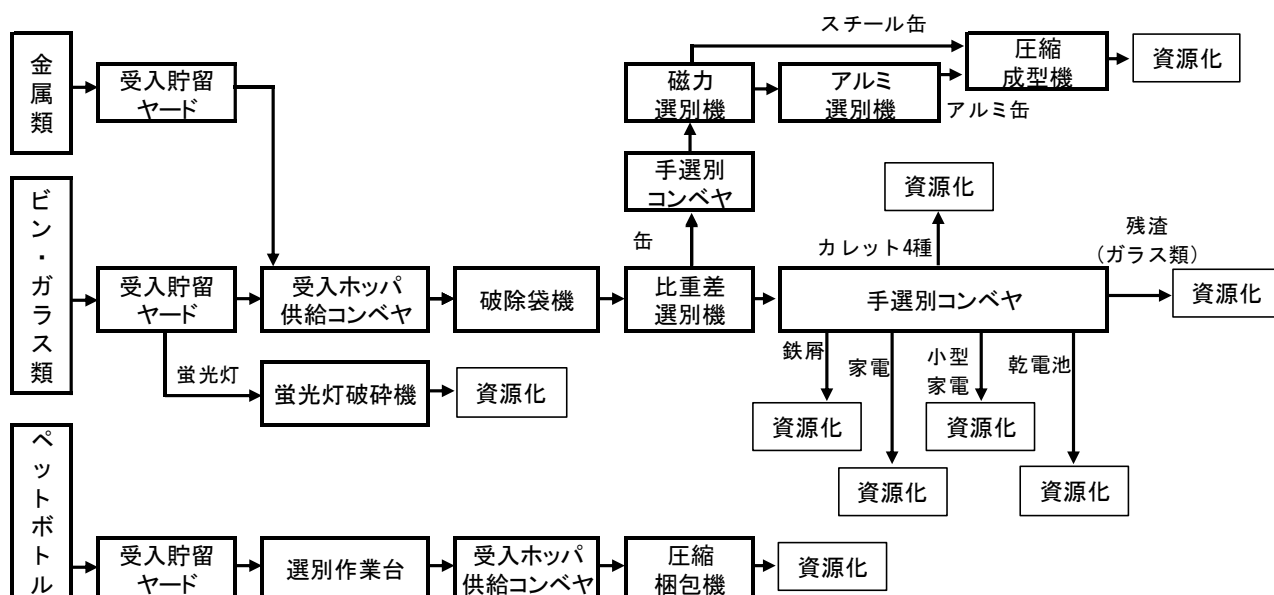


図 1-1 主要設備フロー（参考）

12) 公害防止基準

(1) 粉じん基準値

- ① バグフィルタ及び脱臭装置出口粉じん濃度 : 0.1g/Nm³ 以下
- ② 作業環境基準 : 2mg/m³ 以下

(2) 騒音基準値

全系列定格運転時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

表 2-10 騒音基準値

午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル

(3) 振動基準値

全系列定格運転時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

表 2-11 振動基準値

午前 6 時から午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル	60 デシベル

(4) 悪臭基準値

敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

表 2-12 悪臭基準値（特定悪臭物質）

項目	基準（ppm）	項目	基準（ppm）
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

排出口及び排水にて次の基準値以下とすること。

表 2-13 悪臭基準値（排出口及び排水）

区分	排出形態	規制場所	規制物資
2号規制	気体排出施設からの排出	排出口	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
3号規制	事業場から排出される汚水	排水	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル

※2号規制の規制基準は、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した流量とする。

※3号規制の規制基準は、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した排水中の濃度とする。

(5) 排水基準値

プラント排水及び生活排水は、排水取り合い点において下水道法及び稲敷市下水道条例の排除基準値以下とすること。

表 2-14 排水基準値

単位：mg/L (pH、ダイオキシン類、水温を除く)

項目	基準
水素イオン濃度 (pH)	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	600
浮遊物質 (SS)	600
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30
アンモニア等 (アンモニア性窒素＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素の合計)	380
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機りん化合物	1
鉛及びその化合物	0.1
六価クロム化合物	0.2
ひ素及びその化合物	0.1
水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チラウム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカブル	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10
ふっ素及びその化合物	8
1,4-ジオキサン	0.5
ダイオキシン類	10 (pg-TEQ/L)
フェノール類含有量	0.5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	1
クロム含有量	1
水温	45℃
沃素消費量	220

3. 関係法令等の遵守

本事業の設計施工に当たっては、以下の法令他各種関係法規等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 再生資源の利用の促進に関する法律
- (3) 環境基本法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 労働基準法
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 土壌汚染対策法
- (9) 騒音規制法
- (10) 振動規制法
- (11) 悪臭防止法
- (12) 水道法
- (13) 下水道法
- (14) 消防法
- (15) 建築基準法
- (16) 建築士法
- (17) 都市計画法
- (18) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (19) 電気事業法
- (20) 電気工事士法
- (21) 電気用品安全法
- (22) 高圧ガス保安法
- (23) 建設業法
- (24) 建設リサイクル法
- (25) 計量法
- (26) 河川法
- (27) 砂防法
- (28) 森林法
- (29) 日本産業規格(JIS)
- (30) 電気規格調査会規格(JEC)
- (31) 日本電気工業会標準(JEM)
- (32) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- (33) 建築設備耐震設計・施工指針
- (34) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各工事共通仕様書（最新版）
- (35) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (36) その他本事業に関連する法令、茨城県条例、稲敷市条例等

4. 設計・建設の基本事項

1) 基本設計及び実施設計の手順（参考）

- (1) 建設事業者は、入札提出書類（事業者提案）に基づき工事の基本設計を行う。
- (2) 建設事業者は、基本設計に係る承諾申請図書として組合に提出し、承諾を得る。
- (3) 建設事業者は、基本設計に基づき実施設計を行う。
- (4) 建設事業者は、実施設計に係る承諾申請図書として組合に提出し、承諾を得る。
- (5) 組合は、承諾後、速やかに建設事業者へ通知するが、組合の承諾を得られない場合、建設事業者は、合理的な理由がない限り、修正を行わなければならない。組合は、承諾した後においても、一覧に記載されていないものについて、実施設計に係る承諾申請図書の提出を求めることができるものとし、建設事業者は、合理的な理由がなければ提出しなければならない。
- (6) 組合の承諾後、建設事業者は、実施設計を確定する。

2) 基本設計

建設事業者は、事業スケジュールに遅滞がないよう、工事の基本設計に着手する。基本設計の作成後、設計の内容について組合の承諾を得るため、基本設計に係る承諾申請図書を作成し、組合に提出する。

基本設計に係る承諾申請図書は、既提出の入札提出書類（事業者提案）に基づくものとし、原則として内容の変更は認めない。ただし、内容を上回り、かつ、組合が認めるものであれば、これを妨げるものではない。なお、基本設計に係る承諾申請図書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設概要説明書
- (2) 設計基本数値計算書
 - ① 施設計画基本数値
 - ② 主要施設（機器）設計計算書
- (3) 設計仕様書（機械設備、電気設備、土木・建築設備）
- (4) 図面（配置図、各階平面図、立面図、断面図、パース図等）
- (5) 全体工事工程
- (6) その他必要な図書

3) 実施設計

建設事業者は、基本設計に係る承諾申請図書について組合の承諾を得た後、速やかに実施設計に着手する。実施設計の作成後、設計の内容について組合の承諾を得るため、実施設計に係る承諾申請図書を作成し、組合に提出する。

実施設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で、本施設等の建設を開始する。なお、実施設計に係る承諾申請図書の承諾を得た上で、本施設等の建設を開始する。なお、実施設計に係る承諾申請図書は、既提出の基本設計に基づくものとし、原則として内容の変更は認めない。ただし、内容を上回り、かつ組合が認めるものであれば、これを妨げるものではない。なお、実施設計に係る承諾申請図書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 土木・建築及び設備機器詳細図（構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、建築意匠図、建築設備図、単線結線図、電気計装システム構成図、外構図、付属品図等）

- (3) 各工事仕様書
- (4) 各工事計算書
- (5) 各工事積算内訳書
- (6) 鳥瞰図（方向を変えた２種類とする。）
- (7) その他必要な図書

4) 実施設計の契約不適合の責任

建設事業者は、本施設の実施設計を行うため、設計に係る契約不適合については全ての責任を負い、組合の承諾申請図書等の承諾行為が、建設事業者の設計に係る契約不適合の責任を回避するものではない。ただし、組合が提供する本要求水準書等や組合の指示に誤りがあった場合は、この限りでない。なお、実施設計の契約不適合の責任期間は、原則として正式引渡し後 10 年間とする。

5) 材料及び機器

(1) 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業会規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

国等による環境物品の調達に関する法律第 6 条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に組合の承諾を受けるものとする。

本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。

原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。

検査立会を要する機器・材料等については、原則として組合が承諾した検査要領書に基づく検査が国内において実施できること。

竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

(2) 使用材質

使用条件に則した材質を選定することとし、腐食性のある条件下で使用される材料については耐腐食性に優れた材料を使用すること。

(3) 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。

原則として、事前にメーカーのリストを組合に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカー選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。

電線についてはエコケーブル、照明器具については LED 照明を採用する等、環境・省

エネルギーに配慮した材料、機器の優先的な使用を考慮すること。

6) 許認可

本施設の建設に当たって必要とする許認可については、建設事業者の責任と負担において全て取得する。ただし、取得に際して、組合が担う必要があるものについては組合が行うが、必要な支援・協力を行う。

7) 疑義

本要求水準書等に疑義が生じた場合は、組合と建設事業者で協議の上、疑義に係る解釈の決定を行う。

8) 工事

建設事業者は工事の着手及び履行において次の点に留意する。

- (1) 工事の開始に当たり、建設事業者は建設工事請負契約書に記載された各種届出やその他必要な書類を適時に組合に提出し、組合の承諾を得る。なお、工事の進捗により図書の修正が必要となった場合は、適宜修正の承諾を得る。
- (2) 建設事業者は、本施設の設備の製造及び施工を行うに当たり、事前に施工承諾申請図書を提出し承諾を得る。
- (3) 建設工事については、原則として、仮設工事も含めて建設用地内で行うものとし、これにより難しい場合は組合と協議する。
- (4) 建設工事に際しては、原則工事週休2日制（工事従事者の週休2日）とする。
- (5) 作業日は、原則として日曜日及び祝日を除いた日とする。作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業、又は騒音・振動を発生おそれの少ない作業等については別途協議とする。また、状況によって組合の指示により、作業時間を変更する場合がある。
- (6) 資格を必要とする作業は、監督員に資格者の証明を提示したうえで、有資格者により適正に施工すること。

9) 工事中の安全衛生管理

建設事業者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、作業従事者等への安全教育を徹底し、労務災害や周辺への二次災害が発生しないように努める。特に、工事車両の通行や出入りについては、事故や周辺に迷惑が掛からないよう配慮するとともに、工事車両を含む周辺の交通安全、防火等を含む現場安全管理に万全の対策を講ずる。

10) 工事中の環境保全

建設事業者は、その責任において周辺環境を考慮し、環境の保全に十分配慮する。建設廃棄物は、適切にリサイクルや処分を行う。掘削土砂は、原則として建設用地内外で利用もしくは建設発生土情報交換システムへの登録等により再利用する。環境保全においては、以下の点を留意する。

- (1) 工事中は騒音、振動発生を防止し、騒音、振動の測定を行う。
- (2) 必要に応じた散水、工事車両の洗浄や搬入道路の清掃等、粉じん飛散防止対策を行う。
- (3) 工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮すると共に、場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講ずる。

- (4) 低騒音型、低振動型、排ガス対策型等の機械を使用する、工事車両や工事の集中を避ける等、騒音や振動、排ガス濃度の低減に努める。
- (5) 工事車両の走行ルートには適宜交通誘導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止する。
- (6) 資機材運搬車両が沿道を通行する際には、走行速度に留意し、極力車両騒音の発生を抑制する。
- (7) 工事関係車両により既存道路等の破損が生じた場合は、補修を行う。

11) 別途工事との調整

- (1) 敷地内において組合が発注した別途工事がある場合は、その工事の請負事業者との調整を率先して行い、その工事が円滑に施工できるよう協力する。
- (2) 組合は、工事監理業務の受託者（建設工事の工事監理者として組合が委託する者）とともに、施工手順や全体進捗状況の確認を行う。
- (3) 組合は必要に応じて請負事業者間の連絡会議等に参加する。

12) 工事に伴う損傷等の復旧

建設事業者は、工事に伴って周辺道路や隣接地等に汚染や損傷等を生じさせた場合は、組合に報告するとともに、早急に建設事業者の負担で復旧に努める。

設計・建設及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取替を行う。ただし、風水害・地震等の大規模災害等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

13) 保険への加入

建設事業者は、建設工事の期間中、少なくとも以下の保険に加入する。

- (1) 組立保険
- (2) 建設工事保険
- (3) 第三者損害賠償保険

第三者への保険については、対人賠償はひとりにつき 2 億円、一事故につき 5 億円、対物賠償は一事故につき 3 億円を最低填補限度額とする。

14) 試運転

- (1) 建設事業者は、順調かつ安定した連続運転ができることを確認するため、試運転とそれに係る調整を行う。試運転の前には、試運転の手順や日程及び要領等をまとめた試運転要領書を提出し、組合の承諾を得る。
- (2) 建設事業者は、処理対象物を設備に投入して処理を行い、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、予備性能試験及び引渡性能試験を含む試運転を工期内に実施する。試運転の期間は、予備性能試験及び引渡性能試験を含め、原則【30】日以上（土日を含む）とする。なお、本施設の完成度が試運転の実施可能な段階に達したか否かは、建設事業者の判断によるものとする。なお、既存施設を稼働しながらの実施となることから、安全への配慮やごみ搬入等の調整を行う。
- (3) 試運転に係る業務は、原則、建設事業者が行うものとし、試運転に必要な経費負担も建設事業者が負う。ただし、試運転業務の一部を運営事業者へ委託する場合は、実施体制等を組合に書類で提出し、責任の所在を明確にした上で組合の承諾を得る。

- (4) 試運転期間中、故障、不具合等が発生した場合には、建設事業者は、責任をもってその故障、不具合等の修復及び改善に当たるとともに、直ちに組合に通報して状況説明を行う。
- (5) 試運転に係る費用及び責任分担は次のとおりとする。

- ① 組合の費用負担範囲

- (ア) 試運転（予備性能試験及び引渡性能試験を含む。）にて負荷運転（処理対象物を投入した状態で行う一連の運転のことをいう。）を行うための処理対象物の提供に要する費用

- (イ) 試運転により発生する資源物等の運搬・処分費用

- (ウ) 試運転により発生する資源物売却収入

- ② 建設事業者の費用負担範囲

- (ア) 試運転の実施に係る用役費（電気、上下水、燃料、薬剤費等）、人件費（必要により運営事業者への委託費を含む。）、使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用等

- (イ) 予備性能試験及び引渡性能試験を実施する場合の計測及び分析等に係る費用

- (ウ) 引渡性能試験において性能未達のために追加で実施する施設の改修に要する費用

- (エ) その他、「① 組合の費用負担範囲」に記載された項目以外の試運転に関連する費用

- ③ 運営事業者の費用負担範囲

- (ア) 車両（重機を含む。）の調達に係る費用。

- (イ) 建物内備品等の調達に係る費用（運営事業者自らが使用するものに限る。）。

15) 運転指導

- (1) 指導計画

建設事業者は、本施設に配置される運営事業者に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検業務を含む）について、教育指導計画書に基づき、机上研修、現場研修、実施研修等、十分な教育指導を行う。なお、建設事業者は、教育指導計画書を提出し、組合の承諾を得るものとする。

- (2) 指導期間

運転指導期間は試運転期間内の原則として【14】日以上（土日を含む）とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、組合と建設事業者の協議の上、実施する。

- (3) 指導員

運転指導員については、資格及び免許等の経歴を記載した名簿を作成、提出し、組合の承諾を得るものとする。

16) 完成図書

建設事業者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。

- (1) 竣工図

2 部

- ① 金文字製本（A4 判）

- ② 見開き製本（見開き A3 判）

- ③ 原図（CAD 電子データ）

(2) 確定仕様書（設計計算書及びフローシート等含む）	2 部
(3) 検査及び試験成績書	2 部
(4) 取扱説明書	2 部
(5) 鍵・工具引渡書	2 部
(6) 各保証書	2 部
(7) 予備品・消耗品・工具等一覧表	2 部
(8) 機器台帳	2 部
(9) 機器履歴台帳	2 部
(10) 試運転報告書（予備性能試験を含む）	2 部
(11) 引渡性能試験報告書	2 部
(12) 長寿命化総合計画	2 部
(13) 工程ごとの工事写真	2 部
(14) 特許一覧表	2 部
(15) 竣工写真（プロ撮影）キャビネ判	2 部
(16) 打合議事録、工事日報等その他指示する図書	各 2 部
(17) 施設ビデオ・パンフレット	1 式（内容は協議による。）
(18) 運営マニュアル（運営事業者が作成するものも含む）	1 式

CAD 図面や計算書等、電子記憶媒体で提出できるものは、媒体に収録したものも併せて提出する。なお、ファイル形式は PDF ファイルを基本とするが、竣工図、工程ごとの工事写真、竣工写真、ビデオ映像、パンフレット、その他組合が指示する図書のファイル形式については組合と協議する。

17) 各工事積算内訳書の作成

建設事業者は、各工事積算内訳書について積算根拠等を明確にした上で作成して組合へ提出し承諾を得る。国への交付金申請及び報告事務手続きに協力する。

18) 予備品及び消耗品

建設事業者は、本施設に係る予備品（2 年分）及び消耗品（1 年分）を納品するものとし、事前にそのリストを作成し組合へ提出し、組合の承諾を得る。

予備品は、保証期間に必要な保守、整備がされていても、破損、損傷、摩耗する確率が高い部品、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、寿命が 1 年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とする。消耗品は、運転により確実に損耗し、寿命が短い部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とする。その数量、リスト表（入手可能期間を明記。）を作成し、承諾図書に添付する。原則として対象機器ごとに収容箱に入れ納入する。

5. 安全衛生管理

運転管理上の安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。

関係法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保に心掛けること。

特に機器側における騒音が約 80dB（騒音源より 1m の位置において）を超えると予想されるものについては原則として、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施すこと。機械騒音が特に著しい送風機・コンプレッサ等は、必要に応じて別室に収容することや部屋の吸音工事などを施すこと。

1) 安全対策

設備装置の配置、建設、据付は全て労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。

2) 災害対策

検知器や消火設備を法令に従って必要個数設置するとともに、施設の特徴や機械の配置・機能を考慮して、施設全体としての適正な防火システムを構築すること。特にごみ貯留ヤードやコンベヤ部等の火災発生の可能性の高いところには、必要数の感知器や消火設備を設置すること。

3) 臭気対策

主要居室（中央制御室、作業員控室、更衣室などの居室）及び管理諸室において臭気が一切感じられないようにすること。組合が試運転中等に臭気についての異議を申し立てた場合は、組合と協議を行い、改善対策を行うこと。

6. 工事監理

1) 工事監理

- (1) 組合は、組合が設計・施工監理を行う者として、監督員（以下「監督員」という。）を定める。
- (2) 組合は、建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定に基づき工事監理者を定める（委託する場合を含む）。
- (3) 組合は、組合が検査を行う者として、検査員（以下「検査員」という。）を定める。
- (4) 監督員は、プラント設備、建築物等の設計・施工監理を行う。
- (5) 工事監理者は、建築士法第 2 条第 8 項の規定に基づき、本施設が実施設計等に適合するよう工事監理を行う。
- (6) 検査員は、次の検査等を行うものとする。

① 竣工検査

工事が完了し、建設事業者から工事完成届の提出があったときに行うものであり、工事の完成を確認するための検査

② 出来形検査

工事出来形査定願書が提出され、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の出来形部分等を確認するための検査。あるいは、契約解除に伴う出来形部分等に対して行う検査

③ 部分使用検査

工事目的物の引渡し前に使用しようとするとき、当該部分を確認するための検査

④ 中間検査

適正かつ円滑な工事施工に資するため、工事途中において行う検査

⑤ 工事点検

適正かつ円滑な工事施工に資するため、必要に応じ工事現場を視察し、施工体制の確認等をするための点検

- (7) 前項の検査は、建設事業者より組合が各通知を受けた日から 14 日以内に建設事業者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知する。
- (8) 検査員が行う出来形検査等において、既成部分の完成を確認した場合においても、組合が当該既成部分の引渡しを受けるものと解してはならず、正式引渡しが完了するまでの保管はすべて建設事業者の責任とする。
- (9) 検査員は、竣工検査、出来形検査、部分使用検査、中間検査及び工事点検のほかに、この契約の適正な履行を確保するために必要であれば、本施設の建設工事の中途においても随時検査を行うことができる。

7. 現場管理

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

- (1) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等の仮設計画については組合と十分協議し、他の工事への支障が生じないように留意すること。
- (2) 工事中は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程で規定された機械の使用等、騒音や振動の発生の防止に努めること。また、必要に応じ騒音、振動の測定を行うこと。
- (3) 工事車両は、敷地内で車輪、車体に付着した土砂を洗浄し、退出すること。
- (4) 工事に際して生じる発生成材は、原則として構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律や建設副産物適正処理推進要綱及びその他関係法令等に従い、適正に処理し組合に報告すること。
- (5) 現場は、常に保安、安全上の必要な処置をとるとともに、整理整頓を励行し清潔にすること。また、火災や盗難等の事故防止にも努めること。
- (6) 工事資材等の搬入が極端に集中しないように、搬入時期や時間の分散に努めること。

3) 仮設工事

- (1) 工事に必要な仮設工事は、提案によるものとする。
- (2) 組合敷地の近隣にも配慮した仮設計画とする。
- (3) 工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため建設用地の必要箇所に仮囲いを施工すること。
- (4) 正式引渡しまでの工事用電力、電話及び用水は建設事業者の負担にて、関係機関と協議の上、諸手続きをもって実施する。

- (5) 工事用電力及び電話を外部（東京電力㈱、NTT 東日本（東日本電信電話㈱））より引き込む場合の取合点は提案によるものとする。
- (6) 組合と協議の上、建設事業者の負担で工事監理者用の現場事務所を設置する。使用人数は 5 名程度とする。
- (7) 仮設事務所内には、工事期間中に定例会議等が開催できるよう 25 名程度が収容可能な会議室を設ける。
- (8) 工事監理者用の現場事務所には電話（FAX 及びインターネット接続 LAN 付）、プリンター、コピー機、冷暖房、厨房器具、ロッカー、事務机、白板、長机、書棚、作業用保護具（ヘルメット、長靴、墜落制止用器具）、トイレ（室内）等必要な備品及び消耗品を用意する。内容、仕様、数量等は組合と協議する。
- (9) 周辺住民への情報提供のため、工事の進捗状況を報せる掲示設備を設ける。
- (10) 仮設用の事務所や駐車場等に必要な用地を敷地内に確保することも可とする。これに使用する用地は、敷地引渡後竣工までの期間において無償貸与とする。ただし、組合が安全かつ妥当な範囲と認めた場所とし、詳細は組合と協議の上、決定する。

8. 性能保証

建設事業者は、建設工事期間中に予備性能試験及び引渡性能試験を行い、本要求水準書で要求する性能を満足していることを確認する。

1) 保証事項

(1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て建設事業者の責任により発揮させる。また、建設事業者は本要求水準書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、組合の指示に従い、建設事業者の負担で施工する。

(2) 性能保証事項

「表 2-15 引渡性能試験方法」に記載された全ての保証条件に適合させる。

表 2-15 引渡性能試験方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	ごみ処理能力	要求水準書に示すごみ質において、指定した処理能力を有すること。	(1) ごみ質 組成、単位体積重量の確認を行う。実際のごみ質が計画ごみと大幅に異なる場合はごみ質を調整する。 (2) 運転時間 原則として 5 時間とする。ただし、ごみ量が確保できない場合は 5 時間換算により処理能力を評価する。 (3) ごみ量 計量機の計測データとする。 (4) 測定回数 1 回×1 日とする。	計画値と単位体積重量が異なる場合は、両者の比率から補正する。

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
2	破袋・除袋基準	破袋率：【 】 %以上 除袋率：【 】 %以上 (いずれも個数割合)	(1)採取場所 破袋・除袋機出口 (2)測定回数 各 1 回×1 日 (3)測定方法 ごみが入った袋を 100 個以上投入し、破袋、除袋状況を確認する。	多重袋、厚手袋は除く。
3	選別基準	純度(重量割合) スチール缶：95%以上 アルミ缶：95%以上	(1)採取場所 各選別機出口 (2)測定回数 各 1 回×1 日 (3)測定方法 手分析による。	
		(2)回収率(目標値) スチール缶：95%以上 アルミ缶：90%以上	測定方法等は組合の承諾を得ること。	
4	排気口出口 粉じん濃度	0.1g/Nm ³ 以下	(1)測定場所 バグフィルタ及び脱臭装置出口 (2)測定回数 1 回 (3)測定方法は組合の承諾を得ること。	
5	作業環境中 粉じん濃度	2mg/ m ³ 以下	(1)測定場所 プラットホーム、手選別室、機械室等で人が常時作業する箇所 (2)測定回数 1 回/箇所 (3)測定方法は組合の承諾を得ること。	
6	騒音	65dB 以下 (午前 8 時～午後 6 時)	(1)測定場所 敷地境界線(東西南北 4 地点)とし、詳細は組合との協議による。 (2)測定回数 各 1 回 (3)測定方法は「騒音規制法」による。	定常運転時とする
7	振動	70dB 以下 (午前 6 時～午後 9 時)	(1)測定場所 敷地境界線(東西南北 4 地点)とし、詳細は組合との協議による。 (2)測定回数 各 1 回 (3)測定方法は「振動規制法」による。	定常運転時とする
8	悪臭	第 2 章に示す値以下とする。	(1)測定場所 敷地境界線(東西南北 4 地点)及び組合の指定する場所とし、詳細は組合との協議による。 (2)測定回数 各 1 回 (3)測定方法は「悪臭防止法」による。	定常運転時とする

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
9	排水	第2章に示す値以下とする。	(1) 試料採取場所 排水口 (2) 測定回数 1回/箇所 (3) 分析方法は「排水基準に定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」及び「下水の水質の検定方法に関する省令」による。	
10	緊急作動試験	機器の故障や停電など、本施設の運転時に想定される重大事故について緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認する。	測定方法等は組合の承諾を得ること。	

2) 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために、建設事業者は、引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に組合に提出する。建設事業者は、あらかじめ組合と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した予備性能試験要領書を作成し、組合の承諾を得る。予備性能試験の試験項目や試験方法は、原則として引渡性能試験に準ずるが、詳細は別途協議とする。なお、予備性能試験期間は1日とする。

予備性能試験成績書は、試験期間中の処理実績及び運転データを記録、整理して作成する。ただし、性能が発揮されない場合は、建設事業者の責任において対策を施し引き続き試験を実施する。

3) 引渡性能試験

(1) 引渡性能試験の実施方法

- ① 試験は組合立会いのもと、後述の「表 2-1 5 引渡性能試験方法」に基づいて実施する。
- ② それぞれの項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行う。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を組合と協議の上、実施する。
- ③ 試験は工事期間中に行うものとし、あらかじめ組合と協議の上、試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、組合の承諾を得る。

(2) 引渡性能試験の実施条件

引渡性能試験は次の条件で行う。

- ① 計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、組合の承諾を得て他の適切な機関に依頼する。
- ② 試験の結果、性能が満足されない場合は、必要な改造、調整を行い、改めて引渡性能試験を行う。

- ③ 試料の採取場所、採取方法、分析方法の根拠となる各種法令、告示、マニュアル等は、引渡性能試験実施時期において最新のものとする。

9. 契約不適合責任

1) 設計の契約不適合の責任

- (1) 承諾申請図書に記載した本施設の性能及び機能は、全て建設事業者の責任において保証する。
- (2) 正式引渡し後、本施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、確認試験要領書を作成し組合の承諾を得た上で、建設事業者の負担において確認試験を行う。確認試験は、組合の指定する時期に行うこととし、事前に試験要領書を作成し組合の承諾を得る。調査・検討及び確認試験に要する費用はその結果に関わらず建設事業者の負担とする。
- (3) 確認試験の結果、性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善する。
- (4) 設計上の契約不適合が確認され、組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。
- (5) 設計に係る契約不適合の責任期間は、原則として正式引渡し後 10 年間とする。

2) 施工の契約不適合の責任

(1) プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合の責任期間は原則として、引渡し後 3 年間とする。

ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、民法の規定に従う。

(2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備含む）

建築工事関係の契約不適合の責任期間は原則として、引渡し後 2 年間とする。

ただし、その契約不適合が建設事業者の故意又は重大な過失によって生じたものであるときは、民法の規定に従う。

なお、建設事業者は、防水工事等につき、下記記載の期間にわたる保証に係る保証書を提出すること。

① アスファルト防水	10 年 保証
(ア) コンクリート（モルタル）保護アスファルト防水	
(イ) 断熱アスファルト防水	
(ウ) 露出アスファルト防水	
(エ) シャワー室アスファルト防水	
② 合成高分子ルーフィング防水	10 年 保証
③ 躯体防水	10 年 保証
④ 仕上塗材吹き付け	10 年 保証
⑤ 塗膜防水	10 年 保証
⑥ 塗布防水	10 年 保証
⑦ モルタル防水	5 年 保証
⑧ シーリング材	5 年 保証

(3) 契約不適合による損害賠償

施工上の契約不適合が確認され、組合が損害を受けた場合、建設事業者はその損害を賠償する。

3) 契約不適合検査

(1) 契約不適合の確認

組合は施設の機能及び性能等に疑義が生じた場合には、建設事業者に対し、契約不適合の確認を行わせることができる。

(2) 契約不適合確認検査

建設事業者は組合との協議に基づき、本施設の引渡前までに契約不適合確認検査要領書を作成し、組合の承諾を得る。建設事業者は、契約不適合確認検査要領書に基づき、組合の指定する時期に建設事業者の負担において確認検査を行う。この際、通常運転に係る経費は運営事業者の負担とし、新たに必要となる分析等の掛かる費用は建設事業者の負担とする。

(3) 契約不適合確認の基準

- ① 運転上支障がある事態が発生した場合
- ② 構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 性能に著しい低下が認められた場合
- ④ 主要装置の耐用が著しく短い場合

(4) 契約不適合の改善・補修

契約不適合の確認を行った結果、契約不適合責任期間中に所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において無償で改善・補修する。

10. 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しすること。

工事竣工とは、第2章第1節 1.に記載された工事範囲の工事を全て完了し、第2章第1節 8.による引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

正式引渡しにあたり、組合の竣工検査、建築基準法の工事完了検査等の工事完了に係る法定検査、官庁届出書等の必要な手続き業務を実施、又はこれに係る組合の事務を支援すること。

第2節 全体計画

1. 施設整備の基本方針

- (1) 適正な処理を行うことができる施設
- (2) 循環型社会形成を促進する施設
- (3) 安全で安心して運転ができる施設
- (4) 快適で安全な生活環境を守る施設
- (5) 経済的・効率的に処理する施設

2. 全体計画

- (1) 施設全体が周辺の地域環境に調和し、清潔なイメージと周辺的美観を損なわない潤いとゆとりある施設とすること。
- (2) ごみを搬入する車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。
- (3) 各種搬入搬出車両、場内運搬車両等、想定される関係車両の円滑な交通が図れるものとする。また、車両が集中した場合でも支障のない動線を立案すること。
- (4) 大型機器の整備・補修のため、それらの搬出口、搬出通路及び搬出機器を設けること。
- (5) 防音、防振、防じん、防臭、防火対策を十分行うとともに、各機器の巡視点検整備がスムーズに行える配置計画とすること。特に施設運営上施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭に対して十分対策を講ずること。
- (6) 各機器は、全て建屋内に収納し、配置に当たっては、合理的かつ簡素化した中で機能が発揮できるよう配慮すること。
- (7) 機器等の配置計画は、各種車両の動線に配慮するとともに、周辺環境との調和、公害対策及び雷害対策にも十分留意して行うこと。

3. 工事計画

- (1) 工事中における車両動線は、工事車両、ごみを搬入する車両、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- (2) 工事車両の走行ルートについては、適宜交通誘導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止に配慮すること。
- (3) 建設に際しては、災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止にも十分配慮を行うものとする。

4. 本施設の全体配置

- (1) 施設の機能性を考慮し、配置計画を行うこと。
- (2) 計量、管理、処理、補修等が円滑に行え、かつ、本施設へ出入りする人的動線の安全が確保できる車両動線とすること。
- (3) 直接搬入車両の荷下ろし場を設け、直接搬入車両の動線とそれ以外のごみを搬入する車両、搬出車両の動線とは分離すること。

5. 計量手続き、荷下ろし作業

各車両の計量手続き及び荷下ろしの手順は、以下に示すとおりとする。

- (1) 委託車両、搬出車両は 1 度計量とし、許可車両、直接搬入車両は 2 度計量とする。なお、資源物等の搬出車は計量しない。
- (2) 住民の直接搬入は、既設の計量棟にて持込受付を行う。
- (3) 住民、事業者による直接搬入車両は屋外の直接搬入荷下ろしヤードにて荷下ろしを行う。混載車両であっても、1 箇所ですべて荷下ろしを完結するものとし、必要となる本施設内、組合敷地内での運搬は運営事業者が行う。
- (4) 直接搬入者による荷下ろしは、基本的に車両付近とし、以降の運搬は運営事業者により行うものとするが、運搬する物の形状・重量や動線を踏まえ、搬入者の安全面、搬入物の選別、荷下ろし時間増加による渋滞への影響など施設運営において支障がないと組合が認める場合は、搬入者による運搬範囲を広げることができるものとする。
- (5) 未登録車の持込申込、手数料の収受は既設の計量棟にて行う。

第3節 機械設備工事仕様

1. 機械設備工事共通仕様

1) 歩廊・階段・点検床等

- ① プラントの運転及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設ける。機器周囲の点検台等は極力周辺歩廊と高さを合わせること。
- ② 階段の高さが4mを超える場合は、原則として高さ4m以内ごとに踊り場を設けること。
- ③ 歩廊及び階段は原則として独立架台で支持すること。
- ④ 歩廊は、2方向避難の確保のため、行き止まりにしないこと。
- ⑤ 梯子の使用はできるだけ避けること。
- ⑥ 階段の傾斜角、けあげ、踏面の寸法はできるだけ統一を図り、踏面には滑り止め対策を施すこと。なお、主要通路の階段傾斜角45度以下とすること。
- ⑦ 歩廊、階段、機器との開口部には100mm以上の巾木を設置すること。
- ⑧ 歩廊、階段の幅は、原則として、日常点検及び避難等に使用する主要なものは800mm（有効）以上、その他のものは600mm（有効）以上とし、有効高さ2,000mm以上を確保するとともに、十分な照度を確保すること。
- ⑨ 歩廊、階段で手摺を設ける場合は、原則として高さ1,100mm以上とし、くぐり止めは2本以上設置すること。
- ⑩ 機械の回転部及び突起部周辺等、通路が狭くなる恐れのあるところは、通路幅に余裕をもって配置すること。
- ⑪ 腐食が懸念される部分の材料は、ステンレス鋼を使用する等腐食対策を行うこと。
- ⑫ 高所作業が必要な所では、転落防止柵、墜落制止用器具や転落防止用ネット取り付けフック、十分な高さの作業用踏み台の設置等、安全な作業が行えるよう配慮すること。
- ⑬ 機器、機械の補修を考慮して、出入り幅はできるだけ広くし、補修用工具、機材搬入用の吊り上げホイスト、吊り上げフック及び吊り上げスペースを確保すること。
- ⑭ 床及び階段は安全に作業ができる構造とするとともに、工具、部品等の落下を防止すること。
- ⑮ 梁のボルト等により、床面に突起部が生じないようにすること。

2) 防熱、保温

(1) 保温対象

- ① 熱を放散する機器、ダクト、配管等
- ② 人が触れ火傷するおそれのある機器、ダクト、配管
- ③ 屋外で凍結のおそれのある配管
- ④ 結露のおそれのある配管（原則として給水配管、冷却配管は保温すること）

(2) 施工要領

「保温保冷工事施工標準」JIS A9501に準拠する。

3) 配管

(1) 一般事項

- ① 機械設備、電気設備及び土木・建築工事との取合いを十分検討し、勾配、保温、火傷

防止、防露、防振、耐圧、耐食、凍結防止、ドレンアタック防止、エア抜き等を考慮した材質、管径を使用し、詰まりが生じやすい流体用の管には掃除が容易なように考慮すること。

- ② 配管には水勾配を取り、必要によっては、水抜きができる構造とすること。また、適当な箇所にフレキシブル継手、振れ止めを設ける等円滑な流れが保てるように施工すること。
- ③ 汚水系統の配管材質は、管（内面）の腐食等に対して、硬質塩化ビニール管等適切な材質を選択すること。
- ④ 土中及びコンクリート埋設の SGP 管については外面腐食防止の処理を行い、必要な土被りを取って、良質土による埋戻しとすること。また地中埋設表示を地中部（必要箇所）に行うこと。

(2) 配管材料

- ① 管材料は以下を参考として、使用目的に応じた最適なものとすること。

(ア) プラント設備

給水 : 【 SGP-VB 他 】
排水 : 【 VP 他 】
薬品 : 【 HIVP 他 】
圧縮空気 : 【 SGP(白)他 】
給水 : 【 SGP-VB 他 】
冷温水 : 【 SUS 他 】
給湯 : 【 HIVP、Cu 他 】
排水、汚水 : 【 VP 他 】
消火用水 : 【 SGP(白)他 】
通気管 : 【 VP 他 】

(イ) 建築設備

(3) 配管継手、支持金物

- ① ねじ込み又は溶接継手とし、必要により伸縮継手、フランジ継手等とすること。異種管及び地中の接続等、電食の恐れがあるところについては、電食防止の施工を行うこと。
- ② 支持金物、ボルトナットは使用環境に応じて SUS 製とする等十分な腐食対策を行うこと。
- ③ 支持間隔と振動等が生じないように、管径、材料等を考慮し、決定すること。

(4) 弁類材料

使用目的に適合した容量、最適な材質及び口径のものを使用すること。

4) 塗 装

塗装については、耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。

5) 電気、制御、操作盤

- ① 鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の板厚、材質は適切なものを選択すること。なお、屋外に設置する盤は腐食を考慮した材質、塗装を採用すること。

- ② 扉を鍵付きとする場合は、共通キーとすること。
- ③ 塗装は、盤の内外面とも指定色とすること。
- ④ インバータ等の電子機器を収納した盤は、高温となる場所や粉じん発生箇所近傍には配置しないこと。

6) 火災対策

- ① 本施設での火災に対応するため、消防の用に供する設備、消火活動上必要な設備、防火水槽、消防用水等より構成される消防設備を整備すること。
- ② 消防設備は消防関係法令を遵守して設けること。
- ③ 各設備の内容は、所轄消防署と協議の上決定すること。

7) 発錆対策

- ① 屋外配管の保温カバーは溶融亜鉛めっき製の耐食性のある材料とすること。
- ② 屋外の露出配管は SUS、溶融亜鉛メッキ等耐食性を考慮した仕上げとすること。
- ③ 鋼製の屋外歩廊架台、手摺等は溶融亜鉛メッキ等耐食性を考慮した仕上げとすること。
- ④ 屋外設置機器については、その機能上の必要に応じて屋根、カバー等を設置すること。

8) 地震対策

- ① 建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とすること。
- ② 建築物について、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」を踏まえ、耐震安全性の分類を構造体Ⅱ類、重要度係数を 1.25 とすること。
- ③ 建築非構造部材は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等の諸基準に基づき、耐震安全性「A 類」を満足すること。
- ④ 建築設備は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等の諸基準に基づき、耐震安全性「甲類」を満足すること。
- ⑤ 建築設備及びプラント設備は建築設備耐震設計・施工指針を参考に耐震計算を行うこと。
- ⑥ 地震地域係数は 1.0 とすること。
- ⑦ 指定数量以上の灯油、軽油、重油等の危険物は、危険物貯蔵庫に格納すること。
- ⑧ 灯油、軽油、重油等の燃料タンク（貯蔵タンク、サービスタンク）を設置する場合、必要な容量の防液堤を設けること。また、タンクからの移送配管は地震等により、配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置すること。
- ⑨ 薬品タンクの設置については薬品種別毎に必要な容量の防液堤を設けること。
- ⑩ 二次災害を防止するため、すみやかに処理工程を安全・確実に停止できるよう中央制御室に緊急停止ボタンを設けること。
- ⑪ 電源あるいは計装用空気源が断たれたときには、各バルブ・ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにすること。
- ⑫ 地震計を設置し、原則として 250 ガル以上の加速度を感知した場合には、ごみ処理を自動的に停止できるシステムを構築すること。
- ⑬ 地震における天井被害や落下防止のため、日常的に人が立ち入る箇所の天井については振れ止めブレースの設置や、段差等の剛性が異なる部分へのクリアランスの確保など

どの対策を取ること。また、吊り金具や目地材等の落下防止にも配慮すること。

9) 安全対策

- ① 機器については、定期修理時、定期点検時に安全で能率的な作業が行えるように十分な配慮をすること。
- ② 関係者以外の者が立ち入ることが危険な場所、作業者への注意を知らせる必要がある場所には、標識を設置すること。
- ③ 油、薬品類及び危険物類注入口には、受入口等の接続方法を間違えないように工夫し、注意事項等を記載した表示板（アクリル板）を設けること。また、油、薬品等の注入時のこぼれにより、雨水排水等に混入しないよう留意すること。
- ④ 床開放開口部には、必要に応じて、手摺りや墜落制止用器具用フックを設けること。
- ⑤ 機器の回転部分、稼働部分には、安全標識をし安全カバー等の防護対策を行うこと。
- ⑥ 上流機器が停止した場合は連動して順次下流機器も停止するよう計画すること。
- ⑦ 各コンベヤには、機側に緊急停止装置（引き綱式等）の安全対策を講ずること。
- ⑧ 薬品類を取扱う場所、ほこり、粉じんの多い場所には、散水設備及び排水設備を設けること。
- ⑨ 粉じんが発生する箇所には、集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- ⑩ 酸素欠乏場所としての対策が必要なピット・槽等には、換気設備又は可搬式通風装置を設置できるマンホール（φ 600 以上）及び作業員出入用マンホール（φ 600 以上）を設けること。
- ⑪ 車両走行ルートにおいては、プラットホーム入口など高さ制限がある場合において、見える位置に高さ制限表示をすること。

10) その他

- ① 道路を横断する配管、ダクト類は道路面からの有効高さを 4.5m 以上とすること。
- ② 労働安全上危険と思われる場所には、安全標識を JISZ9103（安全色—一般的事項）により設けること。
- ③ 各作業に適する作業環境を確保すること。
- ④ 工場棟及び管理棟内は機器や付属装置の機能に応じ、日常の運転管理に十分な明るさを確保すること。
- ⑤ 薬品等は、調達業者の年末年始休業期間、地震等非常時の対応を含め、余裕をもった貯留量を確保すること。

2. 受入・供給設備

1) プラットホーム

- (1) プラットホーム（土木・建築工事に含む）

- | | |
|--------|----------|
| ① 形式 | 屋内式 |
| ② 通行方式 | 【 一方通行 】 |
| ③ 数量 | 1 式 |

- ④ 構造 【 鉄筋コンクリート製勾配床 】
- ⑤ 主要項目
- （ア）幅員（有効） 【 12 】 m 以上
- （イ）床仕上げ 【 耐ひび割れ、耐摩耗、滑り止め仕上げ 】
- ⑥ 特記事項
- （ア）プラットホームの有効幅は、受入貯留ヤードへの投入作業、車両が寄り付くための切り返し場所を十分に確保するとともに、作業中の車両の脇を入退出するための車両が、安全に通行できる十分な長さを確保すること。車両動線におけるコーナー部は、余裕を確保すること。
- （イ）進入、退出は一方通行で、見通しをよくし、床面には車両誘導線を書き入れること。
- （ウ）プラットホームには、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高压洗浄装置を必要な場所に設置すること。
- （エ）プラットホーム監視室を、プラットホーム全体を見渡せる場所に設けること。また、室内には湯沸かし設備、付近にはトイレを設けること。
- （オ）床面は耐摩耗、滑り止め対策を行うとともに、ごみの荷下ろし、搬送作業等が、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保すること。
- （カ）床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにすること。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮した仕様とすること。
- （キ）自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- （ク）照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。
- （ケ）プラットホームに設置される操作盤、スイッチ等は防水防錆仕様、SUS 製とすること。
- （コ）残響及び鳥害対策を行うこと。
- （サ）プラットホーム内で常時作業を行う場合は、暑さ対策を施すこと。

(2) プラットホーム出入口扉（土木・建築工事に含む）

- ① 形式 【 】
- ② 数量 【 2 】 基
- ③ 主要項目（1 基につき）
- （ア）扉寸法 W 【 】 m × H 【 】 m
- （イ）材質 【 】
- （ウ）駆動方式 【 】
- （エ）操作方式 【 車両感知及び車両管制による自動制御、現場手動 】
- （オ）車両検知方式 【 】
- （カ）開閉時間 【 10 】 秒以内
- （キ）駆動装置 【 】
- ④ 付属品 【 エアーカーテン 】
- ⑤ 特記事項

- (ア) 形式の選択は、台風時等にも安定して開閉が可能であり、かつ歪み、故障を生じないものとする。
- (イ) 車両検知は異なる原理のもの 2 種以上を組み合わせる等し、車両通過時に扉が閉まらない構造とすること。また、人の通過においても安全性（衝突防止）に配慮すること。
- (ウ) 停電時においても現場操作により扉が開閉できる構造とすること。
- (エ) プラットホーム出入口扉付近に歩行者用専用扉を設けること。
- (オ) 扉は腐食を考慮すること。
- (カ) 進入部にプラットホーム案内板を設けること。

(3) 直接搬入荷下ろしヤード（土木・建築工事に含む）

- ① 形 式 【屋外式】
- ② 数 量 1 式
- ③ 面 積 【 】 m^2
- ④ 有効高さ 【 】 m
- ⑤ 付属品 【 】
- ⑥ 特記事項

- (ア) 直接搬入車両がプラットホーム内に入らずにごみを荷下ろしできるよう、屋外に設置すること。
- (イ) 荷下ろし作業時に雨が当たらないよう大庇を設けること。
- (ウ) 見通しをよくし、床面には車両誘導線を書き入れること。
- (エ) 直接搬入車両 2 台以上が同時に荷下ろし作業できるスペースを設け、ごみの荷下ろしが、安全かつ容易に行える構造と十分な広さを確保すること。
- (オ) 受入れたごみを選別して一時保管するスペースを設けること。なお、一時保管した処理対象物はプラットホーム内の受入貯留ヤードへ、粗大ごみは粗大ごみ置き場へ移送するため、移送時の作業スペースを考慮すること。
- (カ) 受け入れた処理対象物を移送するためのコンテナを設けること。

2) 受入貯留ヤード

(1) 金属類受入貯留ヤード（土木・建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
 - (ア) 容量 【 】 m^3 （有効）、【 】 日分
 - (イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 m
 - (ウ) 単位体積重量 0.15 t/m^3
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項

- (ア) 搬入された金属類を車両から荷下ろしするとともに、貯留するための場所であり、プラットホームに隣接して設置すること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、計画日最大処理量の 3 日以上とする。

- (ウ) 車両の進入、荷下ろし、退出、受入ホッパへの投入作業がそれぞれ安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とし、内面は鋼板貼りとすること。
- (オ) ごみの発火を検知する炎検知器や消火散水等の火災対策設備を設けること。
- (カ) 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること（プラットホーム用設備との兼用も可。）。
- (キ) 床面の耐摩耗対策は鋼材埋込式とし、滑り止め対策を行うこと。
- (ク) 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- (ケ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (コ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。
- (サ) 残響及び鳥害対策を行うこと。

(2) ビン・ガラス類受入貯留ヤード（土木・建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
 - (ア) 容量 【 】 m^3 （有効）、【 】 日分
 - (イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 m
 - (ウ) 単位体積重量 0.35 t/m^3
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項

- (ア) 搬入されたビン・ガラス類を車両から荷下ろしするとともに、貯留するための場所であり、プラットホームに隣接して設置すること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、計画日最大処理量の 9 日分以上とする。
- (ウ) 車両の進入、荷下ろし、蛍光灯の選別、退出、受入ホッパへの投入作業がそれぞれ安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とし、内面は鋼板貼りとすること。
- (オ) ごみの発火を検知する炎検知器や消火散水等の火災対策設備を設けること。
- (カ) 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること（プラットホーム用設備との兼用も可。）。
- (キ) 床面の耐摩耗対策は鋼材埋込式とし、滑り止め対策を行うこと。
- (ク) 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- (ケ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (コ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。
- (サ) 残響及び鳥害対策を行うこと。

(3) ペットボトル受入貯留ヤード（土木・建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
- （ア）容量 m^3 （有効）、 日分
- （イ）面積 m^2 、W $\text{m} \times \text{L}$ m
- （ウ）単位体積重量 0.028 t/m^3
- ④ 付属品
- ⑤ 特記事項

- （ア）搬入されたペットボトルを車両から荷下ろしするとともに、貯留するための場所であり、プラットホームに隣接して設置すること。
- （イ）本ヤードの有効貯留容量は、計画日最大処理量の 5 日分以上とする。
- （ウ）車両の進入、荷下ろし、退出、異物除去作業台への投入作業がそれぞれ安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- （エ）腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。
- （オ）消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること（プラットホーム用設備との兼用も可。）。
- （カ）床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- （キ）床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- （ク）自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- （ケ）照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。
- （コ）残響及び鳥害対策を行うこと。

(4) 共通受入貯留ヤード（土木・建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
- （ア）面積 m^2 、W $\text{m} \times \text{L}$ m
- ④ 付属品
- ⑤ 特記事項

- （ア）受入貯留ヤードを合理的に運用するため、各受入貯留ヤードの貯留量を超えた金属類、ビン・ガラス類、ペットボトルを貯留するための場所であり、プラットホームに隣接して設置すること。
- （イ）本ヤードの面積は、30 m^2 以上とする。
- （ウ）車両の進入、荷下ろし、退出、受入ホップ等への投入作業がそれぞれ安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- （エ）腰壁は鉄筋コンクリート造とし、内面は鋼板貼りとすること。
- （オ）ごみの発火を検知する炎検知器や消火散水等の火災対策設備を設けること。

- (カ) 消火栓、手洗栓、足洗い場を設けるとともに、床面清掃用の高圧洗浄装置を必要な場所に設置すること（プラットホーム用設備との兼用も可。）。
- (キ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- (ク) 床面は水勾配を設け、排水溝へ容易に集水するようにする。排水溝は十分な排水能力を持たせるとともに清掃や車両、人の通行に配慮すること。
- (ケ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (コ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。
- (サ) 残響及び鳥害対策を行うこと。

3) 薬液噴霧装置

- ① 形式 【 高圧噴霧式（可搬式） 】
- ② 数量 【 】 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 噴霧場所 【 】
 - (イ) 噴霧ノズル 【 】 本
 - (ウ) 操作方式 【 遠隔手動(タイマ停止)、現場手動 】
- ④ 付属品 【 防臭剤タンク、供給ポンプ 】
- ⑤ 特記事項
 - (ア) プラットホーム、各受入貯留ヤード等へ消臭剤を噴霧する装置である。
 - (イ) 薬噴霧ノズルは薬液の液だれ防止を図ること。

3. 不燃ごみ処理設備

1) 不燃ごみ受入ホッパ

- ① 形 式 角形鋼板製
- ② 数 量 【 1 】 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 容 量 【 】 m³
 - (イ) 寸 法 W 【 】 mm×L 【 】 mm×D 【 】 mm
 - (ウ) 主要部材質 【 SS 】
 - (エ) 板 厚 【 9 】 mm 以上
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
 - (ア) 不燃ごみを重機で安全かつ確実に投入するために設ける。
 - (イ) ごみ投入時の重機の接触防止に配慮すること。
 - (ウ) ごみがブリッジすることのないよう円滑に排出できるものとする。
 - (エ) 投入時の衝撃に十分耐えうる構造とすること。
 - (オ) ホッパ下部は騒音、耐摩耗性を考慮した構造とし、ごみ由来の異物や汚水の取り出し、清掃が容易な構造とすること。
 - (カ) 点検用タラップや点検口を設けることとし、点検口は落じんを防ぐよう密閉構造

とすること。

(キ) 投入口には防じん散水、環境集じん等の対策を講じること。

2) 不燃ごみ供給コンベヤ

① 形 式 【 鋼板製エプロンコンベヤ 】

② 数 量 【 1 】 基

③ 主要項目

(ア) 能 力 【 】 t/h

(イ) 寸 法 有効 W 【 】 mm×L 【 】 mm

(ウ) 揚 程 【 】 m

(エ) 傾斜角 【 】 度

(オ) 速 度 【 】 m/min (可変速)

(カ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW

(キ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】

(ク) 主要部材質 ケーシング 【 】

エプロン 【 】

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

(ア) 不燃ごみ受入ホッパに投入されたごみを破除袋機に搬送するために設ける。

(イ) コンベヤの点検、整備スペースを設けること。

(ウ) コンベヤの耐摩耗対策を考慮すること。

(エ) コンベヤのテール部及びヘッド部付近に、搬送物等のこぼれ落ち及び堆積が生じない構造とすること。

(オ) 運転状況等に応じて速度の調整ができる機器とすること。

(カ) 下流側機器とのインターロックを設けること。

(キ) 防じん対策を施すとともに、必要に応じて環境集じん等の対策を講じること。

(ク) 緊急停止装置を設けること。

(ケ) 破除袋機に搬送するために複数の供給コンベヤを設置する場合は、コンベヤの用途や種類に応じて適切な名称を付けること。

3) 破除袋機

① 形 式 【 】

② 数 量 【 1 】 基

③ 主要項目

(ア) 能 力 【 】 t/h

(イ) 投入口寸法 W 【 】 mm×L 【 】 mm

(ウ) 破袋率 【 】 %以上 (多重袋、厚手袋は除く)

(エ) 除袋率 【 】 %以上

(オ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW

(カ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】

(キ) 主要部材質 【 】

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 不燃ごみの収集袋を破袋、除袋するために設ける。
- (イ) 後段での不適物除去作業を容易に行える状態にできる形式、仕様とすること。
- (ウ) 処理不適物や異物が混入しても詰まり、故障等が発生しにくい構造とすること。
- (エ) 非常停止装置を設けること。
- (オ) 過負荷防止対策を考慮すること。
- (カ) 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とすること。また、破砕刃等は、耐摩耗性を有するものとする。
- (キ) 破袋機と除袋機をそれぞれ設置する提案も可とする。

4) 比重差選別機

① 形 式 【 】

② 数 量 【 1 】 基

③ 主要項目

- (ア) 能 力 【 】 t/h
- (イ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- (ウ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
- (エ) 主要部材質 【 】

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 金属類から缶を選別するために設ける。
- (イ) 処理不適物や異物が混入しても詰まり、故障等が発生しにくい構造とすること。
- (ウ) 非常停止装置を設けること。
- (エ) 過負荷防止対策を考慮すること。
- (オ) 摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とすること。

5) 缶手選別コンベヤ

① 形 式 【 】

② 数 量 【 1 】 基

③ 主要項目

- (ア) 能 力 【 】 t/h
- (イ) 寸 法 有効 W 【 】 mm×L 【 】 mm
- (ウ) 速 度 【 】 m/min (可変速)
- (エ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
- (カ) 主要部材質 【 】

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 比重差選別機で選別した缶から手選別にて異物を取り除くために設ける。

- (イ) 選別した不適物はフレコンバッグ等により一時保管し、処理不適物及び処理困難物貯留スペースに運搬する。その他選別された品目についても、コンテナ等により一時保管し、人力にて各貯留ヤード等に運搬する。
- (ウ) コンテナ等により一時保管する品目を、人力にて各所へ容易に運搬できる配置とすること。
- (エ) 状況に応じて手選別要員を増員できるよう、コンベヤ長さや手選別要員の配置場所には余裕を見込むこと。
- (オ) 作業を行う場所に、暑さ・寒さ対策を施すこと。
- (カ) 環境集じん等の対策を施すこと。
- (キ) コンベヤの周辺には十分なスペースを確保すること。
- (ク) コンベヤ速度は現場にて調整できるようにすること。
- (ケ) シュート部では音対策、摩耗対策を施すこと。
- (コ) 作業員が作業しやすい高さ、コンベヤ幅とすること。
- (サ) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- (シ) 緊急停止装置を設けること。

6) 磁力選別機

- ① 形 式 【吊下ベルト式】
- ② 数 量 1 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 能 力 【 】 t/h 以上
 - (イ) 寸 法 W【 】 mm×L【 】 mm
 - (ウ) 速 度 【 】 m/min
 - (エ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
 - (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
 - (カ) 主要部材質 【 】
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
 - (ア) 缶からスチール缶を選別するために設ける。
 - (イ) 吸着した鉄類は、円滑に分離、排出ができるものとする。
 - (ウ) 維持管理が容易な本体構造とし、特に消耗品は、容易に取り替えができる構造とすること。
 - (エ) メンテナンス及び清掃が容易なように点検口及びスペースを十分確保すること。
 - (オ) 周辺の機器・部品は、極力磁性体の使用を避け、処理に支障をきたさないものとする。

7) アルミ選別機

- ① 形 式 【 永久磁石回転式 】
- ② 数 量 1 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 能 力 【 】 t/h 以上

- (イ) 寸 法 W 【 】 mm×L 【 】 mm
 (ウ) 速 度 【 】 m/min
 (エ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
 (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
 (カ) 主要部材質 【 】
 ④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 缶からアルミ缶を選別するために設ける。
 (イ) 選別したアルミ缶は、定位置への排出、落下が確実なものとし、分岐板は容易に調整可能な仕様とすること。
 (ウ) 維持管理が容易な本体構造とし、特に消耗品は、容易に取り替えができる構造とすること。
 (エ) アルミ選別機からの落じん、飛散がないように配置すること。
 (オ) メンテナンス及び清掃が容易なように点検口及びスペースを十分確保すること。
 (カ) 耐摩耗性に優れたものとする。

8) 缶選別物搬送コンベヤ（必要に応じて設置）

- ① 形 式 【 】
 ② 数 量 【 】 基
 ③ 主要項目
 (ア) 能 力 【 】 t/h
 (イ) 寸 法 有効 W 【 】 mm×L 【 】 mm
 (ウ) 速 度 【 】 m/min（可変速）
 (エ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
 (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
 (カ) 主要部材質 【 】
 ④ 付属品 【 】
 ⑤ 特記事項

- (ア) 磁力選別機又はアルミ選別機で選別した缶を缶圧縮成型機へ搬送するために設ける。
 (イ) コンベヤ速度は現場にて調整できるようにすること。
 (ウ) コンベヤからの落下物が生じない構造とすること。
 (エ) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 (オ) 緊急停止装置を設けること。

9) 缶圧縮成型機

- ① 形式 【 】
 ② 数量 【 1 】 基
 ③ 主要項目
 (ア) 能力 【 】 t/h
 (イ) 成型品寸法 W 【 】 mm×L 【 】 mm×D 【 】 mm

- (ウ) 主要材質 【 】
- (エ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
- ④ 付属品 【 貯留ホッパ 】
- ⑤ 特記事項

(ア) 選別したスチール缶、アルミ缶を圧縮成型するために設けること。

(イ) 圧縮成型に必要な量を一時貯留するために、空き缶圧縮成型機の上部にスチール缶、アルミ缶の貯留ホッパをそれぞれ設けること。また、貯留ホッパはゲートを設置して定量を切り出せるようにすること。

10) 缶貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式ストックヤード
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
- (ア) 容量 【 】 m^3 （有効）、【 】 日分
- (イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 m×L 【 】 m
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項

(ア) 缶圧縮成型機によって圧縮成形したスチール缶、アルミ缶を一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。

(イ) 本ヤードの有効貯留容量は、スチール缶、アルミ缶それぞれで「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。

(ウ) パレットに貯留するため、搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。

(エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。

(オ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。

(カ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。

(キ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

11) 手選別コンベヤ

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 1 】 基
- ③ 主要項目
- (ア) 能 力 【 】 t/h
- (イ) 寸 法 有効 W 【 】 mm×L 【 】 mm
- (ウ) 速 度 【 】 m/min（可変速）
- (エ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
- (カ) 主要部材質 【 】
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項

- (ア) 缶を取り除いた金属類から乾電池、鉄屑、家電、小型家電に選別し、ビン・ガラス類からカレット4種に選別するために設ける。
- (イ) キャップのついているビンはキャップを取り除き、コンテナ等に一時保管し、ビンキャップ貯留スペースに運搬する。
- (ウ) 選別した不適物はフレコンバッグ等により一時保管し、処理不適物及び処理困難物貯留スペースに運搬する。
- (エ) コンテナ等により一時保管する品目を、人力にて各所へ容易に運搬できる配置とすること。
- (オ) 状況に応じて手選別要員を増員できるよう、コンベヤ長さや手選別要員の配置場所には余裕を見込むこと。
- (カ) 作業を行う場所に、暑さ・寒さ対策を施すこと。
- (キ) 環境集じん等の対策を施すこと。
- (ク) コンベヤの周辺には十分なスペースを確保すること。
- (ケ) コンベヤ速度は現場にて調整できるようにすること。
- (コ) シュート部では音対策、摩耗対策を施すこと。
- (サ) 作業員が作業しやすい高さ、コンベヤ幅とすること。
- (シ) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- (ス) 緊急停止装置を設けること。

12) 選別物搬送コンベヤ（必要に応じて設置）

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 】基
- ③ 主要項目
 - (ア) 能 力 【 】 t/h
 - (イ) 寸 法 有効 W 【 】 mm×L 【 】 mm
 - (ウ) 速 度 【 】 m/min（可変速）
 - (エ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
 - (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
 - (カ) 主要部材質 【 】
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
 - (ア) 手選別コンベヤで選別したごみを各貯留ヤードへ搬送するために設ける。
 - (イ) コンベヤ速度は現場にて調整できるようにすること。
 - (ウ) コンベヤからの落下物が生じない構造とすること。
 - (エ) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 - (オ) 緊急停止装置を設けること。

13) 鉄屑貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式ストックヤード
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目

- (ア) 面積 【 】 m²、W 【 】 m×L 【 】 m
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
- (ア) 手選別コンベヤで選別した鉄屑を一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。
- (ウ) 搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- (オ) 貯留ヤード端部には堰板を設置し、鉄屑のヤード外へのこぼれ落ちや堆積が生じないように対策すること。
- (カ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (キ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

14) 家電貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式ストックヤード
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
- (ア) 面積 【 】 m²、W 【 】 m×L 【 】 m
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
- (ア) 手選別コンベヤで選別した家電を一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。
- (ウ) 搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- (オ) 貯留ヤード端部には堰板を設置し、家電のヤード外へのこぼれ落ちや堆積が生じないように対策すること。
- (カ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (キ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

15) 小型家電貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式ストックヤード
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
- (ア) 面積 【 】 m²、W 【 】 m×L 【 】 m

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

(ア) 手選別コンベヤで選別した小型家電を一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。

(イ) 本ヤード上に 4t 脱着コンテナを配置し、コンテナに小型家電を貯留するため、搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。

(ウ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。

(エ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。

(オ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

16) カレット貯留ヤード（土木建築工事に含む）

① 形 式 屋内式ストックヤード

② 数 量 1 式

③ 主要項目

(ア) 容量 【 】 m^3 （有効）、【 】 日分

(イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 m

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

(ア) 手選別コンベヤで選別したカレット（4 色）を色ごとに一時貯留し、既設のストックヤードに移送するために設けること。

(イ) 本ヤードの有効貯留容量は、計画日最大処理量の 3 日以上とする。

(ウ) 搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。

(エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。

(オ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。

(カ) 貯留ヤード端部には堰板を設置し、カレットのヤード外へのこぼれ落ちや堆積が生じないように対策すること。

(キ) カレット落下時の衝撃によるヤード外への飛散に留意すること。

(ク) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。

(ケ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

17) 乾電池貯留ヤード（土木建築工事に含む）

① 形 式 屋内式ストックヤード

② 数 量 1 式

③ 主要項目

(ア) 容量 【 】 m^3 （有効）、【 】 日分

(イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 m

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 手選別コンベヤで選別した乾電池を一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、蛍光灯貯留ヤードと合計して「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。
- (ウ) ドラム缶に乾電池を貯留するため、搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。
- (オ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- (カ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (キ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

18) 蛍光灯貯留ヤード（土木建築工事に含む）

① 形式 屋内式ストックヤード

② 数量 1 式

③ 主要項目

(ア) 容量 【 】 m^3 (有効)、【 】 日分

(イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 m

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 選別した蛍光灯を一時貯留し、破砕した後搬出車両に積み込むために設けること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、乾電池貯留ヤードと合計して「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。
- (ウ) ドラム缶に蛍光灯を貯留するため、搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。
- (オ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- (カ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (キ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

19) 蛍光灯破砕機

① 形式 【 】

② 数量 1 基

③ 主要項目

(ア) 処理対象物 蛍光灯、水銀灯等

(イ) 処理対象物最大寸法 W 【 2.4 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 $\text{m} \times \text{H}$ 【 】 m

(ウ) 能力 【 】 本/h

(エ) 操作方式 【現場手動】

(オ) 投入口寸法 W 【 】 $\text{m} \times \text{L}$ 【 】 m

- (カ) 主要材質 【 】
- (キ) 駆動方式 【 】
- (ク) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
- (ア) 蛍光灯、水銀灯等を破碎するために設けること。
- (イ) 破碎時の飛散防止対策が可能な密閉構造とし、屋内の適切な箇所に設置すること。
- (ウ) 集じん設備、揮発した水銀を吸収・吸着して処理できる設備を設けること。
- (エ) 形式、機種を選定にあたっては、能力、安全性、操作性等に留意すること。
- (オ) 直管型蛍光灯 110 形が処理できる設備とすること。

20) 残渣貯留ヤード（土木建築工事に含む）

- ① 形 式 屋内式ストックヤード
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目
- (ア) 容量 【 】 m³（有効）、【 】 日分
- (イ) 面積 【 】 m²、W【 】 m×L【 】 m
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
- (ア) 手選別コンベヤで選別後の残渣を一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。
- (イ) 本ヤードの有効貯留容量は、「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。
- (ウ) 搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。
- (エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。
- (オ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。
- (カ) 貯留ヤード端部には堰板を設置し、残渣のヤード外へのこぼれ落ちや堆積が生じないように対策すること。
- (キ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。
- (ク) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

21) その他作業場等

その他、以下の作業場、保管場所を設けること。

表 2-16 その他作業場等

項目	内容	面積
処理不適物及び処理困難物 貯留スペース	取り除いた処理不適物及び処理困難物を貯留するためのスペース 運搬できるようにフレコンバッグ等に貯留する	【 】 m ²
収集袋貯留スペース	取り除いた収集袋を貯留するためのスペース 焼却施設へ運搬できるようにコンテナ等に貯留する	【 】 m ²
ビンキャップ貯留スペース	ビンから外したキャップを貯留するためのスペース 運搬できるようにコンテナ等に貯留する	【 】 m ²
蛍光灯破砕スペース	分別した蛍光灯を破砕するためのスペース 破砕後の蛍光灯はドラム缶に貯留する	【 】 m ²

4. ペットボトル処理設備

1) ペットボトル異物除去作業台

- ① 形式 【 】
- ② 数量 【1】 基
- ③ 主要項目（1基につき）
 - （ア）主要材質 選別台 【 】
 - （イ） フレーム 【 】
 - （ウ） 寸法 W【 】 mm×L【 】 mm×D【 】 mm
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
 - （ア） ペットボトルからラベル、キャップ、処理不適物等を除去するために設けること。
 - （イ） 耐摩耗性を考慮すること。
 - （ウ） 作業員の腹部が当たるフレーム部分は、金属が触れない工夫を施すこと。
 - （エ） 選別した処理不適物は、収集袋貯留スペースのコンテナ等に貯留し、焼却施設へ運搬できるよう計画すること。

2) ペットボトル受入ホッパ

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【1】 基
- ③ 主要項目
 - （ア） 主要部材質 【 】
 - （イ） 板 厚 【 】 mm
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項
 - （ア） ペットボトル異物除去作業台で異物除去されたペットボトルを安全かつ確実に投入するために設けること。
 - （イ） ごみがブリッジすることのないよう円滑に排出できるものとする。
 - （ウ） 投入時の衝撃に十分耐えうる構造とすること。
 - （エ） ホッパ下部は騒音、耐摩耗性を考慮した構造とし、ごみ由来の異物や汚水の取り

出し、清掃が容易な構造とすること。

(オ) 点検用タラップや点検口を設けることとし、点検口は落じんを防ぐよう密閉構造とすること。

(カ) 投入口には防じん散水、環境集じん等の対策を講じること。

3) ペットボトル供給コンベヤ

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 1 】 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 能 力 【 】 t/h
 - (イ) 寸 法 有効 W 【 】 mm×L 【 】 mm
 - (ウ) 揚 程 【 】 m
 - (エ) 傾斜角 【 】 度
 - (オ) 速 度 【 】 m/min
 - (カ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW
 - (キ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
 - (ク) 主要部材質 【 】
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項

(ア) ペットボトル受入ホッパに投入されたペットボトルをペットボトル圧縮梱包機に搬送するために設ける。

(イ) コンベヤの点検、整備スペースを設けること。

(ウ) コンベヤの耐摩耗対策を考慮すること。

(エ) コンベヤのテール部及びヘッド部付近に、搬送物等のこぼれ落ち及び堆積が生じない構造とすること。

(オ) 下流側機器とのインターロックを設けること。

(カ) 緊急停止装置を設けること。

(キ) 防じん対策を施すとともに、必要に応じて環境集じん等の対策を講じること。

4) ペットボトル圧縮梱包機

- ① 形式 【 】
- ② 数量 【 1 】 基
- ③ 主要項目 (1 基につき)
 - (ア) 能力 【 】 t/h
 - (イ) 成型品寸法 W 【 】 mm×L 【 】 mm×D 【 】 mm
 - (ウ) 主要材質 【 】
 - (エ) 操作方式 【 遠隔自動、現場手動 】
- ④ 付属品 【 】
- ⑤ 特記事項

(ア) ペットボトルを圧縮梱包するために設けること。

(イ) バラケ、荷崩れが生じにくいものとし、PP 又は PET バンドで結束すること。

(ウ) 操作が容易に行えること。

(エ) (公財) 日本容器包装リサイクル協会が示す「市町村からの引き取り品質ガイドライン」に示されるバールの品質、寸法、重量及び結束材を満足すること。

5) ペットボトル貯留ヤード(土木建築工事に含む)

① 形式 屋内式ストックヤード

② 数量 1 式

③ 主要項目

(ア) 容量 【 】 m^3 (有効)、【 】 日分

(イ) 面積 【 】 m^2 、W 【 】 m×L 【 】 m

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

(ア) ペットボトル圧縮梱包機によって圧縮梱包したペットボトルを一時貯留し、搬出車両に積み込むために設けること。

(イ) 本ヤードの有効貯留容量は、「表 2-6 搬入・搬出車両の条件」に示す車両 1 台分以上とする。

(ウ) パレットに貯留するため、搬出車両への積み込み作業が安全に行えるよう配置や形状に配慮するとともに、十分な面積を有すること。

(エ) 腰壁は鉄筋コンクリート造とすること。

(オ) 床面は耐摩耗対策、滑り止め対策を行うこと。

(カ) 自然光を採り入れる等、十分な照度を確保すること。

(キ) 照明は、LED 照明等の省エネ型とすること。なお、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。

5. 集じん・脱臭設備

1) サイクロン(必要に応じて設置)

① 形式 【単式サイクロン】

② 数量 【 1 】 基

③ 主要項目

(ア) 処理風量 【 】 m^3/min

(イ) 主要寸法 胴径 【 】 mm、厚さ 【 6 】 mm 以上

(ウ) 流速 【 】 m/sec

(エ) 粉じん排出方式 【 】

(オ) 電動機 【 】 V×【 】 P×【 】 kW

(カ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】

(キ) 主要部材質

・ 架 台 【 】

・ ケーシング 【 】

④ 付属品 【 】

⑤ 特記事項

- (ア) 受入ホッパ、コンベヤ乗り継ぎ部、除破袋機、各種選別機等から局所吸引した、粉じんを除去するために設けること。
- (イ) ダスト排出口は、シーلを完全に行える排出方法とすること。
- (ウ) 捕集ダスト類は、人力にて運搬可能なダストボックス等に貯留し、必要な場所まで運搬できるようにする。
- (エ) 圧力損失が少なく維持管理が容易で、内部閉塞の起こらない構造とすること。

2) バグフィルタ（必要に応じて設置）

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 1 】 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 処理風量 【 】 m^3/min
 - (イ) 出口粉じん濃度 【 】 $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下
 - (ウ) ろ布面積 【 】 m^2 、本数 【 】 本
 - (エ) 脱じん方式 【 自動逆洗 】
 - (オ) 粉じん排出方式 【 】
 - (カ) 電動機 【 】 $\text{V} \times$ 【 】 $\text{P} \times$ 【 】 kW
 - (キ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
 - (ク) 主要部材質
 - ・ ケーシング 【 】
 - ・ ろ 布 【 】
- ④ 付属品 【 捕集ダスト自動払落装置、捕集ダスト排出装置、差圧計、点検歩廊、空気圧縮機、その他必要な設備 】
- ⑤ 特記事項
 - (ア) 各所で捕集した作業環境中の粉じん等のうち、サイクロンで捕集できなかった小径物を捕集するために設置する。
 - (イ) 自動逆洗付で、維持管理が容易な構造とすること。
 - (ウ) 捕集ダスト類は、人力にて運搬可能なダストボックス等に貯留し、必要な場所まで運搬できるようにする。
 - (エ) ダスト排出は袋詰式などダストが再飛散しない方式とすること。

3) 脱臭装置

- ① 形 式 【 活性炭式 】
- ② 数 量 【 】 基
- ③ 主要項目
 - (ア) 容 量 【 】 $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$
 - (イ) 充填剤
 - 種類 【 活性炭 】
 - 容積 【 】 m^3
 - (ウ) 駆動方式 【 】
 - (エ) 電動機 【 】 $\text{V} \times$ 【 】 $\text{P} \times$ 【 】 kW

- (オ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
- ④ 付属品 【 ロールフィルタ 】
- ⑤ 特記事項
- (ア) 粉じんの除去及び臭気の脱臭を目的として設置する。
- (イ) 必要な性能を満足しつつ維持管理費が削減できる形式を選定すること。
- (ウ) 充填材が容易に交換できる構造とし、交換頻度も極力少ない設備とすること。
- (エ) 充填材交換に必要な場合、荷揚装置を設置すること。
- (オ) 粉じん等の詰まりが生じない構造とすること。
- (カ) 排気口の位置及び向きは、隣接する建物位置や敷地境界までの距離等を考慮して選定すること。

4) 排風機

- ① 形 式 【 ターボファン 】
- ② 数 量 【 】 基
- ③ 主要項目
- (ア) 風 量 【 】 m^3/min
- (イ) 風 圧 【 】 Pa
- (ウ) 回転数 【 】 min^{-1}
- (エ) 駆動方式 【 】
- (オ) 電動機 【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW
- (カ) 操作方式 【 遠隔自動・現場手動 】
- (キ) 主要部材質 【 】
- ④ 付属品 【 サイレンサ、ダンパ 】
- ⑤ 特記事項
- (ア) サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置等によって集じん及び脱臭された清浄な空気を場外へ搬出する目的で設置する。
- (イ) 後流側にサイレンサを設置すること。
- (ウ) 騒音、振動対策を行うこと。

5) ダクト類

- ① 形式 【 】
- ② 数量 1 式
- ③ 特記事項
- (ア) 十分な断面積を有すること。
- (イ) 湿気の多い箇所等からの集じん部は、腐食対策を行うこと。
- (ウ) フードは適切な大きさ及び配置とすること。
- (エ) 点検・清掃が容易に行えるように考慮すること。特に、点検歩廊等に近接しない位置にダクトを設置する場合は対策を考慮すること。
- (オ) 伸縮継手を必要箇所に設けること。
- (カ) 空気の遮断及び流量調整のためのダンパを必要箇所に設けること。
- (キ) マンホールは、ダンパ付近の補修の容易な位置に設けること。

- (ク) 必要に応じ消音器を設けること。
- (ケ) ダクトの防振対策を行うこと。
- (コ) 屋外への排気口の位置及び向きは、周辺環境を十分考慮して計画すること。

6. 給排水設備

1) 計画概要

- ① 本施設の運転及び維持管理に必要なプラント用水は井水、生活用水は上水とする。このために必要な設備の設置及び配管工事の一切を行うこと。井水は既存井戸の利用は可とするが、ポンプ更新等を行うものとする。
- ② 本施設のプラント排水は、本施設内の排水処理設備にて必要な処理を行った後、下水道放流する。生活排水は下水道放流する。このために必要となる設備の設置及び配管工事の一切を行うこと。
- ③ 給排水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量のものを使用すること。
- ④ 必要な箇所に散水栓及び手洗水栓を設けること。
- ⑤ 必要な箇所に流量計、その他必要な付属品 1 式を設け、系統、主要設備別に使用量が確認・記録できるようにすること。

2) 給水所要水量

以下の水量を想定する。

表 2-17 所要水量

項 目	所要水量(m ³ /日)
プラント用水	
1. 床洗浄用水（プラットホーム、各受入貯留ヤード等）	【 】 m ³ /日
2. 選別機器散水	【 】 m ³ /日
3. 機器冷却用水	【 】 m ³ /日
4. その他	【 】 m ³ /日
合 計	【 】 m ³ /日
生活用水	
1. 建築設備	【 】 m ³ /日
2. その他	【 】 m ³ /日
合 計	【 】 m ³ /日

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

3) 機器共通仕様

(1) 水槽類

- ① 選定する給排水処理設備系統に合わせ必要な水槽を設置すること。
- ② 受水槽等は、必要に応じて六面点検が可能なものとする。
- ③ 槽内にじん芥等の異物が落下しないようにすること。
- ④ マンホール材質は重荷重用 FRP 製とすること。

- ⑤ タラップはステンレス鋼ポリプロピレン被覆製又は同等以上を基本とすること。
- ⑥ 点検時の酸欠対策が必要なピット、水槽類には換気設備、可搬式通風装置を設置できるよう、マンホールを2箇所以上設けること。
- ⑦ 排水受水槽は、スクリーン上の異物除去が容易に行える配置、構造とすること。

表 2-18 水槽類リスト

名称		基数	容量(m ³)	構造・ 主要材質	備考(付属品等)
給水系	プラント用水受水槽	【1】	【 】 m ³	【水密 RC 造】	水位計、マンホール、タラップ°
	生活用水受水槽	【1】	【 】 m ³	【FRP 角型】	水位計、トレン抜き、マンホール、タラップ°
	プラント冷却用水槽	【1】	【 】 m ³	【水密 RC 造】	水位計、マンホール、タラップ°
	防火水槽	【1】	【 】 m ³	【水密 RC 造】	水位計、マンホール、タラップ°
排水系	プラント排水受水槽	【1】	【 】 m ³	【水密 RC 造】	水位計、マンホール、タラップ°

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

(2) ポンプ

- ① 選定する給排水処理設備系統に合わせ必要なポンプを設置すること。
- ② 故障時に自動切換えが可能なものとする。
- ③ 吐出量は、時間最大使用量の150%以上の能力を見込んだ容量とすること。
- ④ 自動交互運転が行えるよう計画すること。
- ⑤ 用途、設置位置に応じて圧力計、流量計、脱着装置（SUS）を設けること。
- ⑥ メンテナンスを考慮した配置とすること。

表 2-19 ポンプリスト

名称		基数		形式	容量	電動機	備考 (付属品等)
					吐出量×全揚程 (m ³ /min)×(m)	(kW)	
給水系	プラント用水ポンプ	常用	【1】	【渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	自動給水ユニット
		交互	【1】				
	生活用水ポンプ	常用	【1】	【渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	自動給水ユニット
		交互	【1】				
	プラント散水ポンプ	常用	【1】	【渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	
		交互	【1】				
	機器冷却水ポンプ	常用	【1】	【渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	
		交互	【 】				
	屋内消火栓ポンプ	常用	【1】	【渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	
		交互	【 】				
排水系	排水移送ポンプ	常用	【1】	【渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	
		交互	【 】				
	プラント排水受水槽ポンプ	常用	【1】	【カッター付き渦巻ポンプ】	【 】×【 】	【 】	
		交互	【1】				

※必要に応じて項目を修正・追加すること。

(3) 排水処理設備

- ① 本施設のプラント排水は、必要な排水処理設備で処理した後下水道放流する。生活排水は下水道放流する。
- ② 必要設備の設置及び配管工事の一切を行う。
- ③ 排水機器、配管、弁類等は各々の用途に適した形式、容量のものを使用する。
- ④ 制御については、用途に応じて自動交互運転、故障自動切換及び非常時の自動並列運転が可能なものとする。

4) プラント排水処理設備

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 】
- ③ 付属品 【 】
- ④ 特記事項

(ア) 排水処理設備の形式及び能力等については、提案とする。

7. 電気設備

1) 計画概要

- ① 設備は、受電、変電及び配電するために必要な全ての設備で、受配電設備、負荷設備、配線、配管等から構成すること。
- ② 使用する電気設備は関係法令、規格を遵守し、使用条件を十分満足するよう合理的に設計、製作されたものとする。
- ③ 計画需用電力は、施設の各負荷設備が正常に稼働する場合の最大電力をもとにして算定すること。
- ④ 本施設への電力供給は、敷地内の第1受変電所より配電される一般電源（高圧 6.6kV）及びごみ焼却施設で発電した電力とする。電源ケーブルの敷設ルートは別途協議とする。
- ⑤ 受電設備は、本施設で使用する全電力に対し十分な容量を有する適切な方式とすること。
- ⑥ 使用機器及び盤は原則として、同一メーカー品で統一し、互換性、信頼性及び保護協調、絶縁協調の確保に配慮し、設計・製作すること。なお、機側盤等はこの限りではない。
- ⑦ 火災や感電事故の恐れがない安全性を備えた設備とすること。
- ⑧ 複雑な設備は避け、操作・保守・維持管理が容易にでき、誤操作の恐れのない設備とすること。
- ⑨ 経済性に配慮しつつ、省力化を考慮した設備とすること。
- ⑩ 設備機器の選択に当たっては、一般的に採用されている方式、標準品を採用し、信頼性ととも長寿命化を考慮すること。
- ⑪ 高調波抑制対策ガイドラインに基づいた設計を行うこと。
- ⑫ 省エネルギー化を考慮し、高効率機器やインバータ制御方式を積極的に採用すること。
- ⑬ 瞬時停電対策及び雷サージ対策を行うこと。
- ⑭ 各系列・負荷・系統別に定期整備・保守点検ができるように設備構成させ、共通部整備のための全停電期間は短期間で行えるものとし、運転・保守管理の容易性、安全性及び耐久性に優れた設備とする。
- ⑮ 高圧変圧器二次側低圧幹線は原則としてバスダクト方式とする。列盤構成を採用する場合はこれによらなくても可とする。ただし、ブスバーの確認が容易な構造とすること。

2) 電気方式

- | | | |
|------------|-------------|-----------------|
| ① 受電電圧 | 交流 3 相 3 線式 | 6.6kV、50Hz、1 回線 |
| ② 配電種別 | 一般線 | |
| ③ 配電方式及び電圧 | | |
| (ア) 高圧配電 | 交流 3 相 3 線式 | 6.6kV |
| (イ) プラント動力 | 交流 3 相 3 線式 | 420V、210V |
| (ウ) 建築動力 | 交流 3 相 3 線式 | 210V |
| (エ) 保守用動力 | 交流 3 相 3 線式 | 210V |

(オ) 照明、計装	交流単相 3 線式 210/105V、交流単相 2 線式 100V
(カ) 操作回路	交流単相 2 線式 100V、直流 100V
(キ) 直流電源装置	直流 100V
(ク) 電子計算機電源	交流単相 2 線式 100V

3) 高圧受電設備

(1) 高圧引込設備

第 1 受変電所より電気室までの配管配線一切を行う。配管は地中埋設を前提とし地盤沈下等に対応可能な材料とすること。

(2) 高圧受電盤

① 形 式 【 鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形 】

② 数 量 1 面

③ 主要項目

(ア) 定格容量 【 】 kVA

(イ) 遮断電流 【 】 kA

(ウ) 収納機器

i. 空遮断器 (VCB) 1 式

ii. 計器用変流器 1 式

iii. 計器用変圧器 1 式

iv. 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式

v. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

(ア) 受配電システムは、高品質電源を供給するために使用機器の不燃化対策、瞬時停電対策、高調波対策等を計画すること。

(イ) 保護継電器、計測機器は、閉鎖配電盤の簡素化、ケーブル工事の省力化等のため、複合型保護継電器を採用すること。

(ウ) 受配電の全ての信号は、中央制御室へ通信回線で伝送する方式とすること。

(エ) 電力量計は検定付きとすること。

4) 高圧配電設備

(1) 高圧配電盤

① 形 式 【 鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形 】

② 数 量 【 】 面

③ 主要項目

(ア) 定格容量 【 】 kVA

(イ) 遮断電流 【 】 kA

(ウ) 収納機器

- i. 空遮断器 (VCB) 1 式
- ii. 計器用変流器 1 式
- iii. 計器用変圧器 1 式
- iv. 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式
- v. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

- (ア) 本設備は、各負荷に配電する設備で、高圧配電盤、進相コンデンサ盤、高圧変圧器、電力監視盤等により構成され、電気室に設置する。
- (イ) すべての信号は、中央制御室へ通信回線で伝送する方式とすること。

(2) 進相コンデンサ盤

- ① 形 式 【 鋼板製屋内単位閉鎖垂直自立形 】

- ② 数 量 1 式

③ 主要項目

- (ア) 電気方式 交流三相三線式 【 】 kV、 【 】 Hz
- (イ) 容 量 進相コンデンサ 【 】 kVA、 【 】 台
- (ウ) カ 率 【 95 】 %以上

(エ) 収納機器

- i. 開閉器 1 式
- ii. 進相コンデンサ 1 式
- iii. 放電リアクトル 1 式
- iv. 直列リアクトル 1 式
- v. 容器保護装置 1 式
- vi. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

- (ア) 大容量機器には必要により個別に進相コンデンサを設けること。
- (イ) 手動及び自動力率調整装置を設けること。
- (ウ) 使用頻度平準化制御のため極力容量を統一すること。
- (エ) 過熱及び容器保護警報を検出できるようにすること。

(3) 高圧変圧器

① プラント動力変圧器

- (ア) 形 式 【 モールド形 】
- (イ) 数 量 【 】 台
- (ウ) 主要項目
 - i. 電気方式 【 】 kV/ 【 】 V
 - ii. 容 量 【 】 kVA
 - iii. 絶縁階級 【 】 種

② 建築動力変圧器

- (ア) 形 式 【 モールド形 】

- (イ) 数 量 1 台
- (ウ) 主要項目
 - i. 電気方式 【 】 kV/ 【 】 V
 - ii. 容 量 【 】 kVA
 - iii. 絶縁階級 【 】 種

③ 照明変圧器

- (ア) 形 式 【 モールド形 】
- (イ) 数 量 1 台
- (ウ) 主要項目
 - i. 電気方式 【 】 kV/ 【 】 V
 - ii. 容 量 【 】 kVA
 - iii. 絶縁階級 【 】 種

(4) 電力監視装置

- ① 形 式 【 ディスプレイ操作式 】
- ② 数 量 1 式
- ③ 主要項目

- (ア) 構 成
 - i. 受電監視
 - ii. 高圧配電監視
 - iii. 低圧配電監視
 - iv. 進相コンデンサ監視
 - v. その他必要な付属品

- (イ) 収納機器
 - i. 電子計算機システム 1 式
 - ii. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

- (ア) 中央制御室に設置し、受配電設備の集中監視制御を行うことができる構成すること。
- (イ) ハードウェア及びソフトウェアについては、機能追加等拡張性の容易なシステムとすること。
- (ウ) 受電盤及び配電盤等の故障表示項目を一覧表(実施設計時)にして提示すること。
- (エ) 各種帳票類、統計資料の作成ができ、関係設備とのデータ授受が可能なよう計画すること。
- (オ) 専用のモニタを設置し、故障時の対応のため二重化とすること。保守専用電話などの関連機器は近傍に集中させること。
- (カ) 中央監視システムへの組み込みも可とする。

5) 低圧配電設備

本設備はプラント動力主幹、建築動力主幹、照明主幹等に適用し、それぞれ 440V、210V、100V 等を各盤で構成され、電気室に設置される。

(1) 低圧動力主幹盤

① 形 式 【鋼板製屋内自立閉鎖形】

② 数 量 【 】面

③ 主要項目

(ア) 定格電圧 440V、210V、100V

(イ) 収納機器

i. 配線遮断器 1 式

ii. 地絡保護設備 1 式

iii. 表示灯 1 式

iv. 非常用切替器 1 式

v. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

(ア) 統括一元管理・機能分散制御方式を基本に計画すること。

(イ) 地絡事故を他負荷又はフィーダーに波及させないこと。

(ウ) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

6) 動力設備

本設備は動力制御盤、現場制御盤、現場操作盤、電動機で構成され電気室あるいは機側に設置する。

(1) 動力制御盤

① 形 式 【鋼板製屋内自立閉鎖形】

② 数 量 1 式

③ 主要項目

(ア) 収納機器

i. 配線遮断器 1 式

ii. 電磁接触器 1 式

iii. サーマルリレー 1 式

iv. 補助継電器・シーケンサ 1 式

v. 運転、警報表示灯 1 式

vi. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

(ア) プラント動力、建築動力、保安動力、その他動力ごとに適切な系統に分けるものとする。

(イ) 盤内には、表示灯等を取り付けること。

(ウ) 施設の制御は、主としてシーケンサで行うものとする。なお、各現場盤からの操作には、必要なインターロックを組込むこと。

(エ) 瞬停時に継続運転が必要な機器は、継続運転が可能な機能を有すること。

(オ) 盤を設置する室は、粉じん対策を考慮すること。

(2) 現場制御盤

① 形 式 【鋼板製屋内自立閉鎖形又は壁掛け形】

② 数 量 1 式

③ 主要項目

(ア) 収納機器（必要に応じて）

- i. 配線遮断器 1 式
- ii. 電磁接触器 1 式
- iii. サーマルリレー 1 式
- iv. 補助継電器 1 式
- v. 運転、警報表示灯 1 式
- vi. その他必要な付属品 1 式

(3) 現場操作盤

① 形 式 【 鋼板製屋内壁掛形、スタンド形、自立形 】

② 数 量 1 式

③ 主要項目

(ア) 収納機器

- i. 操作スイッチ、表示灯 1 式
- ii. 計器（用途に応じて） 1 式
- iii. 警報（用途に応じて） 1 式
- iv. その他必要な付属品 1 式

④ 特記事項

(ア) 操作盤は各機器の機側にて、発停操作が行えるとともに、保守点検時に使用するもので、インターロック機構を設けること。

(イ) 現場操作盤にて現場優先操作から中央優先操作へ切り替え時でも運転が継続する制御回路とすること。

(ウ) 電流計は、過負荷監視機器及び現場にて作動状況が確認できない機器に設置すること。

(エ) 停止スイッチはオフロック付とすること。

(4) 電動機

① 駆動用電動機は、原則として全て連続定格とするが、特殊なもの（電動弁等）は適切な時間定格とすること。また絶縁種別は、低圧は E 種以上、高圧は F 種以上とすること。

② 電動機は IE3 対応の高効率電動機とすること。

③ 電動機の保護構造は全閉外扇形とすること。原則 IP44 以上とし、屋外設置は IP54 以上とすること。また、機器の設置場所、使用条件により、防滴形等の適切な構造を選定すること。

④ プラント系動力の始動条件は、原則として直入起動とするが、始動時おける電源への影響を十分に考慮して、その容量により適切な起動方式とすること。

⑤ 適切な保護方式により保護協調をとること。また、電熱機器、ポンプ、コンベヤ等必要と思われるものについては、漏電防止装置を設け中央・現場に警報表示すること。

- ⑥ 主な電動機や重要な電動機の電流監視は、電流計及びスキャニングモニターで行うこと。

7) 無停電電源装置

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 】 台
- ③ 主要項目
- （ア）充電器形式 【 】
- （イ）入 力 【 】 V
- （ウ）出 力 【 】 V、【 】 A
- ④ 蓄電池
- （ア）形 式 【 】
- （イ）容 量 【 】 AH
- （ウ）数 量 【 】 セル
- （エ）定格電圧 【 】 V
- （オ）放電電圧 【 】 V
- （カ）放電時間 【 10 】 分以上
- ⑤ 特記事項
- （ア）電力を供給する負荷の特性、容量、用途、周辺環境条件等を検討し、機器の性能等を選定すること。
- （イ）負荷回路は、各系統別に分けること。
- （ウ）負荷の種類は計装制御システム、帳票作成システム、その他必要なシステムとするが、詳細は協議とする。
- （エ）点検時には、安全に点検できるよう考慮すること。
- （オ）直流電源装置との一体構成を可とする。

8) 直流電源装置

- ① 形 式 【 】
- ② 数 量 【 】 台
- ③ 主要項目
- （ア）充電器形式 【 】
- （イ）入 力 【 】 V
- （ウ）出 力 【 】 V、【 】 A
- ④ 蓄電池
- （ア）形 式 【 】
- （イ）容 量 【 】 AH
- （ウ）数 量 【 】 セル
- （エ）定格電圧 【 】 V
- （オ）放電電圧 【 】 V
- （カ）放電時間 【 10 】 分以上
- ⑤ 特記事項

- (ア) 負荷回路は、各系統別に分けること。
- (イ) 負荷の種類は高圧遮断機操作、高圧受電盤、高圧配電盤の制御、監視表示灯電源、その他必要なものとするが、詳細は協議とする。
- (ウ) 監視制御方式は統括(一元)管理・機能分散制御方式で計画すること。
- (エ) 直流電源装置の容量は、非常用照明及び受変電設備の制御に必要な電流並びに供給時間により算出すること。
- (オ) 無停電電源装置との一体構成を可とする。

9) 盤の構造

鋼板製の受変電版、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の構造は以下によること。

- ① 盤の構造は JEM1459 に基づいて設計・製作すること。
- ② 前面枠及び扉は鋼板製 (t 【3.2】 mm) とすること。
- ③ 屋外設置の場合は SUS 製とする。
- ④ 表示ランプ、照光式スイッチ、アナンシェーター及び盤内照明器具等の光源は LED とすること。
- ⑤ 扉を鍵付とする場合は、キーNo. は協議後決定とする。
- ⑥ 塗装方法は、メラミン焼付塗装又は粉体塗装 (いずれも半艶) とし、盤内外面とも指定色とすること。(プラント及び建築設備関係も統一すること。)
- ⑦ 防じん、防水等、設置する環境に応じた仕様とすること。
- ⑧ 塗装膜厚は外面 60 μ m 以上、内面 40 μ m 以上とすること。
- ⑨ 自立盤は立ったまま操作可能な扉ロックを設けること。
- ⑩ デスク形及び垂直自立形盤は、原則として前面・裏面とも丁番式扉付きとすること。

10) ケーブル工事

本施設の電気設備を接続するのに必要な全ての配線ならびに配管、配線棚(ラック及びダクト)工事を行うものとする。配線については、十分な安全対策を配慮したものとする。

(1) 工事方法

ケーブル工事、金属ダクト工事、ケーブルラック工事、金属管工事、バスダクト工事、地中埋設工事等、各敷設条件に応じ適切な工事方法とすること。

(2) 接地工事

接地工事は、電気設備技術基準に定められているとおり、A種、B種、C種、D種接地工事等の設置目的に応じ、適切な接地工事を行うものとする。このほかに避雷器用及び電気通信用の接地工事等は、対象物に適合した工事を行うこと。

(3) 使用ケーブル

ケーブルの種類については、原則としてエコケーブルを使用すること。

① ケーブル仕様

(ア) 高圧	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、CVT 又は EM-CET ケーブル
	最高使用電圧	6.6kV
(イ) 低圧動力	種類	CV 又は EM-CE ケーブル、CVT 又は EM-CET ケーブル
	最高使用電圧	600V
(ウ) 制御	種類	CVV 又は EM-CEE ケーブル、CVVS 又は EM-CEES ケーブル

	最高使用電圧	600V
(エ) 接地回路他	種類	IV 電線又は EM-IE ケーブル
	最高使用電圧	600V
(オ) 高温場所	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V
(カ) 消防設備器	種類	耐熱電線、耐熱ケーブル
	最高使用電圧	600V

(4) 電気配管

- ① 屋内配管はケーブルダクト、ケーブルラック、厚鋼電線管等とする。薄鋼電線管も可とするが、採用する場合は衝撃の恐れがない箇所に使用すること。
- ② 地中埋設配管はヒューム管、地中線用亜鉛メッキ鋼管、ポリエチレンライニング鋼管及び波付硬質ポリエチレン管より選定する。なお、雨水対策を十分考慮する。
- ③ 配管材料、配管経路の選定に当たっては、熱、湿気、腐食性ガス等を考慮する。
- ④ 本設備の電気配管は原則として他設備と共用しない。
- ⑤ 誘導等による影響を受ける恐れのある配線を収納する場合は、他の配線との間に堅牢な隔壁を設ける。
- ⑥ 受電用電気室はピット・ダクト方式を原則とする。
- ⑦ ケーブルラックは、アルミ製とし取付用サポートは所定の塗装を行うものとする。

(5) 特記事項

- ① 配線、配管、配線棚、器具類、盤類及び施工については、関係規格に適合するとともに、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築工事標準図(電気設備工事編)」に準拠すること。
- ② 高圧・低圧幹線・動力各回路のケーブルサイズ算定計算書を提出すること。
- ③ 配線ダクト・ケーブルラックの断面サイズ算定計算書を提出すること。
- ④ 幹線の配管・配線・盤類は、可能な限り EPS(配線室)内に設置できるように建築と整合をとって計画すること。
- ⑤ 防火区画貫通処理に当たっては 関連法令に適合する工法で実施すること。
- ⑥ 誘導雷により電位差が生じない処置を計画すること。
- ⑦ 油の漏えいの可能性がある箇所等、危険と思われた場合の電気配線の措置は、関係法令に規定された防爆構造とすること。

8. 計装設備

本施設の運転に必要な装置及びこれらに係する計器等を含むものとする。

本設備は、本施設の運転に必要な自動制御装置、遠方監視装置、遠方操作装置及びこれらに係する計器(指示、記録、積算、警報等)、操作機器、監視用テレビ装置、計器盤、計器盤の製作、据付、配線等の一切を含むものとする。

1) 計画概要

- ① プラントの操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことができるシステムを構築すること。
- ② 原則として本施設の制御は、中央集中監視制御方式とすること。
- ③ 運転は、本施設の中央制御室に設けた中央監視操作装置及び現場操作盤の押しボタン、調節計の操作とすること。
- ④ 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ、フェールソフト、フールプルーフ等を考慮したハードウェア・ソフトウェアを計画すること。
- ⑤ ハードウェア、ソフトウェアとも、機能追加等拡張性の容易なシステムとすること。
- ⑥ 現場の検知器等には、点検用の歩廊、照明を必ず設けること。
- ⑦ 計装設備電源の停電対策を考慮すること。
- ⑧ 計装計器及びデータ処理装置に対して、ノイズ対策を考慮すること。
- ⑨ 冗長化により、プライマリーがダウンした場合でも、継続運用ができる信頼性の高い構成とすること。

2) 計装制御計画

(1) 一般項目

以下の機能を有すること。

- ① 搬送系、選別系、集じん系、その他各系統における運転に必要な制御。
- ② ディスプレイ、マウス、キーボードによる各系統の集中制御、監視、操作。
- ③ 各種帳票類、各系統の統計資料の作成。

(2) 計装監視機能

以下の集中監視を行えるようにすること。

- ① 受入・供給設備の運転状況の表示・監視
- ② 不燃ごみ処理設備の運転状況の表示・監視
- ③ ペットボトル処理設備の運転状態の表示・監視
- ④ 集じん・脱臭設備の運転状態の表示・監視
- ⑤ 給排水設備の運転状態の表示・監視
- ⑥ 受変電設備の運転状態の表示・監視
- ⑦ 電力デマンド監視
- ⑧ 主要(重要)な電動機電流値の監視
- ⑨ 機器及び制御系統の異常の監視
- ⑩ その他運転に必要なもの

(3) 自動制御機能

- ① ごみ処理設備運転制御
自動連動起動・停止、緊急自動停止、その他
- ② 受配電制御
自動力率調整、運転制御、その他
- ③ 動力機器制御
回転数制御、発停制御、交互運転、その他

④ 給排水関係運転制御

水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他

⑤ 建築設備関係運転制御

発停制御、その他

⑥ その他必要なもの

(4) データ処理機能

① ごみ搬入データ

② ごみ処理量データ

③ 処理系列ごとの運転データ

④ 回収、圧縮・梱包品の搬出データ

⑤ 受電等電力管理データ

⑥ 各種プロセスデータ

⑦ ユーティリティ使用量等データ

⑧ 各機器の稼働状況のデータ

⑨ アラーム発生記録

⑩ その他必要なデータ

3) 計装機器

(1) 一般計装センサー

以下の計装機能を必要な箇所に適切なものを計画すること。

① 重量センサー等

② 温度、圧力センサー等

③ 火災検知等

④ 流量計、流速計等

⑤ 電流、電圧、電力、電力量、力率等

⑥ 槽レベル計等

⑦ 感震器

⑧ その他必要なもの

(2) ITV 装置

① 設置場所

以下を標準とする。

表 2-20 カメラ設置場所リスト

記号	設置場所	台数	形式	ケース	備考
A	プラットフォーム	【 】	【回転・ズーム】	防塵	プラットフォーム全域を監視可能な必要数量とする。
B	各受入貯留ヤード	【各 1】	【回転・ズーム】	防塵	荷下ろしスペース、作業スペース等を含む各ヤードを監視可能な必要数量とする。
C	受入ホッパ	【2】	固定	防塵	不燃ごみ用、ペットボトル用（異物除去作業台を監視可能な位置とする。）
D	破除袋機	【1】	固定	防塵	
E	比重差選別機	【1】	固定	防塵	
F	缶手選別コンベヤ	【 】	固定	防塵	手選別コンベヤ全域を監視可能な必要数量とする。
G	磁力選別機	【1】	固定	防塵	
H	アルミ選別機	【1】	固定	防塵	
I	手選別コンベヤ	【 】	固定	防塵	手選別コンベヤ全域を監視可能な必要数量とする。
J	缶圧縮成型機	【1】	固定	防塵	
K	ペットボトル圧縮梱包機	【1】	固定	防塵	
L	各貯留ヤード	【 】	【回転・ズーム】	防塵	作業スペース等を含む全貯留ヤードを監視可能な必要数量とする。
M	玄関	【1】	固定	全天候	
N	構内道路	【6】	【回転・ズーム】	全天候	
O	直接搬入荷下ろしヤード	【1】	【回転・ズーム】	全天候	
P	その他必要な箇所	【 】	【 】	【 】	

表 2-21 モニタ設置場所リスト

設置場所	台数	大きさ	監視対象	備考
中央制御室	【3】	【50】 インチ	A～P	チャンネル切替、画面分割
作業員控室	【1】	【24】 インチ	A～P	チャンネル切替、画面分割
プラットフォーム監視室	【1】	【24】 インチ	A、B、M～O	チャンネル切替、画面分割
その他必要な箇所	【 】	【 】 インチ	【 】	

② 特記事項

- (ア) 構内道路、直接搬入荷下ろしヤードのカメラは自動録画（保存期間 7 日以上）とすること。
- (イ) 回転式及びズーム付のカメラは、遠隔操作可能な仕様とすること。
- (ウ) カメラは設置場所の雰囲気状態に応じ防水、防じん等の保護を図ること。
- (エ) モニタは表示場所名を表示できるものとすること。

4) 中央監視操作装置

① 中央監視盤

プラント監視用モニタを設置すること。モニタは必要かつ十分な台数とし、画面切換、分割表示が可能なものとする。また、必要に応じて、プラントの警報表示灯、各種記録計等を設置すること。

② オペレータコンソール（機械設備、電気設備）

形式は、提案によるものとする。プラント運転・監視用に複数台を設置し、不具合発生時でも運転・監視ができる冗長構成とすること。

③ 建築設備関係運転制御装置

建築設備機器の発停制御その他を建築総合監視制御盤で集中的に行うこと。

5) データ処理装置

① データログ

(ア) 常用 CPU のダウン時もスレーブが早期に立上り、データ処理を引き継げるシステムとすること。

(イ) 記憶装置（ハードディスクドライブ等）への記録は 2 台平行して行い装置の故障によるデータの損失がないようにすること。

② プリンタ

(ア) 両面、カラー、ハードコピーを行うこと。

(イ) 日報、月報、年報、表示画面等を印刷する。

9. 雑設備

1) 雑用空気圧縮機

① 形 式

【 】

② 数 量

【 1 】基

③ 主要項目

(ア) 吐出量

【 】 m³/min

(イ) 吐出圧力

【 】 kPa

(ウ) 空気タンク

【 】 m³

(エ) 電動機

【 】 V × 【 】 P × 【 】 kW

(オ) 操作方式

【 遠隔自動・現場手動 】

(カ) 圧力制御方式

【 】

④ 付属品

【 冷却器、空気タンク、除湿器 】

⑤ 特記事項

(ア) 必要な空気量に対して、十分な能力を有すること。

(イ) 必要な容量の雑用空気タンクを設けること。

(ウ) 除湿装置を設けること。

2) 清掃設備

① 形 式

【 掃除用煤吹装置、可搬式掃除機 】

② 数 量 【 】基

③ 特記事項

(ア) 本施設のプラント設備清掃に必要な台数とすること。

(イ) 必要箇所にコンセント設備を設置すること。

3) 説明用備品類

(1) 説明用パンフレット

① 形 式 カラー印刷・A4 版見開き 4 ページ程度

② 数 量 一般向け（日本語、英語） 5,000 部

小学生向け 5,000 部

工事用 必要部数

③ 特記事項

(ア) 上記を標準とするが、詳細は組合と別途協議とすること。

(イ) 電子データを納品すること。

(2) 説明用映像ソフト

① 形 式 DVD

② 数 量 一般向け（日本語、英語） 1 式

小学生向け 1 式

③ 内 容 【 15 】分程度・カラー

④ 特記事項

(ア) 上記を標準とするが、詳細は組合と別途協議とすること。

4) 機器工具類

本施設の保守点検整備に必要な機器工具類を準備すること。

5) 測定検査器具類

電気機械関係測定、作業環境測定等に必要な測定器具類を準備すること。

第4節 土木建築工事仕様

1. 土木建築工事基本事項

1) 計画概要

(1) 工事範囲

本事業範囲は下記工事1式とする。

- ① 工場棟
- ② 管理棟（工場棟と合棟とする）
- ③ 構内道路
- ④ 構内排水設備
- ⑤ 門・囲障
- ⑥ 測量
- ⑦ 地質調査

(2) 工事に係る環境保全対策

- ① 必要に応じた散水、工事車両の洗浄や搬入道路の清掃等、粉じん飛散防止対策を行うこと。
- ② 工事中の排水は、浸透池、調整池を利用することを可とする。濁水等は仮設の沈砂池を設け沈砂後、仮設水路を経由して放流すること。なお、浸透池・調整池に堆積した土砂は工事引き渡し時に清掃を行うものとする。
- ③ 低騒音型、低振動型、排ガス対策型等の機械を使用する。工事車両の集中を避ける等、騒音や振動、排ガス濃度の低減に努めること。
- ④ 工事車両の敷地内の走行ルートは、ごみを搬入する車両、一般車両とは分離すること。出入口は、適宜交通誘導員を配置する等、事故や交通渋滞を防止すること。
- ⑤ 資機材運搬車両が沿道を通行する際には、走行速度に留意し、出来るだけ車両騒音の発生を抑制すること。
- ⑥ 工事車両により既存市道等の破損が生じた場合は、補修を行うこと。

(3) 工事に係る安全対策

- ① 建設事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火、爆発予防等を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。
- ② 工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内の汚れで泥等を持ち出す恐れのある時は、場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講ずること。
- ③ 工事中は騒音、振動発生を防止すること。また、必要に応じ騒音、振動等の測定を行うこと。

(4) 測量及び地質調査

- ① 敷地及び周辺を工事前に測量して工事を施工すること。
- ② 地質は、組合が提示するもので不十分と判断する場合は、建設事業者において調査を行う。なお、実施設計前に液状化検討を行なうこと。

(5) 地中障害物

- ① 予期しない地中障害物が確認された場合は、速やかに組合に報告し、取り扱いについ

て協議すること。

- ② 協議の結果撤去する場合は、その方法等について提案し、組合の承諾を得て地中障害物撤去工事を行うこと。

2) 施設配置計画

(1) 一般事項

- ① 工場棟の配置については、車両の種類や動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや、機器の搬入手段にも配慮すること。また、建設用地の条件に応じて、別棟での建設を標準とするが、別棟としない提案も可とする。
- ② 管理諸室は、機能・居住性を十分考慮するとともに、明るく清潔なイメージとし、採光、バリアフリーを考慮して計画すること。
- ③ 建設用地内の一部が鉛の溶出基準値超過によって形質変更時要届出区域に指定されている。また、形質変更時要届出区域を含む一部の地下躯体及び基礎が残置されている。そのため、建築物は原則として、形質変更時要届出区域を避ける形で建設し、残置されている杭と干渉しないように配慮すること。必要により、杭等を撤去する場合は、建設事業者の責任で適切に処分すること。
- ④ 直接搬入車両での荷下ろしの利便性、安全性を考慮して計画すること。
- ⑤ 敷地内には、消防と協議し、必要に応じて消防活動用空地及び進入路を確保すること。

(2) 車両動線計画

- ① 構内道路は、搬入出車両が円滑な流れとなるような車両動線とすること。(添付資料 12 施設配置案(参考)参照)
- ② ごみを搬入する車両は既設の計量棟で計量後、本施設で荷下ろしし、焼却施設を周回して計量棟で2度目の計量後に退場する車両動線とすること。
- ③ 直接搬入車両の荷下ろし場を設け、直接搬入車両の動線とその他のごみを搬入する車両、搬出車両の動線とは分離すること。

2. 建築工事

1) 全体計画

(1) 設計方針

- ① 本施設は、周囲の環境との調和を十分配慮した施設計画とし、施設の機能性、経済性、及び合理性を追求し、かつ、住民が親しみやすい施設とすること。
- ② 本施設は一般の建築物と異なり、臭気、振動、騒音、特殊な形態の大空間形成等の問題を内蔵するので、これを機能的かつ経済的なものとするためには、プラント機器の配置計画、構造計画ならびに設備計画は深い連携を保ち、相互の専門的知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれた計画とすること。
- ③ 本施設は、マシンハッチ、ホイスト、吊り金具等を要所に設け、将来にわたっての修理はもとより、機器更新工事が容易かつ経済的、衛生的にできるように計画すること。
- ④ 本施設を構成する各建物の規模は、必要な設備を収納しメンテナンスを行うためのスペースを効率的に配置して決定すること。

- ⑤ 本施設は各種設備で構成され、プラント機器を収容する各階各室は処理フローの流れに沿って効率的に設けること。
- ⑥ 各設備の操作室や職員のための諸室、空調換気のための機械室、防臭区画としての前室その他を有効に配置すること。
- ⑦ 本施設は、居室を中心として十分な断熱を行うこと。空調設備は、運転効率の高いインバータ運転を行うこと。熱損失を抑制し空調負荷を軽減する換気機器を使用し、空調機の冷暖房効果を高める設備を設置する等、省エネ対策を行うこと。
- ⑧ 照明は、人員配置や業務内容から必要にして十分な照度を設定すること。トップライト又はサイドライトによる自然光の利用、人感センサー型の照明、LED 照明を積極的に使用するなど、設備の省エネ対策を行うこと。
- ⑨ 機種、機能、目的の類似した機器は、専用室へ集約した配置とし、点検整備作業の効率化、緊急時への迅速な対処ができるように考慮すること。
- ⑩ 玄関には施設名板を設けること。
- ⑪ 主要な専用室については室名札を設けること。
- ⑫ 本施設内に AED（自動体外式除細動器）を設置すること。
- ⑬ 施設の建築計画においては、景観との調和や意匠に十分配慮すること。
- ⑭ 作業員の日常作業の安全性、快適性に配慮し、機能的なレイアウトや必要設備を確保する。特に、施設内は清掃がしやすいように配慮すること。
- ⑮ 地球環境問題への対応として、各種リサイクル法、省エネ法等を考慮し、計画・設計を行うこと。
- ⑯ 居室からの避難経路は、二方向避難を原則とし、その経路は単純明快で安全な構造とすること。

(2) 外観

- ① 周辺地域の景観特性との調和を図る。建築物の色彩については、焼却施設との統一感を図ること。基本設計時に複数案（3 案程度）を作成し、決定するものとする。
- ② 施設を高さ、壁面の質、形状により分節し、周辺地域に圧迫感や閉塞感、不快感等の印象を与えない、親しみやすいシンプルなデザインとすること。
- ③ 本施設は、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的な計画で、統一したイメージとすること。

(3) 平面計画

配置する諸室は、「表 2-2 2 諸室一覧（参考）」を基本とし、その他の必要な部屋については、提案によるものとする。

① プラットホーム

- (ア) ごみを搬入する車両や重機の往来及びその荷下ろし作業等各種動線が交錯することから、可能な限り安全に配慮した配置とすること。
- (イ) プラットホームは臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。
- (ウ) プラットホーム出入口扉は車両の通行に支障のない幅、高さを確保すること。
- (エ) プラットホームは、車両通行方向の有効幅は片側通行を原則として【 12 】m 以上とするが、極力余裕をもった寸法・構造とすること。

- (オ) ごみを搬入する車両や重機作業の障害とならぬように柱割に配慮すること。
- (カ) 床面はコンクリート舗装とし、1.5%程度の水勾配を持たせ、排水溝を設置すること。
- (キ) 窓やトップライトから自然採光を取り入れ、明るく清潔な雰囲気とすること。
- (ク) 照明は省エネ型とし、高所に取り付ける照明器具は安全に交換できる構造とすること。
- (ケ) プラットホーム監視室、手洗栓、床清掃用高圧洗浄装置を設けること。
- (コ) 受入貯留ヤードの火災に備えた消火栓を設けること。
- ② 直接搬入荷下ろしヤード
 - (ア) 直接搬入車両とその他のごみを搬入する車両の動線と分離し、屋外に設けること。
 - (イ) 直接搬入車両2台以上が同時に荷下ろし作業できる配置とすること。
 - (ウ) 荷下ろし作業中、住民が雨に当たらないよう、大庇を設けること。
 - (エ) 受入れたごみを選別、一時保管、移送するスペースを考慮すること。
- ③ 受入貯留ヤード
 - (ア) 床面はコンクリート舗装とし、プラットホーム側に1.5%程度の水勾配を持たせること。
 - (イ) ごみ種ごとに鉄筋コンクリート造の壁で囲み、壁の高さは十分に余裕を持たせること。
 - (ウ) 囲い壁は、作業用重機のバケット等が接触することを想定し、鉄筋の被り厚さを大きくとること。
 - (エ) 必要な箇所には火災対策として、炎検知器と自動消火設備を設置すること。
- ④ 機械室
 - (ア) 各種機器を収容する室は、機械の搬出入が容易にできるものとする。
 - (イ) 振動、騒音に対しては必要な対策を講ずること。
 - (ウ) 窓やトップライトから自然採光を取り入れ、明るく清潔な雰囲気とすること。
 - (エ) 防臭区画として、負圧とすること。
- ⑤ 手選別室
 - (ア) 良好な作業環境を保持するため、照明、空調、換気等について十分考慮すること。
 - (イ) 手洗栓を設けること。
 - (ウ) 二方向避難が可能な作業動線とすること。
- ⑥ 貯留ヤード
 - (ア) 搬送物の落下距離が大きいことから、飛散防止対策や騒音防止対策を行い原則として各部屋を隔壁等により仕切ること。
 - (イ) 床面はコンクリート舗装とし、1.5%程度の水勾配を持たせること。
 - (ウ) 搬出車両の搬出入口部は入退出に十分な幅、高さを確保すること。
 - (エ) 必要な箇所には火災対策として、炎検知器と自動消火設備を設置すること。
- ⑦ 中央制御室
 - (ア) 管理中枢として、各主要設備と密接な形態を保つこと。電気関係諸室とは異常時の対応を考慮し、原則、距離的にも短く連絡される位置に配置すること。
 - (イ) 運転時は常時作業員が執務するので、照明・空調・居住性について十分考慮する

こと。

⑧ 電気室

- (ア) 機器の放熱や換気に十分留意し、機器の搬出入が容易に行えるものとするとともに、粉じんによる影響のない位置に計画すること。
- (イ) 上階には水を使用する諸室を設けないこと。又、盤の上部には、空調機及び配水管等を設けないこと。
- (ウ) 室内各機器の点検・整備を考慮した十分なスペース及び空調ダクト、電気配線を行うための十分な天井高さを確保し、大型機器搬入用の大扉を設けること。

⑨ 前室

- (ア) 工場機能部と管理機能部の境界部に設置すること。
- (イ) 前室内にはヘルメット置場、雨具掛け、下駄箱、作業道具置場などを必要箇所に設置すること。
- (ウ) 防臭区画として正圧とし、換気ダクトは単独とすること。
- (エ) 差圧ダンパーを設けること。出入口扉は、管理機能部側をパーフェクトエアタイト (PAT) 仕様とし、工場機能部側をセミエアタイト (SAT) 仕様とすること。

⑩ 水槽、排水処理設備

- (ア) 建物と一体化して造られる水槽は、系統毎に適切な位置に設け、悪臭、湿気、漏水等の対策を講ずること。
- (イ) 酸欠の恐れのある場所・水槽等は、入口又は目立つところに「酸欠注意」の標識を設けるとともに、作業時十分な換気を行える設備を設置すること。
- (ウ) 各種槽類、ピット他点検清掃に必要な箇所には適宜、マンホール、ステンレス製もしくはステンレス芯の樹脂製タラップ（滑り止め加工）を設けること。
- (エ) 躯体からの漏水がないよう水張り試験を行うこと。

⑪ その他

- (ア) 作業員用の更衣室（男女別）、作業員控室、倉庫、トイレ等を設けること。
- (イ) 配置については採光、日照等を十分考慮すること。

表 2-22 諸室一覧（参考）

	室名	概要	床面積	延床面積
工場機能部	プラットホーム	有効幅【12】m以上、手洗栓、床清掃用 高圧洗浄装置	【 】m ²	【 】m ²
	プラットホーム監視室	付近にトイレ（男女兼用）	【 】m ²	
	直接搬入荷下ろしヤード	大庇付き、車両2台分以上	【 】m ²	
	受入貯留ヤード	ごみ種別	【 】m ²	
	機械室	圧縮成形機、圧縮梱包機、コンベヤ、各 種選別機	【 】m ²	
	手選別室	手洗栓	【 】m ²	
	保管スペース	収集袋、ビンキャップ	【 】m ²	
	作業スペース	蛍光灯破碎機	【 】m ²	
	貯留ヤード	ごみ種別	【 】m ²	
	電気室	中央制御室等関連諸室との配置に注意	【 】m ²	
	中央制御室	操作卓、椅子、書棚	【 】m ²	
	建築機械設備室	保守スペースを確保	【 】m ²	
	消火栓ポンプ室	消防法に準拠	【 】m ²	
	倉庫	油脂、消耗品、予備品等	【 】m ²	
	前室	靴の履き替えスペース、作業道具置場等	【 】m ²	
	廊下・階段室	動線を考慮	【 】m ²	
管理機能部	玄関	傘立て	【 】m ²	【 】m ²
	作業員控室	作業員数を考慮した広さ、机、椅子、キ ッチンユニット	【 】m ²	
	更衣室	男女別、ロッカー	【 】m ²	
	トイレ	男女別、出入口扉なし	【 】m ²	
	廊下・階段室	有効幅 1200 mm以上	【 】m ²	

2) 構造計画

(1) 基本方針

- ① 構造計画は、プラント設計、意匠計画及び建築設備設計との調整を図り、経済性に配慮しつつ所要の性能を確保する。建築物は上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。
- ② 振動を伴う機械は十分な防振対策を行うこと。

(2) 基礎構造

- ① 添付資料及び現地調査により適切に地盤条件を把握し、実情に応じた基礎構造として、荷重の偏在による不等沈下やそれによる建築物への影響が生じない基礎構造、工法を選定すること。
- ② 杭基礎の選定にあたっては、支持地盤の状況を勘案して短杭にならないように注意し、原則として異種基礎構造は避けること。
- ③ 杭工事の工法については、荷重条件、地質条件を考慮し、地震時、風圧時の水平力を十分検討して決定すること。また、騒音・振動に対して考慮すること。

(3) 躯体構造

- ① 各部の構造的な特殊性及びプラント機器類の維持管理等を考慮して、構造架構形式を

選定し計画すること。

- ② 機能上必要な部分は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は鉄骨造として計画すること。
- ③ 大スパン架構となることが予想される部分については、変形量をできるだけ少なくするように考慮すること。
- ④ 架構は、強度、剛性を保有するとともに軽量化に努め、地震時の変異も有害な変形にならない構造とすること。また上部構造は軽量化に留意し、下部構造は十分に強固ものとする。
- ⑤ 地下水槽等は、水密性の高い RC 造とし、槽内部からの漏水及び槽外部からの地下水等の流入を防止すること。
- ⑥ 騒音又は振動を発生する機器を配置する箇所の構造方式の選定に当たって、十分な検討を行うこと。特に、機器等の低周波対策を考慮すること。
- ⑦ 振動を伴う機械を収納する室は防振対策を十分に考慮すること。

(4) 一般構造

① 屋 根

- (ア) 屋根は十分な強度を有するものとし、軽量化に努めること。
- (イ) 屋根は風圧や機器荷重に対し十分な強度を有するものとする。
- (ウ) エキスパンションジョイント部は、漏水がなく、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とすること。
- (エ) 外壁と屋根の結露防止を行うこと。

② 外 壁

- (ア) 意匠に配慮し、耐候性、耐火性、遮音性、施工性、躯体の構造等に応じて、材料及び工法を定めること。

③ 床

- (ア) 各種機械室の床は必要に応じ、清掃・水洗等を考慮した構造とすること。
- (イ) 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、又は小梁を有効に配置するなど配慮して構造強度を確保すること。
- (ウ) 電力や通信用配線が煩雑となる中央制御室は、原則としてフリーアクセスフロアとし、用途や機能に応じて強度や高さを定める。なお、床下は、防じん塗装以上の仕上げを行う。

④ 内 壁

- (ア) 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防煙）を満足すること。
- (イ) 不燃材料、防音材量などは、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性等、他の機能と適切な施工方法を考慮し選定すること。

⑤ 建 具

- (ア) 必要に応じて、防火性、耐食性、遮音性、防犯性及び機能性を確保できる仕様とすること。
- (イ) 外部に面する建具は、台風時の風圧や降雨に耐える耐風圧性能を有すること。
- (ウ) 機材の搬出入を行う扉は、搬出入が想定される機材の最大寸法を考慮して形状や

大きさを決め、特に大きいものは防音扉とする。

(エ) 建具（扉）のうち、特に防臭、防音を要求されるものについてはエアタイト型とし、防音扉においては、内部吸音材充填とし、締付けハンドル等は遮音性能を十分発揮できるものを選定すること。

(オ) 建具のうち、シャッター若しくはオーバースライダーはアルミ製とすること。

(カ) 居室のガラスは、Low-E ガラスとし、十分な強度を有し台風時風圧にも耐えるものとする。

(キ) 窓には、必要な箇所に網戸、ブラインド（ボックス共）を設けること。

(ク) 建具（扉）は、必要に応じ、室名札等の室名表示を行うこと。

3) 仕上計画

(1) 外部仕上

- ① 立地条件・周辺施設や周辺環境との調和に配慮した仕上計画とし、違和感のない清潔感のあるものとする。
- ② 外壁は耐久性、耐候性、施工性を考慮すること。
- ③ 建物の外部と内部を熱的に区分し、結露防止及び断熱を考慮すること。
- ④ 断熱、防露に使用する材料は、室内外の環境条件を考慮し最適な材料を選定すること。
- ⑤ 断熱、結露防止の施工に際し、最適な構法及び工法を選択すること。
- ⑥ 材料は経年変化が少なく、耐久性・耐候性が高いものとする。
- ⑦ 屋根、外部仕上は、鳥の止まりそうな所へは防鳥網の取り付け等鳥害対策を行うこと。
- ⑧ 通気管等には防虫網を設けること。

(2) 内部仕上

- ① 各部屋の機能、用途に応じて必要な仕上を採用し、温度、湿度等環境の状況も十分考慮すること。
- ② 薬品、油脂の取扱い、水洗等それぞれの作業に応じて必要な仕上計画を採用し、温度湿度等環境の状況も十分考慮すること。
- ③ 管理機能部に使用する建材は VOC を含有していないものを使用すること。
- ④ その他、内部仕上は以下を参考に計画し、その他の必要な部屋の仕上については、提案によるものとする。

表 2-23 内部仕上表（参考）

室名	床	巾木または腰壁	壁	天井	備考
プラットホーム	コンクリート耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し	コンクリート打放し版現し	デッキ現し	床勾配 1.5% 排水溝蓋：グレーチング
プラットホーム 監視室	ビニルタイル	ビニル巾木	プラスターボード クロス	化粧石膏ボード	
受入貯留ヤード	コンクリート耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し	コンクリート打放し版現し	デッキ現し	床勾配 1.5%
機械室（地上階）	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	コンクリート打放し	デッキ現し	
機械室（地上階）（騒音のある諸室）	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	
手選別室	コンクリート金ゴテ押え 防塵塗床	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	手洗い
貯留ヤード	コンクリート耐摩耗仕上げ	コンクリート打放し	コンクリート打放し版現し	デッキ現し	床勾配 1.5%
電気室	コンクリート金ゴテ押え 合成樹脂塗床	コンクリート打放し 目地切 合成樹脂塗装	E・P	デッキ現し	ケーブルビッド
中央制御室	タイルカーペット フリーアクセスフロア	ビニル巾木	プラスターボード クロス	岩綿吸音板 PB 下地	
建築機械設備室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	吸音材	吸音材	
消火栓ポンプ室	コンクリート金ゴテ押え 防塵塗床	コンクリート打放し	コンクリート打放し	デッキ現し	
脱臭装置室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	コンクリート打放し	デッキ現し	
倉庫	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	ALC 現し	デッキ現し	棚
前室	コンクリート金ゴテ押え	コンクリート打放し	ALC 現し	デッキ現し	
玄関	磁器質タイル 長尺塩ビシート	磁器質タイル ビニル巾木	耐水プラスターボード クロス	岩綿吸音板 PB 下地	傘立て
作業員控室	タイルカーペット	ビニル巾木	プラスターボード クロス	岩綿吸音板 PB 下地	作業員数を考慮した広さ
更衣室	長尺塩ビシート	ビニル巾木	プラスターボード クロス	化粧石膏ボード	ロッカー 男女別
トイレ	長尺塩ビシート	ビニル巾木	耐水プラスターボード EP	岩綿吸音板 PB 下地	鏡 汚垂石（男子）
廊下、階段	長尺塩ビシート	ビニル巾木	プラスターボード クロス	岩綿吸音板 PB 下地	手摺

3. 土木工事及び外構工事

1) 土木工事

(1) 山留、掘削

- ① 土工事は安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用し、山留は撤去すること。
- ② 建設用地内の一部が鉛の溶出基準値超過によって形質変更時要届出区域に指定されている。また、形質変更時要届出区域を含む一部の地下躯体及び基礎が残置されている。そのため、建築物は形質変更時要届出区域を避ける形で建設し、残置されている杭と干渉しないように配慮すること。必要により、杭等を撤去する場合は、建設事業者の責任で適切に処分すること。
- ③ 建設用地内の一部が形質変更時要届出区域として指定されているため、届出に必要な書類作成を行うこと。書類の届出は組合が行う。また、工事において、指定区域の汚染土壌の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法関係法令、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）に基づき、必要な措置を行うこと。
- ④ 掘削残土は原則として場内利用又は場内処分とすること。場外処分を行う場合は、関連法令等に準拠し、建設事業者の責任で適切に処分すること。

2) 外構工事

外構施設については敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な設備とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性等を検討した計画とすること。

(1) 構内道路

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| ① 構造 | アスファルト舗装 |
| ② 舗装面積 | 【 】 m ² |
| ③ 幅員 | 対面通行 原則 8m 以上
一方通行 原則 4m 以上 |

④ 特記事項

- (ア) 十分な強度と耐久性を持つ構造及び効率的な動線計画とし、必要箇所に白線、道路標識、カラー舗装等を設け、構内の交通安全を図ること。なお、白線、道路標識、カラー舗装等は工事範囲に関わらず、本施設整備によって組合敷地全体で動線が変更となる箇所の修正を含むものとする。
- (イ) 構内道路の計画は、「舗装設計便覧」、「アスファルト舗装要綱」（ともに社団法人日本道路協会）を適用すること。
- (ウ) 施工前に、CBR 試験を実施して最終仕様を決定すること。
- (エ) 敷地内の必要箇所に屋外灯を設けること。

(2) 構内排水設備工事

① 工事内容

- (ア) 排水溝
- (イ) 排水管
- (ウ) 付属設備

② その他特記事項

(ア) 敷地内に降った雨を速やかに集水するため、敷地外周部に勾配側溝又は自由勾配側溝等を設置し、調整池に接続すること。

(イ) その他、建屋外周に適切な排水設備を設けること。

(ウ) 構内雨水集排水設備は、位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。

(3) 門・囲障工事

① 建設用地東側の粗大ごみ置き場との境界にフェンスを設置すること。

② 本施設への車両動線が安全かつ円滑となるように必要に応じてフェンスを設置すること。

4. 建築機械設備工事

建築機械設備は、関係法令に適合したものであること。本要求水準書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部「公共建築工事標準仕様書」によるものとする。

1) 空気調和設備工事

① 原則として、各居室、手選別室、電気室、中央制御室等を対象とすること。

② 電気関係諸室は、原則としてパッケージ形冷房専用とし、漏水、結露による漏電等の電気事故を防止する対策を施すこと。

③ 空調室内機は、天井カセット式を基本とし、必要に応じて天井埋込型とすること。

④ 温湿度条件は「建築設備設計基準」(国交省大臣官房官庁営繕部監修)の設計用屋外条件(水戸)に準拠すること。

⑤ 諸室の用途に応じ、中間季・冬季の外気冷房や室内の二酸化炭素濃度管理による導入外気削減等、省エネルギー運転に配慮すること。

2) 換気設備工事

① 換気を必要とする部屋に応じた換気を行うこと。また居室の換気は熱交換形換気とすること。

② 合理的なゾーニングに基づいて、可能な限り系統分けを行い、実際の運転状態に合う省エネにも対応できるものとする。また、建築的に区画された壁を貫通してダクトを共用する場合は、運転を停止する時も、臭気等の拡散が起こらないように考慮すること。

③ 建物全体の換気バランスをとるとともに、位置及び構造を十分に考慮すること。工場棟は負圧、管理諸室(前室を含む)は正圧とする。

④ 臭気や粉じんの発生する部屋では、他の系統のダクトと分離するとともに、できるだけ単独に離して排気する計画とすること。

⑤ 換気設備の機器及び風道等は、使用条件及び使用目的を考慮して使用材料・能力を選定すること。

⑥ 送風機の機種及び材質は、使用目的に適した物を選定すること。

⑦ 騒音、車両排ガス、粉じん等から給排気口の設置場所を考慮すること。

3) 給排水衛生設備工事

給排水衛生設備は、建築設備に係る給水設備、給湯設備、衛生器具設備、排水設備で構成する。

- ① 給水水量は作業員として提案する人数分を見込むこと。
- ② 給水設備は、受水槽から用水の供給を受け、必要各所で利用する設備とすること。
- ③ 給湯設備は、流し台用、手洗い用等に給湯する設備とすること。
- ④ 給湯設備は電気式とすること。
- ⑤ プラットホーム監視室付近に男女共用トイレ、管理諸室側に男女別トイレ等を設置すること。
- ⑥ 工場棟には必要箇所に手洗い、洗眼用設備を設置すること。
- ⑦ 洋式トイレは温水洗浄便座、小便器はセンサー付き、手洗いは自動水栓とすること。
- ⑧ 排水設備は、建築設備排水、雨水を各々排水するための設備とすること。プラント排水は排水処理設備で必要な処理を行こと。

4) 消火設備工事

消防法規、条例等を遵守し、実施設計に際しては所轄の消防署と協議の上、必要設備を設置すること。特に受入貯留ヤードには炎検知器や消火散水等の火災対策設備を設けること。

5) 給湯設備工事

対象室に給湯設備を設けること。給湯水栓は混合水栓とし、給湯は電気式とすること。

5. 建築電気設備工事

本設備はプラント低圧主幹盤から2次側以降の各建築電気設備工事とすること。建築電気設備は、関係法令に適合したものであること。本要求水準書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房庁営繕部「公共建築工事標準仕様書」によるものとする。

建築電気設備計画一覧表を作成し、組合に提出する。

1) 動力設備工事

- ① 建築設備の各種ポンプ、送排風機、空調、給水、排水設備等に含まれる電動機類の電源設備とすること。
- ② 電気室に主幹盤を設け、各制御盤、電灯分電盤にケーブル配線を行うことを原則とする。また、環境に配慮しエコケーブルを使用すること。
- ③ 機器の監視は、中央制御室での集中監視とし、制御は各現場制御盤による分散制御を基本とすること。なお中央制御室でも運転停止操作が可能なようにすること。
- ④ 電動機の分岐回路は、原則として1台ごとに専用の分岐回路とすること。
- ⑤ やむを得ず地階等湿気の多い場所に制御盤等を設置する場合は、簡易防滴形とし、スペースヒーター組み込みとする。
- ⑥ 床面に機器、盤類を据え付ける場合は、コンクリート基礎を設ける。

2) 照明コンセント設備工事

- ① 照明設備は、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を図った設計とすること。
- ② 照明は、「表 2-2 4 照明設計基準（参考）」を参考として設定すること。

- ③ 照明は、原則、天井埋め込み型、一括の ON・OFF が可能なものとし、作業の安全及び作業能率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とすること。
- ④ 非常用照明、誘導灯等は建築基準法、消防法に準拠して設置すること。
- ⑤ 照明器具は、省エネに配慮し LED 照明等を採用し用途及び周辺条件により、防湿、防水、防じん型とすること。なお、破損の危険性がある場所は、ガード付とすること。
- ⑥ 照明器具は、用途及び周辺条件により、人感センサー型とすること。
- ⑦ プラットホーム等の高天井付器具については、保守点検上支障のないよう必要と判断される箇所には昇降装置を採用すること。
- ⑧ 外灯はポール型照明、自動点滅式とし、LED 照明等の器具を使用すること。
- ⑨ コンセントは維持管理性を考慮した個数とし、用途及び使用条件に応じて防雨、防爆、防湿型とすること。
- ⑩ 機器の運転管理上特に必要な箇所には局部照明装置を設けるものとする。

表 2-24 照明設計基準（参考）

場所名	照度 (lx 以上)
中央制御室	750
電気室、作業員控室	300
機械室、プラットホーム、受入貯留ヤード	150
トイレ、更衣室	150
通路	100
非常照明	2

3) その他工事

(1) 自動火災報知機設備工事

- ① 消防法に基づく自動火災報知設備を設けること。
- ② 実際の施工に際しては、所轄の消防署と協議の上行うこと。
- ③ 受信機を設置すること。
- ④ 本施設から焼却施設に移報すること。なお、焼却施設の受信機の設置場所は中央制御室 (3 階) 及び組合事務所 (1 階) とする。焼却施設で必要となる改造工事を行うこと。

(2) 電話設備工事

① 主要機器

- (ア) 外線用 【 】 回線 (内 FAX 【 】 回線)
- (イ) 光通信 【 】 回線
- (ウ) 構内 PHS 【 】 台 (添付資料 13 PHS アンテナ位置図参照)
- (エ) 配管配線工事 1 式

② 特記事項

- (ア) 必要箇所にビジネス電話を設置し、外線通話を行う。
- (イ) 焼却施設との通信用の構内 PHS 設備を設けること。
- (ウ) 電話機本体、電話集合装置、配管などの一切を施工すること。
- (エ) 光通信および構内 LAN ケーブルの設置に係る配管配線工事を行うこと。

(オ) 焼却施設で必要となる改造工事を行うこと。

(3) 拡声放送設備工事

本設備は拡声放送設備とし、各機器の設置と配管工事を行う。焼却施設からの放送を出力できるものとし、焼却施設で必要となる改造工事を行うこと。

① 主要機器

(ア) 増幅器	1 式
(イ) 遠隔操作器	1 式
(ウ) スピーカー	1 式
(エ) その他必要な付属品	1 式

② 特記事項

- (ア) 増幅器はラジオチューナ(AM、FM)、一般放送、非常放送（消防法上必要な場合）及びチャイム付とし、中央制御室に設置する。
- (イ) 緊急地震速報受信機を設け、自動で一斉放送が可能なものとする。
- (ウ) 主要な箇所に必要な音量のあるスピーカーを設置する。
- (エ) マイクは中央制御室等に設置し、スピーカーは構内各所に、適切な音量で聴取可能となるように設置すること。
- (オ) 中央制御室から一斉放送及びローカル放送ができるように計画すること。
- (カ) プラットホームにはローカル放送設備を設ける。
- (キ) 非常放送が流れた場合、ローカル放送設備はカットリレーにより遮断される。

(4) テレビ共聴設備

本設備はテレビ共聴設備として各器具の設置と配管、配線工事を行う。

① アンテナ形式	共聴
② ユニット形式	【 】
③ 受信	地上デジタル、BS アンテナ
④ 数量	1 式
⑤ 材質	配線【 】 配管【 】

⑥ 主要機器

(ア) UHF アンテナ/BS アンテナ	1 台
(イ) ユニット	1 台
(ウ) 配線、配管材料	1 式
(エ) その他必要な付属品	1 式

(5) 避雷設備

関係法令を遵守し、必要により避雷設備を設置すること。ただし、新 JIS に基づき計画すること。

(6) 時計設備工事

必要箇所に電波時計を設置すること。なお、設置場所については組合と協議し決定すること。

(7) 警備配管工事

警備に必要な配線配管を設置すること。

第3章 運営・維持管理業務

第1節 総則

1. 運営・維持管理業務の基本事項

1) 適用範囲

組合が発注する本事業のうち、運営・維持管理業務に適用する。

運営・維持管理業務は、以下に基づいて行う。

- (1) 運営・維持管理業務委託契約書
- (2) 要求水準書
- (3) 事業者提案
- (4) その他組合の指示するもの

運営期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、運営事業者の責任において本要求水準書を満足する変更を行う。

2) 運営・維持管理業務の概要

本業務は、本事業で整備する本施設のうち、運営・維持管理対象施設に関し、基本性能を確保、維持し、これを発揮させ、安定性、安全性を確保しつつ、効率的に運営・維持管理するものである。運営事業者は、上記に加え、施設の長寿命化を十分意識した運営・維持管理を行うものとする。

3) 業務名

江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 運営・維持管理業務

4) 履行場所

稲敷市高田 424 番地

5) 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、運営・維持管理対象施設に関する以下の業務とする。

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務
- (4) 有効利用業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 防災管理業務
- (7) 関連業務

6) 組合の業務範囲

- (1) 運営モニタリング業務
- (2) 受入対象物の搬入業務
- (3) 受入対象物受付に伴う料金徴収業務
- (4) ごみ処理に伴う資源化業務
- (5) ごみ処理に伴う処分業務

- (6) 住民対応業務
- (7) 運営・維持管理業務委託料の支払業務

7) 運営・維持管理期間

令和 12 年 4 月 1 日から令和 32 年 3 月 31 日までの 20 年間

2. 運営・維持管理業務の基本条件

1) 受入対象物及び計画処理量

受入対象物及び計画処理量は、「表 2-1 受入対象物の種類、主な対象物、搬入形態」、「表 2-2 計画処理量」、添付資料 14 年度別計画処理量のとおりである。

2) 計画ごみ質

計画ごみ質は、「第 2 章第 1 節 2. 3) ごみ組成（計画値）」のとおりである。

3) 公害防止基準

本施設の公害防止基準は、「第 2 章第 1 節 2. 12) 公害防止基準」のとおりである。

4) 用役等条件

本施設における用役等条件は、以下の通りである。なお、これらの調達等については、運営事業者自らの費用と責任において行う。

(1) 給排水

給水については、生活用水は上水、プラント用水は井水とする。

排水については、生活排水は下水道放流、プラント排水は本施設内で処理後下水道放流とする。

(2) 電力

6. 6kV で供給を受けるものとする。ただし、契約電力等は設計・建設業務による。

(3) 燃料

燃料は設計・建設業務による。

(4) 電話・通信

建設事業者にて設置する電話設備等の維持・管理を行う。

5) 基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ施設としての機能であり、完成図書において保証され、引渡し時において確認される施設の性能である。

6) 要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、遵守する。

7) 関係法令等の遵守

運営事業者は運営・維持管理期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守する。

8) 関係官公署の指導等

運営事業者は運営・維持管理期間中、関係官公署の指導等に従うものとする。なお、法改正等に伴い施設の改造等が必要な場合、その費用の負担は運営・維持管理業務委託契約書に定める。

9) 官公署等への申請

運営事業者は、組合が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、運営事業者の責任と負担により行うものとする。

10) 組合及び所轄官庁等への報告

運営事業者は、施設の運営・維持管理に関して、組合及び所轄官庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応するものとする。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求については組合の指示に基づき対応するものとする。

11) 組合への報告・協力

- (1) 運営事業者は、施設の運営・維持管理に関して、組合が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出する。
- (2) 組合の清掃事業全体に配慮の上、組合の要請に協力する。
- (3) 運営事業者の定期的な報告は、「第7節 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故等は「第8節 防災管理業務」に基づくものとする。

12) 周辺施設整備等への協力

運営事業者は、建設用地内及び周辺で組合等が行う事業等に対し、組合の要請に基づき協力する。

13) 組合の検査

組合が運営事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査を行う時は、運営事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

14) マニュアル及び計画書等の作成

本業務遂行において運営事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル又は計画書については、組合との協議により作成するものとする。なお、組合との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに組合の承認を得るものとする。

(1) 業務マニュアル

運営事業者は、本業務の実施に先立ち、運営・維持管理期間を通じた業務遂行に関し、公害防止基準等を遵守する等、要求水準書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された事項（水準）を反映したマニュアル（「業務マニュアル」という。）を、本業務の各業務に関して作成する。業務マニュアルは運営・維持管理業務開始の30日前までに組合の承諾を得るものとする。

なお、事業者は、業務マニュアルの内容を変更する場合には、事前に組合の承諾を得るものとする。

(2) 業務計画書（業務実施計画書）

運営事業者は、各事業年度が開始する 30 日前までに、各業務に係る業務実施計画書（最初の事業年度に関して、業務計画書という。）を作成して、組合に提出し、各事業年度が開始する前に組合の確認を受けなければならない。運営事業者は、組合の確認を受けた業務計画書又は業務実施計画書を変更しようとする場合には、組合の承諾を受けなければならない。なお、業務計画書又は業務実施計画書の様式、記載方法等については、組合と運営事業者の協議により定めるものとする。

ここで、以下に業務計画書に含むべき内容を示す。業務実施計画書については、業務計画書に含むべき内容を参考に、組合と事業者の協議により定めるものとする。

表 3-1 業務計画書に含むべき内容

業 務	業務計画書
1) 運転管理業務	業務実施体制表 月間運転計画、年間運転計画 運転管理マニュアル 運転管理記録様式 日報、月報、年報様式
2) 維持管理業務	業務実施体制表 調達計画 点検・検査計画 補修・更新計画 建築物等の保守管理計画
3) 環境管理業務	環境保全基準 環境保全計画 作業環境基準 作業環境保全計画
4) 有効利用業務	有効利用計画
5) 情報管理業務	各種報告書様式 各種報告書提出要領
6) 防災管理業務	緊急対応マニュアル BCP（事業継続計画） 自主防災組織体制表 防災訓練実施要領 事故報告書様式
7) 関連業務	清掃要領・体制 防火管理要領・体制 施設警備防犯要領・体制 住民対応要領・体制
8) その他	安全衛生管理体制 安全作業マニュアル モニタリング実施計画

(3) 業務報告書

運営事業者は、本事業における各業務の遂行状況に関し、日報、月報、年報その他の報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、組合に提出するものとする。なお、業務報告書の様式、記載方法等については、組合と運営事業者の協議により定めるものとする。

運営事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録、報告書等を作成し、運営事業者の事業所内に作成後契約期間にわたって保管しなければならない。運営

事業者は、組合の要請があるときは、それらの日誌、点検記録、報告書等を提出しなければならない。

15) 保険

運営事業者は運営・維持管理期間中、本事業の運用上必要と考える保険に加入するものとする。加入する保険の種別等については、組合と協議の上決定するものとする。なお、運営期間中は組合にて一般財団法人全国自治協会による建物災害共済に加入する予定である。

16) 地元雇用や地元企業の活用

運営事業者は、本業務の実施に当たって、下請人等を選定する際は、地元企業（組合圏域内に本店を有する者。）の中から選定するよう努める。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に地元企業を活用するよう努める。

3. 関係法令等の遵守

運営・維持管理に当たっては、「第2章第1節 3. 関係法令等の遵守」に示す各種関係法規等を遵守しなければならない。

4. 運営・維持管理期間終了時の取扱い

1) 運営・維持管理期間終了時の確認

運営事業者は、運営・維持管理期間終了後も継続して使用することに支障がない状態であることを確認するため、自らの費用と責任において第三者機関による施設機能の確認検査を、組合の立会の下に実施する。確認検査の方法は精密機能検査に準ずる。

当該検査の結果、運営・維持管理対象施設が運営・維持管理期間終了後も継続して使用することに支障がなく、次に示すような状態であることを確認したことをもって、組合は運営・維持管理期間終了時の確認とする。

また、当該検査の結果、運営・維持管理対象施設が運営・維持管理期間終了後も継続して使用することに支障がある場合は、運営事業者は、自らの費用負担において、必要な補修などを実施する。

- (1) 本施設が、完成図書において保証されている基本性能を満たしている。
- (2) 建物の主要構造部などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。
- (3) 内外の仕上げや設備機器などに、大きな破損や汚損などがなく良好な状態である。

なお、ここで「継続して使用する」とあるのは、運営・維持管理期間満了後の運営を担当する事業者（又は組合）が、適切な点検、補修などを行いながら使用することをいう。

また、「本施設が、完成図書において保証されている基本的な性能を満たしている」とは、本施設が「第3章第1節 2. 5) 基本性能」を満たすことをいう。

2) 運営・維持管理期間終了後の運営方法の検討

- (1) 組合は、運営・維持管理期間終了の36箇月前から運営・維持管理期間終了後の運営・維持管理対象施設の運営方法について検討する。運営事業者は、組合の検討に協力する。

- (2) 組合が、運営・維持管理期間終了後の運営・維持管理対象施設の運営を自ら実施するか、又はこれについて公募などの方法により新たな運営事業者を選定する場合、運営事業者は次の事項に関して協力する。
- ① 新たな運営事業者の選定に際して、資格審査を通過した者に対する運営事業者が所有する資料の開示
 - ② 特定部品の供給
 - ③ 新たな運営事業者による運営・維持管理対象施設及び運営・維持管理状況の視察
 - ④ 運営・維持管理期間中の引継ぎ業務（最長 3 箇月）
 - ⑤ その他新たな運営事業者の円滑な業務の開始に必要な支援
- (3) 運営・維持管理期間終了時には、運営・維持管理対象施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡す。また、予備品や消耗品などについては、6 箇月間使用できる量を補充した上で、引き渡す。
- (4) 組合が運営・維持管理期間終了後の運営・維持管理対象施設の運営を公募に供することが適切でないと判断した場合、運営・維持管理対象施設の運営の継続に関して組合と次に示すように協議に応じる。
- ① (1)の検討の結果、運営・維持管理業務の延長が必要となった場合は、組合と運営事業者は、本事業の延長について協議を開始する。運営・維持管理期間終了日の 12 箇月前までに、組合と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本業務は延長される。
 - ② 本業務の延長に係る協議において、組合と運営事業者の合意が、運営・維持管理期間終了日の 12 箇月前までに成立しない場合は、前項に規定された運営・維持管理期間終了日をもって、運営・維持管理業務は終了する。
- (5) 組合が運営事業者と運営・維持管理期間終了後の運営の継続について協議する場合、運営・維持管理期間終了後の運営・維持管理業務委託料は、運営・維持管理期間中の運営・維持管理業務委託料に基づいて決定する。このために、運営・維持管理期間中の次の事項に関する費用明細及び運営・維持管理期間終了翌年度の諸実施計画を事業終了の 12 箇月前までに提出する。
- ① 人件費
 - ② 運転経費
 - ③ 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - ④ 用役費
 - ⑤ 運営・維持管理期間中の財務諸表
 - ⑥ その他必要な経費

第2節 運営・維持管理体制

1. 全体組織計画

運営事業者は、本業務にかかる組織として、以下により適切な組織構成を計画するものとする。

- (1) 運営事業者は、本業務の実施に当り、適切な業務実施体制を整備する。
- (2) 運営事業者は、本事業の現場総括責任者として、破砕・リサイクル施設の廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置する。
- (3) 運営事業者は、事業開始後2年間以上は、現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした破砕・リサイクル施設の現場総括責任者としての経験を有する者を配置する。
- (4) 運営事業者は、本事業を行うにあたり必要な有資格者を配置する。なお、電気主任技術者については、組合が配置する。

表 3-2 必要有資格者（参考）※1

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者※2	安全に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者※2	衛生に係る技術的事項の管理(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場)
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督

※1：その他運営を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

※2：提案内容により、安全衛生推進者でも可。

2. 労働安全衛生・作業環境管理

運営事業者は、本業務に係る労働安全衛生・作業環境管理として、以下により計画するものとする。

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備する。
- (2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。
- (3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
- (4) 運営事業者は、作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事する労働者に使用させるものとする。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくものとする。
- (5) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。
- (6) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。

- (7) 運営事業者は、作業環境に関する調査・計測を行い、作業環境管理報告書を組合に提出する。
- (8) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行う。
- (9) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、労働者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について組合に報告する。
- (10) 運営事業者は、従業員に対して、定期的に安全衛生教育を行う。
- (11) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、組合の参加について協議するものとする。
- (12) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つものとする。

3. 防火管理

- (1) 運営事業者は、消防法等関係法令に基づき、運営・維持管理対象施設の防火上必要な管理者、組織等を整備する。
- (2) 運営事業者は、整備した防火管理体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。
- (3) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行う。
- (4) 特に、受入貯留ヤード、不燃ごみ処理設備については、入念な防火管理を行う。

4. 施設警備・防犯

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設の警備体制を整備する。
- (2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。
- (3) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設の警備を実施し、第三者の安全を確保する。
- (4) 運営事業者は、休日の来訪者について、必要に応じて対応を行う。

5. 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

第3節 運転管理業務

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の各設備を適切に運転し、運営・維持管理対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守し搬入される対象廃棄物を適正に処理するとともに、経済的運転に努める。

1. 運転管理体制

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設を適切に運転管理するために、十分な運転維持管理要員の確保を行い、運転管理体制を整備する。
- (2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

2. 運転条件

- (1) 運営事業者は、「第2章第1節 2. 本施設の基本条件」に示す条件に基づき、施設を適切に運転管理する。
- (2) 運営事業者は、本施設に搬入される受入対象物を滞りなく処理するものとする。ただし、偏った運転計画とはせず、効率的な運転に努める。
- (3) 本施設は、原則として施設の運転時間を5時間/日とするが、繁忙期対応等により時間延長する場合には組合と協議する。
- (4) 災害廃棄物を処理する場合等については、日曜日であっても搬入を行うことがあるため、協力するものとする。
- (5) 緊急時の動線については、組合と協議を行うものとする。

3. 受入対象物の受入

1) 受付管理

- (1) 運営事業者は受入対象物、資源物等を搬入・搬出する車両を確認し、管理を行わなければならない。
- (2) 運営事業者は直接搬入車両に対して、排出地域、ごみの性状、形状、内容について、組合が定める基準を満たしていることを確認するものとする。持ち込まれた廃棄物が基準を満たしていない場合は、受け入れてはならない。
- (3) 運営事業者は、搬入される受入対象物を受入貯留ヤード、直接搬入荷下ろしヤード等の受入・供給設備にて受入可能である限り、受け入れるものとする。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を組合に報告し、組合の指示に従うものとする。

2) 案内・指示

運営事業者は直接搬入車両に対し、各施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。特に、繁忙期等は車両の誘導員を配置する等、施設運営や交通安全面等に配慮するものとする。

3) 受付時間

計量棟における受付時間は、「第2章第1節 2. 6) ごみ搬入日及び搬入時間」のとおりとする。

4. 搬入管理

- (1) 運営事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム、直接搬入荷下ろしヤード及び施設周辺において搬入車両を誘導・指示するものとする。必要に応じて誘導員を配置する等、適切な誘導・指示を行うものとする。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設に搬入される対象廃棄物について、善良なる管理者の注意義務を持って処理困難物及び処理不適物の混入を防止し、混入されていた場合には排除するものとする。また、ごみ区分の間違い等を発見した場合には、速やかに組合に報告するとともに、組合が行う指導に協力する。
- (3) 運営事業者は、受入対象物の中から処理困難物及び処理不適物を発見した場合、組合に報告する。また、選別された処理不適物については、極力運営・維持管理対象施設内で処理できるよう前処理等を行うこと。やむを得ず運営・維持管理対象施設内で処理できないものについては組合が外部にて処理・処分を行うまでの間、組合の指示に従って組合又は組合が指定する業者へ引き渡すまで場内にて適切に保管する。なお、運営事業者は、場内にて組合又は組合が指定する業者への積み込み作業までを業務範囲とする。
- (4) 運営事業者は、直接搬入ごみに含まれる処理不適物の検査を直接搬入荷下ろしヤードにて実施し、その混入を防止すること。特に、段ボール箱等に入れられたものについては、その中身について確認するものとする。また、組合が処理困難物としているものについては、持ち帰りを指導し、資源化が可能なものについては、資源化を行うものとする。
- (5) 運営事業者は、上記の選別後に処理不適物が残った場合の取扱いは、上記(3)と同様とする。
- (6) 運営事業者は、直接搬入ごみの荷下ろし時に適切な指示等を行い、ごみ種ごとに一時貯留する。
- (7) 運営事業者は、組合が不定期に実施する展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力するものとする（年1回程度）。

5. 適正処理

運営事業者は、関係法令、施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された処理対象物を適正に処理するものとする。

6. 適正運転

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認する。

7. 搬入搬出物の性状分析等

1) 搬入物

- (1) 運営事業者は、受入対象物のうち、金属類、ビン・ガラス類の性状について、定期的に分析・管理を行うものとする。
- (2) 分析項目、方法については、「昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号」に準じるものとするが、該当しないものについては、分析項目、方法について組合との協議にて決定する。
- (3) 分析の頻度は、年 1 回実施する。

2) 搬出物

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設からの搬出物の純度、回収率等の性状について、定期的に分析して確認するとともに、管理を行うものとする。
- (2) 分析の頻度は、年 1 回実施する。

8. 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、本要求水準書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力しなければならない

9. 組合敷地内での運搬

- (1) 運営事業者は、直接搬入荷下ろしヤードに貯留した受入対象物をごみ種別に応じて、受入貯留ヤード又は粗大ごみ置き場へ運搬する。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設内において選別したびんを貯留・保管し、既設のストックヤードへ運搬する。
- (3) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設において選別した収集袋等の可燃性残渣を焼却施設へ運搬する。

10. 施設外への搬出

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設内において選別した資源物等を貯留・保管し、運営事業者が搬出車両への積込みを行い、組合又は組合の指定する業者に引き渡すものとする。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設において処理不適物から選別された最終処分物について、運営・維持管理対象施設内に貯留・保管し、運営事業者が搬出車両への積込みを行い、組合又は組合の指定する業者に引き渡すものとする。

11. 運転計画の作成

- (1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、組合の承認を得なければならない（対象年度の前年の 9 月末日まで）。
- (2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、組合の承認を得なければならない（対象月の前月の 20 日まで）。
- (3) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設の年間運転計画及び月間運転計画に従って運転管理業務を実施するものとする。

- (4) 運営事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画に変更が生じる場合、組合と協議の上、計画の変更をしなければならない。

1 2. 運転管理マニュアルの作成

- (1) 運営事業者は、施設の運転操作に関して、運転管理上の目安としての管理値を設定するとともに、操作手順及び方法について取扱説明書に基づいて基準化した運転管理マニュアルを作成（運営・維持管理業務開始日の 30 日前まで）し、マニュアルに基づいた運転を実施しなければならない。
- (2) 運営事業者は、策定した運転管理マニュアルについて、施設の運転にあわせて随時改善していかなければならない。

1 3. 運転管理記録の作成

運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、補修等の内容を含んだ運転日誌、日報、月報、年報等を作成しなければならない。

1 4. 教育訓練

1) 運転教育計画書の作成

運営・維持管理対象施設に関して、運営・維持管理期間を通じた運転教育計画書を策定し、組合の確認を受ける。

2) 運転教育の実施及び期間

- (1) 策定した運転教育計画書に基づき、運営事業者が自ら確保した従事者などに対し、適切な教育訓練を行う。
- (2) 運営開始に際しては、運営・維持管理対象施設の試運転期間中に建設事業者より運営・維持管理対象施設の運転に必要な教育訓練を受ける。
- (3) 上記の教育期間は、試運転期間中から 3 年間は必要に応じ建設事業が行うものとする。

1 5. 試運転期間中の運転管理

1) 試運転、予備性能試験及び引渡性能試験

建設事業者が実施する運営・維持管理対象施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、運営事業者がこれを建設事業者から受託して行うことができる。なお、その際の責任分担等は運営事業者、建設事業者の協議により決定し、組合の確認を受けるものとする。

1 6. 基準値を満足できない場合の対応

1) 停止基準

基本的に本要求水準書の性能を満足した運転をするが、公害防止基準等を満足しているか

否かの判断基準として、停止基準を設定する。

停止基準の項目及び基準値は、「第 1 章 第 1 節 2. 12) 公害防止基準」に示しておりとする。

2) 停止基準を満足できない場合の復旧作業

停止基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

- (1) プラント設備を即時停止する。
- (2) 基準を満足できない原因を把握する。
- (3) 復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む）を作成し、組合の了解を得る。
- (4) プラント設備の改善作業を行う。
- (5) 改善作業の終了を報告し組合は検査を行う。
- (6) 試運転を行い、その報告書について組合の了解を得る。
- (7) 継続して計測を行いながら復旧する。

第4節 維持管理業務

運営事業者は、搬入される受入対象物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう運営・維持管理対象施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うものとする。

1. 調達・管理

1) 備品・什器・物品・用役の調達

- (1) 運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、組合に提出し、承諾を得るものとする。なお、調達の対象には、以下の事項も含むものとする。
 - ① 運営・維持管理対象施設にて使用するドラム缶、パレット、コンテナ等（作業性や保管性、搬出頻度・量を踏まえて運営事業者にて決定する。）
 - ② 施設パンフレット（2年目以降は、一般向け（日本語・英語）及び小学生向け年間1,000部ずつ）
 - ③ 必要な予備品（破損や摩耗等の発生確率、施設の運転継続に対する機器の重要度、調達期間等の観点から選定すること）、消耗品
- (2) 運営事業者は、調達計画に基づき、備品・什器・物品・用役の調達を行うものとする。
- (3) 運営事業者は、作成した調達計画を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得ることにより、当該調達計画を適宜変更することができる。
- (4) 調達計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び運営事業者の協議により決定する。

2) 車両の調達

運営事業者は、運営・維持管理業務期間（試運転以降の期間を含む）を通じて必要となる下記の車両について、施設の運転管理・維持管理に支障のない車両を選定し、運営事業者自らの費用と責任で必要な時期までに調達し、維持管理するものとする。なお、車両を購入する場合は、運営事業者の所有とする。

- (1) ホイルローダ、ショベルローダまたはフォーク付きバックホウ等の受入貯留ヤードでの作業に必要な重機
- (2) 資源物等の搬出・運搬に必要な車両
- (3) その他施設の維持管理に必要な車両（高所作業車等）

3) 備品・什器・物品・用役の管理

- (1) 運営事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。
- (2) 運営事業者が使用する備品類（机・ロッカー・TV等）は、必要な時期（必要な時期とは、運営事業者及び建設事業者が本事業において必要と考える時期であり、設計・建設期間も含むものとする。）に運営・維持管理業務において調達・購入するものとする。なお、事業期間終了時にこれら備品類の財産処分については、組合と協議するものとする。ただし、組合は、これらの買取りは予定していない。

2. 施設の機能維持

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の基本性能を運営・維持管理期間にわたり確保・維持する。

3. 点検・検査

1) 点検・検査計画

- (1) 運営事業者は、点検及び検査を運営・維持管理対象施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。
- (2) 点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（各年度、運営・維持管理期間を通じたもの）を作成するものとする。
- (3) 点検・検査計画書は組合に提出し、その承諾を得るものとする。
- (4) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し、計画するものとする。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うものとする。
- (5) 運営事業者は、作成した点検・検査計画を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得ることにより、当該点検・検査計画を適宜変更することができる。
- (6) 点検・検査計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び運営事業者の協議により決定する。

2) 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施するものとする。
- (2) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施するものとする。
- (3) 点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管する。
- (4) 点検・検査結果報告書を作成し組合に提出する。
- (5) 組合が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施するものとする。

4. 補修

1) 補修に関する考え方

- (1) 補修は、運営・維持管理対象施設の性能を確保した状態での延命及び事故防止を図り、運営・維持管理期間終了後も適正に運営・維持管理対象施設の運営ができるようにすることを目的とする。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理期間終了の 36 箇月前に運営・維持管理期間終了後の補修計画書を作成する。なお、本計画書作成にあたっては組合も協力する。
- (3) 想定外の経年変化、原因不明による劣化、停止によって生じる改修、補修工事については協議する。
- (4) 生産性の向上、環境負荷低減に寄与する改良保全としての工事については組合と協議する。

2) 補修計画の作成

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理期間を通じた補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した補修計画について、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営・維持管理期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、組合に提出すること。更新した補修計画について、組合の承諾を得るものとする。
- (3) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出すること。作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得るものとする。
- (4) 運営事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整である。
- (5) 補修計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び運営事業者の協議により決定する。

3) 補修の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、運営・維持管理対象施設の基本性能を確保・維持するために、補修を行うものとする。
- (2) 補修に際しては、補修工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得るものとする。
- (3) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議による年数保管する。
- (4) 運営事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである（表 3-3 補修の範囲（参考））
 - ① 点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整
 - ② 設備が故障した場合の修理、調整
 - ③ 再発防止のための修理、調整

表 3-3 補修の範囲（参考）

作業区分			概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期点検整備	定期的に点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	部分的な分解点検検査 給油 調整 部分取替 精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※：表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいずれにも該当する。

5. 施設の保全

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うものとする。

6. 機器更新

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理期間内における運営・維持管理対象施設の基本性能を確保・維持するために、機器の耐用年数を考慮した運営・維持管理期間にわたる更新計画を作成し、組合に提出する。作成した更新計画について、組合の承諾を得るものとする。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理期間中に組合が求める場合は、最新の更新計画を作成し、組合に提出する。作成した更新計画について、組合の承諾を得るものとする。
- (3) 運営事業者は、更新計画の対象となる機器について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、運営事業者の費用と責任において、機器の更新を行う。ただし、法令改正、不可抗力によるものは運営事業者による機器更新の対象から除くものとする。
- (4) 運営事業者は、作成した更新計画を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得ることにより、当該更新計画を適宜変更することができる。
- (5) 更新計画の作成期限、記載事項等の詳細は、組合及び運営事業者の協議により決定する。

7. 点検・検査、補修、更新等により発生する残材の取扱い

点検・検査、補修、更新等で発生する取り換え部品等の残材（金属類のスクラップ、部品、廃材等）の処分（廃棄・リサイクル）とそれに伴う費用（支出・収入）は全て運営事業者の所掌とする。

8. 改良保全

運営事業者は、改良保全を行おうとする場合は、改良保全に関する計画を提案し、組合と協議すること。ここでいう改良保全とは、著しい技術又は運営手法の革新等（以下「新技術等」という。）がなされ、本業務において当該新技術等を導入することにより、短期的若しくは長期的に作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、消耗品の使用量の削減等により、経費の削減等が見込めるような改良をいう。

9. 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、自らの費用負担により、運営・維持管理対象施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施する。
- (2) 運営事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出する。
- (3) 運営事業者は、精密機能検査の履歴を運営・維持管理期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本事業終了後、組合に無償で譲渡する。
- (4) 精密機能検査の結果を踏まえ、運営・維持管理対象施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び補修計画の見直しを行う。

10. 建築物等の保守管理

建築物の保守管理については、次に示すとおり行うものとし、詳細は建築物等の保守管理計画書に定める。運営事業者は、運営期間を通じた建築物等の保守管理計画書を作成し、組合の承諾を得る。

- (1) 安全性及び防災性を確保し、人災発生を未然に防止する。
- (2) 突発的な事故等を未然に防ぎ、経済的損失を抑制する。
- (3) 建築物の資産価値の維持を図る。
- (4) 美観及び品位を維持し、地域社会の環境向上に貢献する。
- (5) 消防用設備、AED の保守、点検を行う。なお、AED の耐用期間が過ぎた場合は運営事業者が更新する。
- (6) 対象となる建築物の照明、採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な補修、更新等を次のとおり行う。
 - ① 運営事業者は、維持管理作業が終了したときは、必要な検査等を行い、作業の完了を組合に報告する。
 - ② 組合は、当該維持管理作業の施工検査を実施し、必要に応じて建築物等の保守管理計画書を改訂するよう運営事業者に求めることができる。
 - ③ 運営事業者は、作成した建築物等の保守管理計画書を変更する場合には、組合と協議の上、組合の承諾を得る。
 - ④ 運営事業者は、維持管理の履歴を運営期間中にわたり電子データとして保存するとともに、本事業終了後、組合に引き渡す。
- (7) 屋根、外壁、建具、天井・内壁、床、階段等について、以下の項目を中心にセルフモニタリングを行う。
 - ① 漏水等がないこと
 - ② 腐食等がないこと
 - ③ ひび割れ等がないこと
 - ④ 稼働部の異常作動等がないこと
 - ⑤ 変形等がないこと
 - ⑥ その他運営上で支障となる項目等がないこと
- (8) 外構について、以下の項目を中心にセルフモニタリングを行う。
 - ① コンクリート表面・舗装等が適切に保たれていること（構内道路）
 - ② マーキング等が適切に保たれていること（構内道路）
 - ③ ごみ、落葉等が散乱していないこと
 - ④ その他運営上で支障となる項目等がないこと

第5節 環境管理業務

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等が実施できるよう環境管理業務を行うものとする。

1. 環境保全基準

- (1) 運営事業者は、公害防止基準、関係法令、生活環境影響調査報告書等を遵守した環境保全基準を定める。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理に当たり、環境保全基準を遵守する。
- (3) 法改正等により環境保全基準を変更する場合は、組合と協議するものとする。

2. 環境保全計画

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理期間中、運営・維持管理対象施設からの騒音、振動、悪臭等により周辺環境に影響を及ぼすことがないように、環境保全基準等の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、組合の承諾を得るものとする。
- (2) 運営事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認する。
- (3) 運営事業者は、環境保全基準の遵守状況について組合に報告する。

3. 作業環境管理基準

- (1) 運営事業者は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定める。
- (2) 運営事業者は、運営・維持管理に当たり、作業環境管理基準を遵守する。
- (3) 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、組合と協議する。

4. 作業環境管理計画

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成し、組合の承諾を得るものとする。
- (2) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認する。
- (3) 運営事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について組合に報告する。

第6節 有効利用業務

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の基本性能を発揮し、関係法令、公害防止基準等を遵守した適切な運転管理等を実施し、資源物等の有効利用業務を行うものとする。

1. 資源物等の資源化

1) 基本事項

運営・維持管理対象施設を運転することにより発生する資源物は、組合が指定する回収業者に引き渡すことにより、有効利用を図るものとする。

2) 資源物等の取り扱い

事業者は、運営・維持管理対象施設を運転することにより発生するスチール缶（圧縮）、アルミ缶（圧縮）、鉄屑、家電、小型家電、ビン、残渣（ガラス類）、乾電池、蛍光灯、ペットボトル（圧縮梱包）を組合が指定する回収業者に引き渡す。運営事業者は、運営・維持管理対象施設にて保管・貯留し、搬出車両への積み込みを行う。

2. 処理不適物等の適正処分

1) 基本事項

運営・維持管理対象施設を運転することにより発生する処理不適物、処理困難物等は、外部委託先にて適正処分する。

2) 処理不適物等の取扱い

運営・維持管理対象施設を運転することにより発生する処理不適物及び処理困難物は、組合が指定する回収業者に引き渡す。運営事業者は、運営・維持管理対象施設にて保管・貯留し、搬出車両への積み込みを行う。

第7節 情報管理業務

1. 報告書の作成・提出

1) 運転記録報告

- (1) 運営事業者は、廃棄物搬入量、廃棄物排出量（最終処分物、資源物）、運転データ、用役データ、運転日誌、日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、組合に提出する。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定するものとする。
- (3) 運転記録関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

2) 点検・検査報告

- (1) 運営事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、組合に提出する。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定するものとする。
- (3) 点検・検査関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

3) 補修・更新報告

- (1) 運営事業者は、補修計画を記載した補修計画書及び補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、組合に提出する。
- (2) 運営事業者は、更新計画を記載した更新計画書及び更新結果を記載した更新結果報告書を作成し、組合に提出する。
- (3) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定するものとする。
- (4) 補修、更新関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

4) 環境管理報告

- (1) 運営事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境管理報告書を作成し、組合に提出する。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定するものとする。
- (3) 環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

5) 作業環境管理報告

- (1) 運営事業者は、作業環境管理計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境管理報告書を作成し、組合に提出する。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定するものとする。
- (3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

6) 有効利用報告

- (1) 運営事業者は、組合からの情報提供を受け、回収物の有効利用方法、有効利用先、有効利用量等を記載した有効利用管理報告書を作成し、組合に提出する。
- (2) 報告書の提出頻度・時期・詳細項目は組合と協議の上、決定するものとする。
- (3) 資源化促進管理関連データは、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

2. 施設情報管理

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設に関する各種マニュアル、図面等を運営・維持管理期間にわたり適切に管理する。
- (2) 運営事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、運営・維持管理対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更する。
- (3) 運営・維持管理対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については組合と協議の上、決定するものとする。

3. その他管理記録報告

- (1) 運営事業者は、運営・維持管理対象施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が要望するその他の管理記録について、管理記録報告を作成する。
- (2) 提出頻度・時期・詳細項目については、組合と別途協議の上、決定する。
- (3) 組合が要望する管理記録については、法令等で定める年数又は組合との協議による年数保管する。

第8節 防災管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な防災管理業務を行うものとする。

1. 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。

2. 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、組合の承認を得るものとする。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお、運営事業者は作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

また、運営事業者は、BCP（Business Continuity Planning：事業継続計画）を策定し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、災害発生時に施設機能を確保し、短期間で平常業務へ復帰する体制を構築すること。

3. 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、組合等への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

4. 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行う。また、防災訓練等の開催に当たっては、事前に自主防災組織の構成団体に連絡し、当該団体の参加について協議するものとする。

5. 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出する。

第9節 関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

1. 清掃

運営事業者は、運営・維持管理対象施設の清掃計画を作成し、各施設・設備により、適宜ワックスがけ、窓清掃等の適切な対応を行い、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。

なお、運営・維持管理対象施設内の電球等の備品等の調達、購入、補充等を含むものとする。

1) 業務の対象範囲

運営・維持管理対象施設の屋内・屋外並びに本敷地内にある外構施設を対象とする。

2) 業務の内容

運営事業者は、運営・維持管理対象施設を衛生的に保ち、作業員等が安全かつ快適に使用できるように下記の清掃作業を行う。

- ① 日常清掃：毎日 1 回程度行う清掃作業
- ② 定期清掃：月 1 回、若しくは年 1 回程度の間隔で行う清掃作業
- ③ 特別清掃：特殊な部位の清掃を年 1～3 回程度行う清掃作業
 - (ア) 外壁窓ガラス洗浄
 - (イ) 外壁サッシ洗浄、シャッター清掃（シャッターを設ける場合）
 - (ウ) ブラインド洗浄、照明器具清掃、吸込口及び吹出口清掃、ダクト清掃
 - (エ) 排水溝清掃、マンホール清掃

2. 住民への対応

- (1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の理解、協力を得るものとする。
- (2) 住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに組合に報告し、対応等について組合と協議を行うものとする。

3. 協議会の設置

- (1) 運営事業者と組合は、本業務を円滑に遂行するため、情報交換及び業務の調整を図ることを目的として協議会を設置する。詳細については、別途作成する設置要綱にて定める。なお、設置要綱の内容については、組合、運営事業者との協議により定めるものとする。
- (2) 運営事業者と組合は、協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができるものとする。

4. セルフモニタリング

- (1) 運営事業者は、要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を自らモニタリングし、組合はその報告に基づき確認を行う。

- (2) セルフモニタリングにおいては、各業務の計画ならびに執行状況を確認するとともに、提案書にて提案した内容の確認を含むものとし、チェックリストを作成して提出する。
- (3) チェックリストは、各業務に定められる図書の一覧のほか、要求水準書及び提案書との適合状況を確認できるものとし、モニタリング実施計画書として提出する。詳細は運営・維持管理業務開始までに組合と協議のうえ決定する。

第 10 節 組合の業務

1. 本事業において組合の実施する業務

(1) 運営モニタリング業務

組合は、本事業の実施状況の監視を行う。組合が行う運営モニタリングに要する費用は、組合負担とする。

(2) 受入対象物の搬入業務

組合は、受入対象物を運営・維持管理対象施設に搬入する。

(3) 受入対象物の受付に伴う料金徴収業務

組合は、受入対象物の受付に伴う料金徴収を行う。

(4) ごみ処理に伴う資源化業務

組合は、ごみ処理に伴い発生する資源物の回収業者との契約業務及び支払い管理を行う。

(5) ごみ処理に伴う処分業務

組合は、ごみ処理に伴い発生する処理困難物及び処理不適物などの処分を行う。なお、最終処分場への運搬は、組合自らの費用と責任において実施する。

(6) 住民対応業務

組合は、運営事業者で解決できないクレーム処理等、住民への対応を行う。

(7) 運営・維持管理業務委託料の支払業務

組合は、運営モニタリングの結果に応じて、運営事業者に運営・維持管理業務委託料を支払う。

2. モニタリングの実施

1) 運営段階

組合は、運営事業者による運営・維持管理業務の状況が、運営・維持管理業務委託契約書及び本要求水準書などに定める要件を満たしていることを確認するために運営・維持管理業務の監視を行う。運営事業者は、組合の行うモニタリングに対して、必要な協力を行う。

(1) ごみ処理状況の確認

(2) ごみ質の確認

(3) 各種用役の確認

(4) 資源物等の発生量の確認

(5) 保守、点検状況の確認

(6) 安全体制、緊急連絡などの体制の確認

(7) 安全教育、避難訓練などの実施状況の確認

(8) 事故記録と予防保全の周知状況の確認

(9) 緊急対応マニュアルの評価及び実施状況の確認

(10) 初期故障、各設備不具合事項への対応状況の確認

(11) 公害防止基準などの各基準値への適合性の確認

(12) 環境モニタリング

(13) 運転状況、薬品など使用状況の確認

- (14) 事業運営の確認及び評価（決算報告書及び環境報告書）
- (15) その他運営に関すること。

2) 事業終了時

運営・維持管理期間終了時には、組合は運営事業者から提示された計画の実施状況を確認し、運営事業者による運営・維持管理対象施設の機能検査などの結果を踏まえて運営・維持管理対象施設の現状の確認を行い、適切な状況にあることの確認を行う。

- (1) 運営・維持管理対象施設の機能状況の確認
- (2) 大規模補修を含む運営・維持管理対象施設の耐用度の確認
- (3) 事業継続に係る経済性評価の確認

別紙 1 用語の定義

No.	用 語	定 義
1	委託車両	組合が収集業務を委託して収集する車両をいう。
2	一般車両	組合への来客者等の車両をいう。
3	受入対象物	組合圏域内から排出され、組合の車両、委託車両、許可車両、直接搬入車両が搬入する金属類、ビン・ガラス類、ペットボトル、粗大ごみを総称して又は個別にいう。
4	運営・維持管理業務委託契約	組合と運営事業者が締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター運営・維持管理業務委託契約書」に基づく契約をいう。
5	運営・維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター運営・維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
6	運営事業者	運営・維持管理対象施設の運営・維持管理業務の遂行のみを目的として構成員により設立される特別目的会社をいう。
7	運営・維持管理対象施設	運営・維持管理業務で運営する施設をいう。本施設に加え、既設のストックヤードを含む。
8	企業グループ	本事業の入札に一体として参加する企業の集合体をいう。
9	基本協定	本事業開始のための基本的事項に係る組合と落札者の間で締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業基本協定書」に基づく協定をいう。
10	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本協定書（案）」をいう。
11	基本契約	本事業の実施に際し、組合と事業者の間に締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本契約書」に基づく契約をいう。
12	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 基本契約書（案）」をいう。
13	協力企業	構成企業のうち、運営事業者に出資しない者をいう。
14	許可車両	一般廃棄物収集運搬許可を取得した許可業者が自ら廃棄物を持ち込む車両をいう。
15	旧焼却施設	平成元年に竣工し、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて解体工事を行った焼却施設をいう。
16	組合	江戸崎地方衛生土木組合をいう。
17	建設工事請負契約	組合と建設事業者が締結する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター建設工事請負契約書」に基づく契約をいう。
18	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター建設工事請負契約書（案）」をいう。
19	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
20	建築物	本施設のうち、プラント設備を除く設備及び建物を総称していう。
21	工場棟	本施設のプラント設備等を含む建物を総称していう。
22	組合の車両	組合が収集する車両をいう。
23	建設事業者	本事業において、設計・建設業務を担当する者で、単独企業又は共同企業体をいう。
24	構成員	構成企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。

No.	用 語	定 義
25	構成企業	落札者を構成する企業をいい、構成員と協力企業からなる。
26	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
27	事業者	構成企業及び運営事業者を総称していう。
28	焼却施設	環境センターごみ焼却施設をいう。
29	処理困難物	組合では収集しないごみを総称していう。
30	処理対象物	受入対象物のうち、粗大ごみ及び処理困難物を除いたものを総称していう。
31	処理不適物	処理等に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称していう。
32	設計・建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
33	直接搬入車両	組合圏域内の住民が自ら家庭系ごみを直接持込む車両及び事業者が事業系ごみを直接持込む車両をいう。
34	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
35	入札説明書	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 入札説明書」をいう。
36	入札説明書等	組合が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属し、又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
37	入札提出書類	入札参加者が本事業の応募に際し、組合に提出するものとして、入札説明書に規定する図書をいう。
38	プラント設備	本施設の設備のうち、処理対象物を処理するために必要な全ての設備（機械設備・電気設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
39	別棟	複数の機能を有する施設を構造的に分割し、それぞれ独立して建築することをいう。
40	本事業	組合が実施する江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業をいう。
41	本施設	本事業において設計・建設される江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンターをいい、プラント設備及び建築物等を総称していう。
42	要求水準書	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 要求水準書」をいう。
43	落札者	落札者決定基準に基づき、組合が決定した入札参加者をいう。
44	落札者決定基準	入札公告時に公表する「江戸崎地方衛生土木組合新リサイクルセンター整備・運営事業 落札者決定基準」をいう。